

国際ロータリー第 2520 地区  
2025-2026 年度地区会員ハンドブック

国際ロータリー会長メッセージ

“UNITE FOR GOOD”  
良いことをするために団結しよう

ガバナー 加藤雄彦

## 目次

### 内容

第1章	2025－2026年度	
	フランチェスコ・アレツツォ会長 紹介.....	1
第2章－1	“3-year Rolling Regional Plans”における2024－2027年度 地区計画.....	4
第2章－2	東日本大震災後の義援金.....	7
第3章	歴代国際ロータリー会長のテーマ.....	10
第4章－1	2025－26年度ガバナー・ガバナーエレクト・ガバナーノミニー.....	17
第4章－2	地区ガバナーからのお願い.....	21
第4章－3	ロータリー章典 19.010.1 地区ガバナーの倫理規範.....	23
第4章－4	2025－2026年度 地区運営方針.....	24
第4章－5	会員数の推移.....	25
第5章－1	第2520地区歴代ガバナー.....	32
第6章－1	2025－2026年度国際ロータリー第2520地区委員会委員名簿.....	36
第6章－2	危機管理委員会.....	44
第7章－1	ロータリー章典に基づき地区が任命する委員会.....	59
第7章－2	地区が任意で任命することができる委員会.....	74
第8章－1	第一地域リーダー.....	106
第8章－2	地区ガバナー補佐会議.....	107

## 図表目次

## 図

図 1:国際ロータリー第 2520 地区 危機管理手順.....	55
図 2:『加藤雄彦ガバナー年度年次寄付・補助金サイクル図』.....	68
図 3:地区組織図.....	113

## 表

表 1:東日本大震災後の各科目ごとの義援金.....	7
表 2:海外からの義援金の明細.....	7
表 3:国内からの義援金の明細.....	8
表 4:地区会員数の推移.....	25
表 5:各分区会員数の推移.....	26
表 6:各ゾーン会員数の推移.....	27
表 7:各クラブ会員数の推移.....	28
表 8:各クラブの 2023-2024 年度の実績.....	70
表 9:各インターアクトクラブ詳細.....	79
表 10:各地区ごとの寄付金納入明細.....	103
表 11:クラブ別寄付金納入明細.....	104
表 12:地区予算・地区組織.....	110
表 13:2025-2026 年 ガバナーエレクト年度 年間行事日程.....	115
表 14:2025-2026 年 ガバナー年度 年間行事日程.....	116
表 15:クラブ訪問日程.....	117

ロータリー章典.....	122-132
--------------	---------

## 第1章

### 2025—2026年度 フランチェスコ・アレツツォ国際ロータリー会長



親愛なる友人の皆さま

2 週間前、私は自宅の居間で孫たちと遊んでいました。その数日後、私はカルガリ一行きの飛行機に乗り、この素晴らしい組織を率いるという突然の責任を負うこととなりました。人生はあっという間に過ぎますが、自分がいるべき場所に導いてくれるものです。

今年度の始まりに、次の明確なメッセージをお伝えしたいと思います:よいことのために手を取りあおう。シンプルながら、力強いフレーズです。ロータリーでは、あらゆる取り組み、日々の奉仕、入会してくる新会員、世界的な課題への対応の裏に、二つのことがあります。それは「友情」と「信頼」です。

強いクラブは、友情と信頼によって築かれます。私たちは、友情と信頼のもとに有意義なパートナーシップを築き、世界的な問題を各地域で解決へと導きます。私たちは、肩書や称賛のためでなく、謙虚さ、人間性、思いやりをもってリーダーシップを発揮します。しかし、実のところ、このようなリーダーシップは必ずしも簡単ではありません。私たちは人間であり、間違えることもあります。意見が対立することもあります。ロータリーではより大きな視点が求められます。ロータリーのビジョン声明の全文を見てみましょう:

「私たちは、世界で、地域社会で、そして自分自身の中で、持続可能な良い変化を生むために、人びとが手を取り合って行動する世界を目指しています」

特に肝心なのは、「自分自身の中で」という部分です。なぜなら、変革とは戦略から始まるものではないからです。変革は、一人ひとりの人格や互いへの接し方から始まります。どのように耳を傾け、サポートし、奉仕するかということから始まるのです。

今年度、そのことを胸にリーダーシップを発揮していただくようお願いいたします。関係を通じてロータリーを成長させ、より親しみやすく、柔軟で、新しいアイデアを受け入れるクラブとなり、1年という枠を超えてビッグに考えてください。私たちの任期はあっという間ですが、継続性とビジョンを持って計画、行動すれば、未長いインパクトを生むことができます。私たちの優先事項が、会員増強、ポリオ、平和であることも忘れないようにしましょう。かつてないほどポリオの根絶に近づいていますが、ここで歩みを止めるわけにはいきません。世界の子どもたちとの約束を守らなければなりません。また、ロータリーは1世紀以上にわたって平和を構築してきました。安全な水のシステム、青少年交換、母子の健康プロジェクトなど、あらゆる活動が平和へのステップとなります。

私が若き職業人としてロータリーに入会したとき、役に立ちたいと強く思っていました。人前で話すことを恐れていました。ロータリアンの仲間たちが私を信頼し、さまざまな役割を担うよう背中を押してくれました。そうする中で、ロータリーが私の人生を変えました。ロータリーは、勇気と目的を与えてくれました。何よりも、

皆さま、すなわち世界中の友人、チーム、ファミリーを与えてくれました。

友人の皆さま、引き出しの奥にしまっていた夢、特に大きすぎたり大胆すぎたりして実現できないと思っていた夢を、取り出すときが来ました。その夢に光を当てましょう。クラブ、地域社会、そして世界のために、よいことのために手を取りあおうではありませんか。リーダーとして奉仕するだけでなく、喜び、つながり、愛に満ちた1年といたしましょう。

感謝と敬意を込めて

2025-26 年度国際ロータリー会長  
フランチェスコ・アレツツォ

## 第2章—1

### “3-year Rolling Regional Plans”における 2024—2027年度地区計画

---

#### 1,地区計画の目的

地区は、3か年の「3-year Rolling Regional Plans(3年間の地区計画)」を立てることで、地区内のロータリークラブ(以下、「クラブ」という)に継続的、効果的支援を行います。同時に、地区内のクラブにそれぞれの3-year Rolling Goals(3年間の目標)の策定と行動の推進を促します。

#### 2,地区計画の目標

地区は、東日本大震災で甚大な被害を受けたが、世界中の多くのロータリーから莫大な支援を受けました。(P8~P10 参照)

地域社会はじめ国際社会においてロータリー活動を通して、持続的な恩返しおよび恩送りができるよう支援します。2026年4月17日・18日開催の地区大会では東日本大震災発災後の支援状況について振り返る時間として、「感謝と友情」をテーマとして掲げ、「友情の広場」においてパネルディスカッションを予定しています。大会剰余金が発生した場合は、能登半島地震および豪雨被害等への恩返し・恩送りのための地区災害支援金等として活用します。

- ・ロータリーの理念、目的を理解し、ロータリーのルールを守る。
- ・歴史と伝統を大切にしつつ、時代に沿った活動をする。
- ・公平性と継続性を尊重し、多様性へも果敢に挑戦し、異なる視点を有する新会員獲得に努め、より多方面に豊かな知識を高め深めていく方向性を探る。
- ・地域での公共イメージの定着を図りながら、新たなパートナーと共に奉仕活動を創出する。

・クラブ会員の定着を図り、クラブの組織力を維持する。新入会員獲得と退会会員防止策を同じレベルで実践する。そのツールとしてマイロータリーの利用の向上を図る。

### 3, 地区計画の行動指針

地区は、国際ロータリーが希求する「3年間の行動計画」を策定するため、奉仕(SERVICE)、親睦(FELLOWSHIP)、多様性(DIVERSITY)、高潔性(INTEGRITY)、リーダーシップ(LEADERSHIP)の5つの中核的価値観を基盤としたクラブの行動指針を作成することを奨励する。  
(2010年11月理事会決定38号)地区は、クラブが他団体との協力を含め国際社会及び地域社会のニーズに合った奉仕活動を行うことを奨励し、より多くの参加者の積極的な関わりを促す。

### 4, 3-year Rolling Goals(3年間の目標)

地区は、クラブが地域の実情を考慮しながら、時代の変化を見据えたクラブの行動計画とその実現に向けた優先事項の設定と目標を定めるために、3-year Rolling Goals(3年間の目標)の立案と行動の推進を促します。下記にある事項が含まれることが望ましい。

下記のジャパンポータルサイトに記載されている内容を参考にして、クラブの3年間の目標を策定し、3年間の行動計画のシートに記入することが容易である。

<https://www.japanrotary.club>

#### ・組織の基盤強化の支援

クラブの実情を踏まえて年度毎のクラブ会員維持計画の策定と3年間の行動計画(方針)を推進する同時にマイロータリー(クラブセントラル)への登録を進める。進める上でジャパンポータルサイトから3年間の行動計画シートをダウンロードして紙ベースで記入してからクラブセントラルへの入力により円滑に進むので推奨する。

#### ・会員維持の共通認識

IM(インターシティミーティング)を活用して分区あるいはゾーン主催の新会員を対象としたロータリー情報に係るラーニングを実施する。

#### ・会員の多様性、公平さ、インクルージョン

クラブは会員の多様性、公平さ、インクルージョンを最優先する。新しい機会を追求し、リーダーとなるための研究を行う。

#### ・奉仕活動の増加

分区(ゾーン)あるいはクラブの奉仕プロジェクトに対し DDF(地区財団活動資金)を活用してロータリーの公共イメージと認知度の向上を図る。

グローバル補助金(GG)の申請にあたっては、日本国内 34 地区と共に、地区 Intercountry Committee(国際共同委員会)が策定した行動計画を地区国際奉仕委員会と地区ロータリー財団委員会と協議しながらロータリーの一員として、「自由と平和の構築」に向けた未来への投資を推進する。

#### ・公共イメージと認知度の向上

クラブがホームページ、SNS、マスコミなどを活用して、世界や社会に良いことをする行動人としてのロータリーの社会的認知度向上に繋がる事を支援する。同時に若い世代にロータリーのイメージを浸透させるための試みを実行する。加えて、ロータリー以外の様々な形でのパートナーシップの確立を目指し、クラブのみならず周囲の組織や機関との繋がりを模索する。

#### ・ロータリー財団、米山記念奨学会への寄付

未来への大きな投資であるとの理解の促進を図り、ファンドレイジングへの協力関係を維持する。とくに、東日本大震災への支援に対する恩返し・恩送りの対象として、2011年11月設立の「ロータリー希望の風奨学金」(震災後の被災孤児への奨学金:「ロータリーの友 2024年9月号」P24~P26を参照)へ寄付する。(次項に東日本大震災後の義援金資料)

・上記に関して財団セミナー等で公認会計士・税理士資格を有する地区内会員から優遇税制の具体的内容に関する講座を設ける。特に公益財団法人ロータリー日本財団の仕組みを学ぶ。

## 第2章—2

### 【東日本大震災発災後の義援金】(参考)

表 1:東日本大震災後の各科目ごとの義援金

【2010-2011年度】

#### 収入の部

科目	金額	摘要
ガバナー会	50,000,000	ガバナー会からの義援金
ロータリークラブ (国内)	123,866,554	国内RC (ロータリアン含) からの義援金
ロータリークラブ (海外)	10,477,419	海外ロータリークラブからの義援金
米山記念奨学会	4,897,500	米山記念奨学会からの義援金
その他	106,570	個人からの義援金
受取利息	3,356	決算利息
<b>合計</b>	<b>189,351,399</b>	

表 2:海外からの義援金の明細

#### 義援金明細 (海外)

日付	送金人 (方法) ※国	金額
<b>2011年</b>		
3月28日	バリタマンロータリークラブ ※インドネシア	1,023,968
4月4日	PRADIP JAIN(D2 ※インド	50,000
4月14日	ROTARY DISTRICT 5830 (海外被仕向送金) ※アメリカ	2,024,492
4月20日	加古川RC (海外からの支援を中継)	500,000
4月20日	DISTRICT 3480 (海外被仕向送金) ※台湾	4,093,000
5月6日	ROTARY CLUB OF APPLE VALLEY (海外被仕向送金) ※アメリカ	39,710
5月9日	MR CHIA SHIH CHAN HENRY (海外被仕向送金) ※シンガポール	257,516
5月12日	ROTARY CLUB OF GARSTANG AND OVER WYRE DISTRICT 1190 (海外被仕向送金) ※ロンドン	10,699
5月19日	ROTARY 2420 (海外被仕向送金) ※トルコ	480,733
5月20日	District9570 Rotary Club of Corrimal (輸出手形取立) ※オーストラリア	196,115
6月8日	ROTARY CLUB OF APPLE VALLEY (海外被仕向送金) ※アメリカ	63,344
6月10日	GIRNE LIMAN ROTARY DISTRICT 2420 (海外被仕向送金) ※トルコ	158,680
6月14日	KEN ICHII SHIMAZU (海外被仕向送金)	77,080
6月30日	BOULDER ROTARY (海外被仕向送金) ※アメリカ	965,124
6月30日	KEN ICHII SHIMAZU (海外被仕向送金)	75,890
7月5日	ROTARY CLUB ZAGREB (海外被仕向送金) ※クロアチア	28,977
7月15日	ROTARY DISTRICT 5830 (海外被仕向送金) ※アメリカ	432,091
	<b>合計</b>	<b>10,477,419</b>

表 3:国内からの義援金の明細

義援金明細 (国内RC・ガバナー会・米山記念奨学会・その他)

	日付	地区	名義	金額
<b>2011年</b>	3月16日	2670	東かがわ	200,000
	3月18日	2590	川崎宮前	1,200,000
	3月22日	2750	東京日野	500,000
	3月23日	2590	川崎宮前	400,000
	3月23日		カトウクニオ	200,000
	3月23日		北清治	30,000
	3月24日	2690	岡山南	1,000,000
	3月25日		日本事務局 島村耕介	1,000
	3月25日		ニンジマセイゴ	1,000,000
	3月28日		田中作次	500,000
	3月28日	2520	懸田利孝	10,000
	3月29日	2750	辰野克彦	328,500
	3月29日	2630	ヒサイ	300,000
	3月29日		米山記念奨学会モンゴルフリー	180,918
	3月30日	2510	佐々木正丞ガバナー	100,000
	3月30日		2006-07GSEチームヨコヤマナオ	100,000
	3月31日	2520	豊島純三郎バスターガバナー	100,000
	3月31日	2720	木下光一ガバナー	14,000,000
	4月4日		ガバナー会	50,000,000
	4月5日	2520	(株) マネジメント・サポート	106,570
	4月7日	2750	東京城西	76,000
	4月8日	2770	戸田	400,000
	4月12日	2520	仙台泉	1,000,000
	4月12日	2570	所沢東	827,000
	4月13日	2640	岸和田南	2,000,000
	4月14日	2640	有田	310,000
	4月15日		米山記念奨学会	3,500,000
	4月15日	2590	ケンタン	2,500,000
	4月15日	2520	湯本	28,000
	4月19日	2680	富岡	1,000,000
	4月20日	2840	太田南	539,453
	4月22日	2520	岩出山	100,000
	4月22日	2550	鹿沼東	300,000
	4月22日	2550	馬頭小川	508,000
	4月25日	2520	小泉不動産鑑定事務所	100,000
	4月25日	2520	涌谷	50,000
	4月25日	2750	東京稲城	500,000
	4月27日	2740	佐世保南	500,000
	4月28日	2670	田原	5,000,000

5月2日	2550	鹿沼	1,889,910
5月6日	2640	高石RC 坂東会員	120,000
5月6日	2750	東京麻布	50,000
5月13日	2640	岸和田南	338,123
5月16日	2520	白倉義則バストガバナー	100,000
5月17日	2580	東京練馬西	416,450
5月17日	2590	川崎多摩	400,000
5月18日	2680	姫路	1,000,000
5月18日	2520	花巻	50,000
5月19日	2790	船橋西	550,000
5月20日		米山記念奨学会	1,397,500
5月20日	2520	花巻南	75,000
5月23日	2520	二戸	1,000,000
5月23日	2520	盛岡滝ノ沢	170,000
5月24日		和歌山東	1,314,428
5月25日	2790	千葉幕張	4,136,165
5月25日	2520	一関中央	300,000
5月26日	2520	仙台冠	110,000
5月30日	2710	三次中央	163,892
5月31日	2520	盛岡西	310,000
5月31日	2520	盛岡南	600,000
6月2日	2520	遠野	100,000
6月2日	2670	田原	115,000
6月7日	2520	大和	100,000
6月8日	2520	盛岡東	230,000
6月13日		姫路中央	603,138
6月15日	2650	京都西	800,000
6月20日	2520	盛岡	660,000
6月20日		長崎出島	100,000
6月21日	2680	大室ガバナーノミニー (2013-14年度)	1,000,000
6月21日	2780	海老名櫛	1,000,000
6月22日		金沢西	500,000
6月23日	2520	盛岡西北	350,000
6月24日	2700	原田光久ガバナー	37,302,990
6月24日	2520	仙台	10,000,000
6月29日	2520	盛岡中央	220,000
6月29日	2560	東山昕也ガバナー	2,866,150
6月30日	2760	田嶋好博ガバナー	8,136,437
6月30日	2640	米田眞理子ガバナー	10,000,000
6月30日	2590	川崎麻生	300,000
6月30日	2520	仙台レインボー	100,000
6月30日	2760	2760地区ガバナー事務所	200,000
7月13日	2760	瀬戸RC ゴルフ会	20,000
7月21日	2590	川崎高津南	180,000
<b>合計</b>			<b>178,870,624</b>

### 第3章

#### 歴代国際ロータリー会長テーマ

1949年にパーシー・ホジソン RI 会長が「次期リーダーにロータリーの基本的知識を持ってほしい」と提案し、1953年ホアキン・セラトサ・シビルス RI 会長の「Rotary is Hope Action」から 71 年間毎年発表された「RI 会長テーマ」は、ロータリアンに勇気と希望、たくさんのロータリーの素晴らしさを伝えてきた。パーシー・ホジソン RI 会長は「ロータリーの知識の欠如はロータリークラブの順調な運営の妨げとなりうる」と訴え、「ロータリーの知識を広めるという光栄な機会」を私たちロータリアンに授けてくれたと考えている。2025-2026年度は「RI 会長テーマ」が設けないことになった。これまで自ら学んできたロータリーを進化させてほしいという国際ロータリー フランチェスコ・アレッツォ会長のメッセージ”Unite for Good”に込められた意図(国際ロータリー会長エレクトを辞任したマリオ・セザール・マルティンス・デ・カマルゴ氏の思いを継承)を組んでいくことになる。

1953-54 ホアキン・セラトサ・シビルス(ウルグアイ・モンテビデオ・ロータリークラブ)  
Rotary is Hope in Action

1954-55 ハーバート J. テーラー(米国 シカゴ・ロータリークラブ)

六つの目標

1. 過去に学んで行動せよ。
2. 他人と分かち合え。
3. ロータリーの四つのテストで身を固めよ。
4. 青少年に対する奉仕。
5. 国際親善。
6. 良きロータリアンは良き市民である。

(6 Objectives for 1954-55

1. Learn from the past and act
2. Share with others.
3. Build with Rotary's 4-Way Test.
4. Serving Youth.
5. International good will.
6. Good Rotarians are good citizens.)

1955-56 A.Z. ベーカー(米国 クリーブランド・ロータリークラブ)

我等の資源を開発しよう！(DEVELOP OUR RESOURCES!)

1956-57 ジャン・パオロ・ラング(イタリア リボルノ・ロータリークラブ)

三つのターゲット

1. ロータリーは、簡潔に。

2. ロータリアンは、もつとロータリーを。

3. お互いにもっと知り合おう。

(3 Targets

1. Keep Rotary simple.

2. More Rotary in Rotarians.

3. Learn more about each other.)

1957-58 チャールズ G. テンネント(米国 アッシュビル・ロータリークラブ)

動員-拡張-探求-奉仕(Enlist-Extend-Explore-Serve)

1958-59 クリフォード A. ランダル(米国 ミルウォーキー・ロータリークラブ)

将来を造るために助力しましょう(HELP SHAPE The FUTURE)

1959-60 ハロルド T. トーマス(ニュージーランド オークランド・ロータリークラブ)

生気を与えよ 身につけよ 友愛の橋をかけよ(VITALIZE... PERSONALIZE...  
BUILD BRIDGES OF FRIENDSHIP)

1960-61 J.エド・マックロウリン(米国 ラルズ・ロータリークラブ)

あなたはロータリーです それを表現して下さい それを拡張させましょう(YOU ARE  
ROTARY=Express it! Expand it!)

1961-62 ジョセフ A. エービー(米国 レディング・ロータリークラブ)

行動 行動に努めよ 理解を求めよ 指導力を高めよ

(Act A. Aim for action

C. Communicate for understanding

T. Test for leadership)

1962-63 ニッティシ C. ラハリー(インド カルカッタ・ロータリークラブ)

内部に火を燃やせ(kindle the spark within)

1963-64 カール P. ミラー(米国 ロサンゼルス・ロータリークラブ)

宇宙時代におけるロータリーの進路(MEETING ROTARY'S CHALLENGE IN  
THE SPACE AGE)

1964-65 チャールズ W.パッテンギル(米国 グリニッチ・ロータリークラブ)

ロータリーに生きよう(Let Us Live Rotary)

1965-66 C.P.H. ティーンストラ(オランダ ヒルバーシュム・ロータリークラブ)

行動 強化 継続性(ACTION, CONSOLIDATION AND CONTINUITY)

1966-67 リチャード L. エバンス(米国 ソルトレークシティー・ロータリークラブ)

ロータリーからよりよき世界を(A Better World Through Rotary)

1967-68 ルーサーH. ホッジス(米国 チャペルヒル・ロータリークラブ)  
ロータリアンとしてあなたの資格を効果的に(Make your Rotary Membership Effective)

1968-69 東ヶ崎 潔(日本 東京・ロータリークラブ)  
参加し敢行しよう！(PARTICIPATE!)

1969-70 ジェームス F. コンウェイ(米国 ロックビル・センター・ロータリークラブ)  
検討し 更新しよう(REVIEW and RENEW)

1970-71 ウィリアム E. ウォーク(米国 オンタリオ・ロータリークラブ)  
隔りを取り除こう(Bridge the Gaps)

1971-72 アンスト G. ブライトホルツ(スウェーデン カルマー・ロータリークラブ)  
善意は 先ず あなたから(good will begins with you)

1972-73 ロイ D. ヒックマン(米国 バーミンガム・ロータリークラブ)  
もう一度 見直そう！(Let's Take a New Look!)

1973-74 ウィリアム C. カーター(米国 バタシー・ロータリークラブ)  
今こそ行動のとき(a Time for Action)

1974-75 ウィリアム R. ロビンズ(米国 フォート・ローダーデル・ロータリークラブ)  
ロータリーの精神を振るい起こせ(Renew the Spirit of Rotary)

1975-76 エルネスト・インバツサイ・デ・メロ(ブラジル ニテロイ・ロータリークラブ)  
人間に威信を！(TO DIGNIFY THE HUMAN BEING)

1976-77 ロバート A. マンチェスター(米国 ヤングスタウン・ロータリークラブ)  
「奉仕」ロータリーを私は信奉する(“SERVICE” I BELIEVE IN ROTARY)

1977-78 ジャック デービス(バミューダ ハミルトン・ロータリークラブ)  
全人類を結びつけるために奉仕せよ(SERVE TO UNITE MANKIND)

1978-79 クレム・レヌーフ(豪州 ナンバー・ロータリークラブ)  
手をさし伸べよう…(REACH OUT…)

1979-80 ジェームス L. ボーマー(米国 シェルビービル・ロータリークラブ)  
奉仕の灯で道を照らそう(LET SERVICE LIGHT THE WAY)

1980-81 ロルフ J. クラリッヒ(フィンランド ヘルシンキ・ヘルシンフォルス・ロータリークラブ)  
時間を捧げよう 奉仕のために(TAKE TIME TO SERVE)

1981-82     スタンレー E.マツキャフリー(米国 バークレー・ロータリークラブ)  
ロータリーを通じて、世界理解と平和を(World Understanding & Peace  
Through Rotary)

1982-83     向笠 廣次(日本 中津・ロータリークラブ)  
人類はひとつ 世界中に友情の橋をかけよう(MANKIND IS ONE Build Bridges  
of Friendship Throughout the World)

1983-84     ウィリアム E. スケルトン(米国 クリスチャンスバーク・ブラックスバー  
グ・ロータリークラブ)  
みんなにロータリーを みんなに奉仕を(SHARE ROTARY SERVE PEOPLE)

1984-85     カルロス・カンセコ(メキシコ モンテレー・ロータリークラブ)  
見つけよう 奉仕の新生面(DISCOVER A NEW WORLD OF SERVICE)

1985-86     エドワード F. カドマン(米国 ウェナチ・ロータリークラブ)  
あなたが鍵です(YOU ARE THE KEY)

1986-87     M.A.T. カパラス(フィリピン マニラ・ロータリークラブ)  
ロータリーは希望をもたらす(ROTARY BRINGS HOPE)

1987-88     チャールズ C. ケラー(米国 カリフォルニア・ロータリークラブ)  
ロータリアン=奉仕に結束&平和に献身(ROTARIANS=UNITED IN SERVICE.  
EDICATED TO PEACE)

1988-89     ロイス・アビー(豪州 エッセンドン・ロータリークラブ)  
ロータリーに活力を—あなたの活力を(PUT LIFE INTO ROTARY — OUR LIFE)

1989-90     ヒュー M. アーチャー(米国 ディアボーン・ロータリークラブ)  
ロータリーを楽しもう！(ENJOY ROTARY!)

1990-91     パウロ V.C. コスタ(ブラジル サントス・ロータリークラブ)  
ロータリーを高めよ 思いを尽くし熱意を尽くし(HONOR ROTARY WITH FAITH  
AND ENTHUSIASM)

1991-92     ラジェンドラ K. サブー(インド チャンディガー・ロータリークラブ)  
自分を越えた眼を(Look Beyond Yourself)

1992-93     クリフォード L. ダクターマン(米国 バークレー・ロータリークラブ)  
まことの幸福は人助けから(Real Happiness is Helping Others)

1993-94     ロバート R. バース(スイス アーラウ・ロータリークラブ)  
行動に信念を=…信念は行動に=…(BELIEVE IN WHAT YOU DO DO WHAT  
YOU BELIEVE IN)

1994-95     ビル・ハントレー(英国 アルフォード&メイブルソープ・ロータリークラ  
ブ)  
友達になろう(Be a Friend)

1995-96 ハーバート G. ブラウン(米国 オパルーサス・ロータリークラブ)  
 真心の行動 慈愛の奉仕 平和に挺身(Act with Integrity Serve with Love  
 Work for Peace)

1996-97 ルイス・ビセンテ・ジアイ(アルゼンチン アレシハス・ロータリークラブ)  
 築け未来を 行動力と先見の眼で(BUILD THE FUTURE WITH ACTION AND  
 VISION)

1997-98 グレン W. キンロス(豪州 ハミルトン・ロータリークラブ)  
 ロータリーの心をあなたの住むところ 私たちの世界 そこに住むすべての人々に  
 (Show Rotary Cares for your community for our world for its  
 people)

1998-99 ジェームス L. レイシー(米国 クックヴィル・ロータリークラブ)  
 ロータリーの夢を追い続けよう(FOLLOW YOUR ROTARY DREAM)

1999-2000 カルロ・ラビッツア(イタリア ミラノ南西・ロータリークラブ)  
 ロータリー 2000:活動は一堅実、信望、持続(ROTARY 2000:ACT WITH  
 CONSISTENCY,CREDIBILITY,CONTINUITY)

2000-01 フランク J. デブリン(メキシコ アナウアク・ロータリークラブ)  
 意識を喚起し=進んで行動を(CREATE AWARENESS TAKE ACTION)

2001-02 リチャード D. キング(米国 ナイルズ・ロータリークラブ)  
 人類が私たちの仕事(MANKIND IS OUR BUSINESS)

2002-03 ビチャイ・ラタクル(タイ トンブリ・ロータリークラブ)  
 慈愛の種を播きましょう(Sow the Seeds of Love)

2003-04 ジョナサン .マジリアベ(ナイジェリア カノ・ロータリークラブ)  
 手を貸そう(Lend a Hand)

2004-05 グレン E. エステス シニア(アメリカ シェイズバレー・ロータリークラ  
 ブ)  
 ロータリーを祝おう(Celebrate Rotary)

2005-06 カール・ヴィルヘルム・ステンハマー(スウェーデン イエーテボリ・ロー  
 タリークラブ)  
 超我の奉仕(SERVICE Above Self)

2006-07 ウィリアム B. ボイド(ニュージーランド パ克蘭ガ・ロータリークラ  
 ブ)  
 率先しよう(Lead the Way)

2007-08 ウィルフリッド J.(Wilf) ウィルキンヤ(カナダ トレントン・ロータリー  
 クラブ)  
 ロータリーは分かちあいの心(ROTARY SHARES)

2008-09 李東建(韓国 ソウル漢江・ロータリークラブ)  
夢をかたちに(Make Dreams Real)

2009-10 ジョン・ケニー(スコットランド グランジマス・ロータリークラブ)  
ロータリーの未来はあなたの手の中に(THE FUTURE OF ROTARY IS IN YOUR HANDS)

2010-11 レイ・クリングスミス(アメリカ カークスビル・ロータリークラブ)  
地域を育み、大陸をつなぐ(BUILDING COMMUNITIES BRIDGING CONTINENTS)

2011-12 カルヤン・バネルジー(インド バピ・ロータリークラブ)  
こころの中を見つめよう 博愛を広げるために(Reach Within to Embrace Humanity)

2012-13 田中 作次(日本 八潮・ロータリークラブ)  
奉仕を通じて平和を(Peace Through Service)

2013-14 ロン D. バートン(アメリカ ノーマン・ロータリークラブ)  
ロータリーを实践し みんなに豊かな人生を(Engage Rotary Change Lives)

2014-15 黄其光(台湾 台北・ロータリークラブ)  
ロータリーに輝きを(Light Up Rotary)

2015-16 K. R. ラビンドラン(スリランカ コロンボ・ロータリークラブ)  
世界へのプレゼントになろう(Be a gift to the world)

2016-17 ジョン F. ジャーム(アメリカ チャタヌーガ・ロータリークラブ)  
人類に奉仕するロータリー(Rotary Serving Humanity)

2017-18 イアン H.S. ライズリー(オーストラリア サンドリンガム・ロータリークラブ)  
ロータリー:変化をもたらす(ROTARY:MAKING A DIFFERENCE)

2018-19 バリー・ラシン(バハマ イーストナッソー・ロータリークラブ)  
インスピレーションになろう(Be the Inspiration)

2019-20 マーク・ダニエル・マローニー(アメリカ ジケーター・ロータリークラブ)  
ロータリーは世界をつなぐ(Rotary Connects the World)

2020-21 ホルガー・クナーク(ドイツ ヘルツォークトウム ラウエンブルク メルン・ロータリークラブ)  
ロータリーは機会の扉を開く(Rotary Opens Opportunities)

2021-22 シェカール・メータ(インド カルカタ-マハナガル・ロータリークラブ)  
奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために(Serve to change lives)

2022-23 ジェニファー・ジョーンズ(カナダ ウィンザー・ローズランド・ロータリークラブ)  
イマジン ロータリー(Imagine Rotary)

2023—24 ステファニー・A.アーチック(アメリカ・マックマレー・ロータリークラブ)  
ロータリーのマジック(The Magic of Rotary)

## 第4章—1

### 国際ロータリー第2520地区 2025-2026 年度ガバナー



加藤雄彦(かとう たけひこ)プロフィール  
仙台ロータリークラブ所属  
生年月日 1958 年 2 月 25 日(戌年)  
パートナー 加藤智子(かとう ともこ)  
最終学歴 慶応義塾大学大学院経営管理研究科修了  
(MBA 取得)  
職業分類 私立高校  
役職 学校法人仙台育英学園理事長・校長

- ロータリー歴
- ・1997 年 3 月 仙台ロータリークラブ入会
  - ・1999-2000 年度 世界社会奉仕副委員長
  - ・2000-01 年度 世界社会奉仕委員長
  - ・2014-15年度 国際奉仕委員会副委員長
  - ・2015-16 年度 国際奉仕委員会委員長
  - ・2016-17 年度 会員選考増強出席奨励委員長
  - ・2017-18 年度 親睦友好委員長
  - ・2022-23 年度 クラブ奉仕委員長(副会長)
  - ・2019-20 年度 幹事
  - ・2022-23 年度 会長
  - ・2023-24 年度 ガバナーノミニー
  - ・2024-25年度 ガバナーエレクト

\*ロータリー財団 メジャードナー(L4) ベネファクター

\*米山功労者 メジャードナー(2 回)

- 座右の銘 「人事を尽くして天命を待つ」
- 好きな食べ物 鰻重
- 好きな言葉 「ヘラクレスの選択」「安全な道の果てには刹那的な快樂しかなく、  
苦難の道の果てには美德がある」
- 趣味 四国巡拝(歩き遍路7回)
- 外部役職 一般社団法人茶道裏千家淡交会理事  
宮城県私学審議会会長、他
- 受賞歴 教育文化功労者として宮城県知事表彰  
教育功績者として文部科学大臣表彰  
藍綬褒章  
ウクライナの奉仕者「超我の奉仕賞」

2025年6月22日～25日 カルガリー国際大会  
国際ロータリー理事主催朝食会にて





上:アナ・マリア・クリシオーネ夫人とフランチェスコ・アレッツォ会長と共に

下:パートナー智子と雄彦



## ガバナーノミニー、ガバナーノミニーデジグネートのご紹介

### 2026-2027 年度ガバナー



柴田 茂

Shigeru SHIBATA

所 属 盛岡東ロータリークラブ  
出 身 地 宮城県仙台市  
生年月日 1953年10月15日  
最終学歴 仙台市立仙台高等学校卒業  
職業分類 土木工事業  
会 社 株式会社エスイーシー 代表取締役  
ロータリー歴  
2008年8月 盛岡東ロータリークラブ入会  
2012-13年度 クラブ会長  
2014-15年度 会員増強・ロータリー広報委員会委員  
2015-16年度 社会奉仕委員会委員  
2016-17年度 会員増強・ロータリー広報委員会副委員長  
長  
2019-20年度 クラブ会長  
2020-21年度 第1分区ガバナー補佐、RLI 委員会委員  
員  
2021-22-23-24年度 RLI 委員会委員長  
2023-24年度 RLI 日本支部地区代表ファシリテーター  
ロータリー財団 メジャードナー(L1)  
ロータリー米山記念奨学会 米山功労者

### 2027-2028 年度ガバナー



早坂 竜太

Ryuta HAYASAKA

所 属 古川東ロータリークラブ  
出 身 地 宮城県大崎市(旧古川市)  
生年月日 1967年3月28日  
最終学歴 宮城大学大学院博士前期課程修了  
職業分類 不動産販売  
会 社 株式会社古川土地 代表取締役  
ロータリー歴  
1988年7月 古川東ローターアクトクラブ入会  
1991-1992年度 古川東ローターアクトクラブ会長  
1997年6月 古川東ローターアクトクラブ退会(30歳)  
2011年7月 古川東ロータリークラブ入会  
2014-2015年度 古川東ロータリークラブ幹事  
2019-2020年度 古川東ロータリークラブ会長  
2021-22-23年度 地区ローターアクト・RYLA委員長  
2023-24-25年度 地区青少年奉仕委員長  
ロータリー財団 メジャードナー(L1)  
米山功労者 メジャードナー

## 第4章—2

### 会員と共に歩むロータリーの旅 旅先は「検討し、更新しよう」 “REVIEW&RENEW” 「地区ガバナーからのお願い」

国際ロータリー(RI)はこれまで、特にロータリー先発国(日本を含む)での会員減少とクラブ規模の縮小、または平均年齢の上昇を憂慮し、DEI(多様性、公平さ、インクルージョン)やロータリーの行動計画(方針)などをクラブに提案してきました。

これらに加え、RI 理事会はロータリークラブに対し実現可能な「3-year Rolling Goals(3年間の目標)」を、地区に対しては「3-year Rolling Regional Plans(3年間の地域計画)」を強く奨励し2年目を迎えました。

「3-year Rolling Goals」とは、ロータリークラブが活性化を可能とする将来像を思い描き、前年度と本年度、次年度にわたる3か年、クラブの各リーダーがその状況を分析し、今後の運営構想を練り、クラブ会員とも協議の上で「夢物語ではない実現可能な計画」を作り上げることが求めています。

「3-year Rolling Goals」の主役はあくまでもロータリークラブです。そして、目標と計画に新しく野心的な挑戦を加味することが、クラブを真に活性化し、一層成長させることにつながると思います。この契機に、DEI やロータリーの行動計画(方針)を順守しながら、会員一人一人の参加意識を創出し、「ロータリーを育てる」ことをご一緒に進めていきましょう。

日本では初めての試みとなりますが、国際奉仕活動の一環として、地区に国際共同委員会(Intercountry Committee)設置し、海外地区と締結し、国際奉仕のためにグローバル補助金を活用したプロジェクトを模索したいと考えています。(国際委員会とロータリー財団委員会との共同プログラム)

これはフランチェスコ・アレツツォ会長が提唱するパートナーシップの大切さを実践しようとする旅の始まりです。

日本のロータリーがこれまで経験したことのない「Intercountry Committee」(国際委員会)に取り組む上で、日本国内34地区のガバナーと共に世界の紛争地帯と言われるロシアウクライナ地域、地中海地域(パレスチナを含む)、アフリカ地域での国際奉仕活動を行う環境を整えていきたいと考えています。

目標通り進展するかは各地区のガバナーのお考え次第ですが、119か国および地域が展開してきた国際奉仕活動を学び、これらの地域の600セッションでこれまで展開されてきた「平和の大使」の役割を日本国内34地区が連携して推進できるようにしていきたいと思います。

『検討し、更新しよう』  
“Review&Renew”

ジェームズ・F. コンウェイ国際ロータリー会長1969－70年度(ロックビルセンターRC)が提唱した会長テーマ『検討し、更新しよう』を地区目標として会員のみなさまと2025－26年度ロータリー奉仕活動を進めていきます。

地区会員のみなさまに国際ロータリーへのご理解とご支援をいただいでいくなかで、ガバナーとして以下のことをメッセージとしてお伝えいたします。

リンク先: [www.japanrotary.club](http://www.japanrotary.club)

- ① 地域や国際的奉仕活動に役立つ様々なリソースをマイロータリーから探し出し、地区行動計画推進リーダーおよびクラブ行動計画推進リーダーと共に協議しましょう。
- ② ロータリークラブのリーダーたちはクラブの行動計画(方針)を策定し、クラブセントラルに3か年分の目標を入力し、前年度との比較検証をしましょう。同時に、クラブの将来像をロータリークラブ会員と共に語り合いましょう。(クラブ会長・会長エレクト・会長ノミニーのご氏名を先ずマイロータリーに登録しましょう。)
- ③ 会費を納入しているロータリークラブの例会に出席することは義務ではなく権利です。さらに、自分のクラブだけでなく国内外のロータリークラブの例会(国際大会を含む)に関心を抱いて参加し、国際ロータリーの醍醐味を味わいましょう。
- ④ ロータリークラブの未来を託して「クラブ優秀賞」(旧ロータリー賞)を獲得しましょう。マイロータリーへの登録が獲得の礎となります。クラブサポートミーティングも活用しましょう。
- ⑤ ロータリー章典に基づく地区組織の改編とそれに紐づく地区予算編成を図ります。全国34地区で最も高かった地区賦課金29,000円に軽減します。  
これまで地域社会に潜在的にロータリークラブへの入会を考えている方々へ気楽に声をかけてみましょう。新クラブ(新しいタイプのクラブを含む)の設立は新しい会員の奉仕の機会を創出します。
- ⑥ 地区補助金(DG)を分区・ゾーン単位で公平に活用し、地域に根差した公共イメージを高めましょう。とくに、若い世代やこれまでロータリーを知らなかった人々と共同活動を図り、ロータリーの魅力を体感してもらい、地域における公共イメージの向上を図りましょう。(会員増強・クラブ活性化委員会と公共イメージ委員会との共同プログラム)
- ⑦ 2025－2026年度から登場した「地区会員ハンドブック」を必携し、地区会員のみなさまと共にロータリーを育てるリソースにしましょう。
- ⑧ 地区会員から寄せられた大会開催資金等で生まれた大会剰余金は能登半島地震および豪雨災害(第2610地区)への支援、全クラブが賛同し資金提供する国際共同委員会(Intercountry Committee)の国際奉仕の支援に活用しましょう。

### 第4章—3

#### ロータリー章典 19.010.1. 地区ガバナーの倫理規範

1. ガバナーは、ロータリーの職務に従事する際、適用される法律および規定を順守する。さらに私生活において行動する際にも、ガバナーは、ロータリーの好ましいイメージを維持し、守るために、適用法を厳守する。
2. ガバナーは RI の定款および細則の規定を順守する。
3. ガバナーは、「ロータリー章典」に文書化されている通り、RI 理事会の定めた規定を順守する。
4. ガバナーは、ロータリアンの利益と RI の目的のために奉仕する。ガバナーは、地区の利益を最優先し、いかなる不適切な行動も避ける。
5. ガバナーは、地区において、安全、礼儀、品位、尊重を促進する環境を育み、望まれない身体的接触、口説き、コメントを行ったり、容認したりすることを慎むものとする。ガバナーはまた、ハラスメントの申し立てには迅速に対応する。
6. ガバナーは、その役職を個人的な威信や利益、または家族の利益のために利用しない。
7. ガバナーは、地区への義務を勤勉に履行するにあたり、細心の注意を払う。
8. ガバナーは、関係者すべてに公平であるように行動する。
9. ガバナーは、財務情報の透明性を推進し、財務管理に関して地元と国の適用法を必ず順守する。
10. ガバナーは、極秘情報の公表、連絡、使用を禁止、制限する。ガバナーは、この情報を決して個人目的のためではなく、意図された目的だけのために使用し、不慮の暴露に対して細心の注意を払うべきである。
11. ガバナーは、ロータリーの経費支払いの方針を順守する。

## 第4章—4

### 2025-2026 年度 地区運営方針

#### “REVIEW&RENEW”(検討し、更新しよう)

・フランチェスコ・アレツツォ国際ロータリー会長はテーマを設けないことを受けて、ジェームズ・F. コンウェイ元会長のテーマを参考にして、クラブと共に地区の発展を期して本年度の地区運営の方針といたします。

・第 2520 地区 2025-26 年度ガバナーのみならず 2027-28 年度までの”3-year Rolling Regional Plans ”の 3 年間の目標を共有しながら、ロータリークラブ会員と共に地区が求める役割を以下の通り全うしていきます。

- ① クラブの奉仕活動は DEI(ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン)を基本として、強固な基盤に基づいた運営が継続されるよう地区は協力を惜しまず革新力、継続性、パートナーシップの構築を目指して、クラブの発展を推進する。(P21~P27 参考)
- ② 地区運営の基本は、クラブの組織力向上と適応力、とくにクラブからの地区賦課金の軽減を図る。2025-26 年度地区リーダーとなるロータリークラブの会員からの助言や意見を最大限活用できる体制を整える。
- ③ 地区運営のガバナンスおよび危機管理は、クラブとの信頼関係を構築・維持する上で最上位に位置しなければならず、国際ロータリーが規定する「ロータリー章典」を遵守しながら、組織や人事の刷新を図り、前例にとらわれない健全な財政運営(公益法人会計基準の導入)が展開できる組織を構築する。
- ④ 国際ロータリーが求める「公共イメージの向上」を目指したクラブ・分区の活動を「4つのテスト」に照らしながら助言し、費用対効果を重視した合理的地区運営を目指す。
- ⑤ 「地区ガバナーの倫理規範(ロータリー章典 19.010.1)」を遵守することを誓約する。

#### ③に関して、ロータリー章典 17.030.2.地区委員会

地区委員会は、ガバナー補佐の助言を得て、ガバナーが策定した地区方針を実行する。ガバナーエレクト・ガバナーノミニとガバナーが協力し、リーダーシップの継続性と引継ぎ計画を確実に実行。ガバナーエレクトは任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために的確に委員を委嘱し、委員長を任命し、計画立案のための委員会を開く責任がある。以下の地区委員会委員長を任命するものとする。

財務、会員増強 クラブ活性化、公共イメージ、ロータリー財団、ラーニング委員会を設ける。

以下の地区委員会を任意で任命することができる。

ICC(国際共同委員会)、ローターアクト共同、RLI、RIYA、国際奉仕 国際大会推進、青少年奉仕、青少年交換委員会を設ける。

・ガバナーと地区リーダーチームが必要と認めた特別の任務を遂行する場合には、追加の地区委員会として“Intercountry Committee”(国際共同委員会)を設ける。

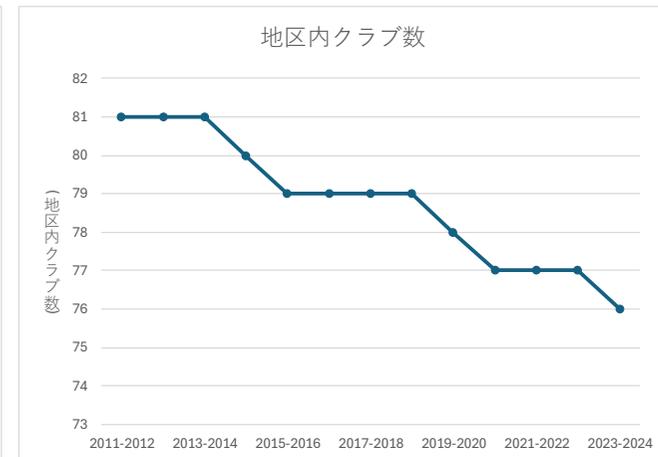
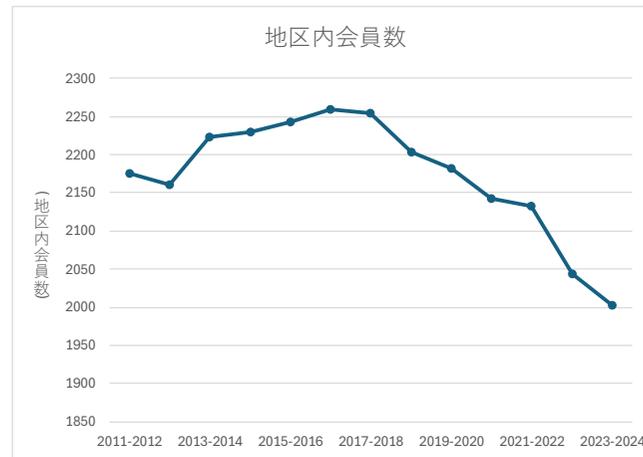
## 第4章—5

表 4:地区会員数の推移

### 地区会員数推移

変更点：赤

年度	クラブ	メンバー
2011-2012	81	2176
2012-2013	81	2161
2013-2014	81	2224
2014-2015	80	2230
2015-2016	79	2243
2016-2017	79	2259
2017-2018	79	2254
2018-2019	79	2204
2019-2020	78	2182
2020-2021	77	2143
2021-2022	77	2132
2022-2023	77	2044
2023-2024	76	2002



白石北RCが2023-2024年度に解散したことから  
 クラブ：77→76 メンバー：2006→2002  
 とも考えられるので加工が必要？

表 5:各分区会員数の推移

各分区会員数推移

※前年度より増：青

	2011 - 2012	2012 - 2013	2013 - 2014	2014 - 2015	2015 - 2016	2016 - 2017	2017 - 2018	2018 - 2019	2019 - 2020	2020 - 2021	2021 - 2022	2022 - 2023	2023 - 2024	推移
第1分区	390	379	388	399	405	390	388	381	379	378	374	346	335	
第2分区	240	237	241	241	237	254	255	252	252	244	248	250	246	
第3分区	251	248	251	253	264	267	260	261	259	242	232	219	217	
第4分区	136	133	137	144	144	141	144	144	150	146	145	133	132	
第5分区	185	189	196	196	188	190	184	193	193	196	191	194	201	
第6分区	237	235	240	240	227	237	238	221	224	230	222	207	195	
第7分区	406	416	445	450	462	457	464	462	461	470	513	503	499	
第8分区	235	236	235	236	246	253	252	229	223	215	199	186	177	

表 6:各ゾーン会員数の推移

各ゾーン会員数推移

※前年度より増：青

	2011 - 2012	2012 - 2013	2013 - 2014	2014 - 2015	2015 - 2016	2016 - 2017	2017 - 2018	2018 - 2019	2019 - 2020	2020 - 2021	2021 - 2022	2022 - 2023	2023 - 2024	推移
第1分区 久慈・二戸ゾーン	93	95	98	98	100	100	100	101	92	92	88	84	77	
第1分区 盛岡ゾーン	297	284	290	301	305	290	288	280	287	286	286	262	258	
第2分区 花巻・北上ゾーン	170	166	169	169	169	183	181	175	181	175	179	178	179	
第2分区 奥州ゾーン	70	71	72	72	68	71	74	77	71	69	69	72	67	
第3分区 一関・平泉ゾーン	69	67	66	65	65	65	64	65	59	56	53	53	53	
第3分区 大船渡・高田・千歳・気仙沼ゾーン	182	181	185	188	199	202	196	196	200	186	179	166	164	
第4分区 遠野・釜石ゾーン	71	68	68	71	72	71	72	74	76	73	70	62	61	
第4分区 山田・宮古ゾーン	65	65	69	73	72	70	72	70	74	73	75	71	71	
第5分区 三陸ゾーン	82	82	88	85	81	79	78	87	86	85	87	89	91	
第5分区 登米・栗原ゾーン	103	107	108	111	107	111	106	106	107	111	104	105	110	
第6分区 大崎ゾーン	107	108	107	106	98	104	100	95	101	112	113	108	96	
第6分区 松塩ゾーン	130	127	133	134	129	133	138	126	123	118	109	99	99	
第7分区 仙台青葉ゾーン	196	199	217	215	222	226	239	245	242	252	255	244	234	
第7分区 仙台広瀬ゾーン	210	217	228	235	240	231	225	217	219	218	258	259	265	
第8分区 阿武隈ゾーン	137	138	140	140	146	149	144	134	130	128	114	113	105	
第8分区 蔵王ゾーン	98	98	95	96	100	104	108	95	93	87	85	73	72	

表 7:各クラブ会員数の推移

各クラブ会員数推移

※前年度より増：青

	2011 - 2012	2012 - 2013	2013 - 2014	2014 - 2015	2015 - 2016	2016 - 2017	2017 - 2018	2018 - 2019	2019 - 2020	2020 - 2021	2021 - 2022	2022 - 2023	2023 - 2024	推移
久慈	32	32	31	33	35	36	31	34	29	27	24	24	20	
二戸	41	43	46	45	45	43	48	48	43	46	45	44	40	
種市	20	20	21	20	20	21	21	19	20	19	19	16	17	
盛岡	67	59	63	69	68	69	73	73	71	75	69	71	70	
盛岡北	44	42	42	38	37	33	36	35	37	39	41	35	33	
盛岡西	32	31	30	29	30	28	24	26	26	23	23	19	19	
盛岡南	60	60	60	57	59	57	50	51	48	47	47	45	39	
盛岡東	22	22	24	25	26	23	23	21	24	24	26	25	25	
盛岡中央	21	22	23	25	26	23	22	18	20	21	22	22	23	
盛岡西北	35	35	34	42	47	49	49	46	51	47	48	42	44	
盛岡滝ノ沢	16	13	14	16	12	8	11	10	10	10	10	3	5	
花巻	25	27	28	29	29	32	30	30	32	28	30	29	31	
花巻南	40	40	43	41	40	41	41	36	35	34	32	33	31	
花巻北	30	27	27	26	27	27	27	27	34	36	42	43	40	
北上	34	34	32	34	33	36	40	38	40	38	37	37	37	
北上西	22	19	18	18	20	26	22	22	18	17	17	16	18	
北上和賀	19	19	21	21	20	21	21	22	22	22	21	20	22	
岩谷堂	20	21	20	18	16	15	16	16	13	14	14	14	13	
前沢	17	15	15	15	15	15	15	15	16	15	15	13	11	
水沢	12	15	16	16	17	17	18	19	15	16	16	14	14	
奥州水沢東	21	20	21	23	20	24	25	27	27	24	24	31	29	

花泉	18	18	19	19	20	19	20	19	11	11	11	9	9	
平泉	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
一関	18	19	19	21	19	20	18	18	20	18	15	16	16	
一関中央	21	18	16	13	14	14	14	16	16	15	15	16	16	
大船渡	29	29	33	34	35	33	35	33	36	32	34	31	28	
大船渡西	43	44	42	44	51	54	52	53	50	44	36	36	33	
陸前高田	15	14	15	18	18	18	20	18	18	18	18	20	19	
千厩	28	27	25	25	27	29	28	28	28	26	25	23	22	
気仙沼	28	28	27	28	29	29	25	25	27	27	27	24	25	
気仙沼南	39	39	43	39	39	39	36	39	41	39	39	32	37	
釜石	21	19	18	18	20	20	21	22	22	21	19	18	17	
釜石東	25	25	27	30	28	28	27	29	29	28	27	24	26	
大槌	11	11	11	10	10	9	8	8	7	7	7	7	6	
遠野	14	13	12	13	14	14	16	15	18	17	17	13	12	
宮古	28	29	29	29	28	27	29	29	30	30	32	31	31	
宮古東	22	21	24	25	25	24	23	23	26	23	23	20	23	
山田	15	15	16	19	19	19	20	18	18	20	20	20	17	

石巻東	37	38	41	38	35	35	35	38	35	36	37	38	39	
石巻西	25	24	27	28	28	27	27	28	28	26	28	30	33	
石巻南	20	20	20	19	18	17	16	21	23	23	22	21	19	
栗駒	17	17	16	16	16	14	14	13	14	13	12	12	14	
築館	16	17	19	18	16	19	18	19	20	20	19	19	19	
佐沼	49	51	51	54	55	56	52	51	50	51	46	47	53	
若柳	21	22	22	23	20	22	22	23	23	27	27	27	24	
古川	47	45	46	47	41	42	44	40	45	43	43	41	33	
古川東	31	34	33	34	34	33	30	28	28	41	43	41	39	
岩出山	15	15	13	11	12	14	13	13	13	12	12	12	11	
加美	14	14	15	14	11	15	13	14	15	16	15	14	13	
大和	10	10	10	10	10	10	10	7	6	5	5	5	5	
松島	9	11	11	10	10	12	11	7	6	7	6	5	5	
塩釜	39	37	39	37	36	33	38	38	37	35	33	31	32	
塩釜東	12	11	13	13	12	12	13	12	12	11	9	9	11	
多賀城	29	25	26	31	32	37	36	35	35	32	30	26	23	
利府	11	15	17	16	13	13	13	13	13	15	12	11	10	
七ヶ浜	20	18	17	17	16	16	17	14	14	13	14	12	13	

仙台	93	92	102	104	109	105	111	118	114	123	118	118	120	
仙台泉	32	33	40	40	44	46	48	49	55	51	50	52	51	
仙台青葉	49	49	48	51	47	48	54	52	51	55	53	44	40	
仙台冠	11	13	15	10	11	11	8	9	9	9	24	20	14	
仙台レインボー	11	12	12	10	11	16	18	17	13	14	10	10	9	
仙台南	38	41	50	48	50	47	43	34	39	43	59	57	58	
仙台北	52	54	56	59	60	58	59	59	64	61	60	56	58	
仙台東	56	58	54	60	59	60	59	58	56	57	57	57	54	
仙台西	38	41	41	39	41	39	38	38	35	32	34	40	40	
仙台宮城野	26	23	27	29	30	27	26	28	25	25	25	26	33	
仙台奥羽	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	23	22	
岩沼	31	30	27	31	33	40	37	35	34	33	33	35	27	
名取	44	42	46	46	46	44	43	43	43	44	41	42	43	
亶理	21	22	23	23	23	24	25	21	18	16	6	7	9	
角田	25	25	26	22	26	23	21	18	19	19	17	14	14	
丸森	16	19	18	18	18	18	18	17	16	16	17	15	12	
白石	26	26	24	27	27	27	26	26	23	20	17	15	15	
柴田	19	18	18	19	21	23	24	19	21	19	19	17	17	
村田	23	24	23	23	24	24	22	14	14	15	15	13	11	
大河原	30	30	30	27	28	30	36	36	35	33	34	28	29	

## 第5章—1

### 【第 2520 地区歴代ガバナー】

国際ロータリー第2520地区史(1992年6月25日発行)引用

年度	地区名	担当地域	ガバナー(所属クラブ)
1905			アメリカ・シカゴにてロータリークラブ誕生
1920			東京ロータリークラブ創立
1936			郡山ロータリークラブ創立
1937			仙台ロータリークラブ創立
1939			盛岡ロータリークラブ創立
1939~40	70	東日本	森村市左衛門(東京)

70(東日本), 71(西日本), 72(朝鮮・満州)の3地区に分割されて, 日満ロータリー連合会を結成した。

郡山・仙台・盛岡の3クラブは第70区に属することになった。

1940~40(9月)70 東日本 平沼亮三(横浜)

国際情勢悪化により, 日本国ロータリーは国際ロータリーを離脱。

しかし, 東北地方3クラブは, 東京クラブ(水曜会)他15クラブと同様に, 郡山金曜クラブ, 仙台火曜会, 盛岡木曜会の名称のもと, 国際ロータリーに復帰するまで存続した。

1949~51 60 全国 手島知健(東京)

1949年, 日本国ロータリーは国際ロータリーに復帰が認められた。

1950年, 東北地方3クラブが国際ロータリーに加盟承認された。

1951~52 60 全国 星野行則(大阪)

1952~53 60 日本東部 小林雅一(東京)

第60地区を分割し, 第61地区を新設して60・61の2地区となった。

1953~54 60 日本東部 宮脇 富(札幌)

1954~55 60 日本東部 柳瀬 省吾(横浜)

1955~56 60 東京以北 小林 隆(東京)

第60地区を60・62に, 第61地区を63・64にそれぞれ分割, 新設して4地区とな

る。

1956~57	60	東京以北	伊藤文吉(新潟)
1957~58	350	東北6県・北海道	佐藤幸三(仙台)

第 60 地区を分割して、350・355 の 2 地区を新設するとともに、従来の 62・63・64 地区を 360・365・370 と改名して、5 地区となった。

1958~59	350	東北6県・北海道	伊部政次郎(函館)
1959~60	350	東北6県・北海道	真崎健夫(札幌)
1960~61	352	東北6県	佐々木孝三郎(仙台)

1959 年第 370 地区を分割し、第 368 地区を新設して 6 地区とする。さらに第 350 地区を分割して 352 地区を新設し、7 地区とした。

第 350 地区は北海道一円であり、第 352 地区は東北 6 県であった。

1961~62	352	東北6県	佐藤武夫(盛岡)
1962~63	352	東北6県	手島周太郎(仙台南)
1963~64	352	東北6県	村上正徳(福島)
1964~65	352	東北6県	齊藤賢治(青森)
1965~66	352	青森・岩手・宮城	佐野 保(仙台北)

第 352 地区を分割し、第 353 地区を新設して 11 地区とする。

第 352 地区:青森, 岩手, 宮城

第 353 地区:福島, 山形, 秋田

1966~67	352	青森・岩手・宮城	村井源一(盛岡)
1967~68	352	青森・岩手・宮城	手島周太郎(仙台南)
1968~69	352	青森・岩手・宮城	佐々木統一郎(塩釜)
1969~70	352	青森・岩手・宮城	黒田政文(三沢)
1970~71	352	青森・岩手・宮城	桜井文彦(水沢)
1971~72	352	青森・岩手・宮城	笹氣幸助(仙台)
1972~73	352	青森・岩手・宮城	村井幸吉(八戸)
1973~74	352	岩手・宮城	山本祐二郎(釜石)

第 352 地区(青森, 岩手, 宮城)ならびに第 353 地区(福島, 山形, 秋田)の両地区を解体。

新しく第 352 地区(岩手, 宮城), 第 353 地区(福島, 山形), ならびに第 354 地区(青森, 秋田)の 3 地区を設けた。”

1974~75	352	岩手・宮城	榎戸由綏(仙台南)
1975~76	352	岩手・宮城	池野直次郎(盛岡北)
1976~77	352	岩手・宮城	菅野多利雄(塩釜)
1977~78	252	岩手・宮城	梅津善四郎(花巻)
1978~79	252	岩手・宮城	福嶋洋男(石巻)
1979~80	252	岩手・宮城	及川俊平(北上西)
1980~81	252	岩手・宮城	佐藤一雄(仙台東)
1981~82	252	岩手・宮城	及川圓治(岩谷堂)
1982~83	252	岩手・宮城	藤崎三郎助(仙台)
1983~84	252	岩手・宮城	川並健(大船渡西)
1984~85	252	岩手・宮城	中西武雄(仙台北)
1985~86	252	岩手・宮城	及川新(宮古)
1986~87	252	岩手・宮城	菅原周一(塩釜)
1987~88	252	岩手・宮城	田口良一(盛岡北)
1988~89	252	岩手・宮城	渡辺 浩(仙台西)
1989~90	252	岩手・宮城	山内希史(一関西)
1990~91	252	岩手・宮城	狩野寿一(古川)
1991~92	2520	岩手・宮城	新里幸三(釜石東)

地区番号を 252 から 2520 に変更

第 2520 地区を分割し, 新たに 2810 地区を新設した。

第 2520 地区:岩手

第 2810 地区:宮城

1992~93	2520	岩手	橋本謙男(盛岡西)
	2810	宮城	大野 忠(白石)
1993~1994	2520	岩手	萩野孝道(花巻南)
	2810	宮城	小松利邦(気仙沼)
1994~1995	2520	岩手	千葉政男(水沢)
	2810	宮城	島田利平(仙台)
1995~1996	2520	岩手	南部利昭(盛岡)
	2810	宮城	山口三郎(石巻東)
1996~1997	2520	岩手	高橋忠夫(北上西)
	2810	宮城	岡本禄太郎(涌谷)
1997~1998	2520	岩手	駒木一雄(盛岡北)

	2810	宮城	松田 英一(仙台泉)
1998~1999	2520	岩手	豊島純三郎(宮古)
	2810	宮城	加藤 昭(仙台東)
1999~2000	2520	岩手	南部利昭(盛岡)
	2810	宮城	庄司 稔(大河原)
2000~01	2520	岩手	白川義則(盛岡南)
	2810	宮城	懸田利孝(仙台南)
2001~02	2520	岩手	伊藤大亜(水沢東)
	2810	宮城	皆川 清(岩出山)
2002~03	2520	岩手	菊地弘尚(岩谷堂)
	2810	宮城	宮城東藏(多賀城)

3640(大韓民国ソウル特別市)と2810との友好地区締結

2003~04 2520 岩手・宮城 森川治三(岩沼)

第 2520 地区(岩手)と第 2810 地区(宮城)が合併, 第 2520 地区となる。

2004~05	2520	岩手・宮城	小川 惇(盛岡)
2005~06	2520	岩手・宮城	桑原 茂(塩釜)
2006~07	2520	岩手・宮城	笠井 昭彦(北上)
2007~08	2520	岩手・宮城	八谷 郁夫(佐沼)
2008~09	2520	岩手・宮城	西郷 典安(盛岡西)
2009~10	2520	岩手・宮城	笹氣光祚(仙台北)
2010~11	2520	岩手・宮城	檜山直樹(盛岡西北)
2011~12	2520	岩手・宮城	菅原一博(仙台)
2012~13	2520	岩手・宮城	小野寺則雄(二戸)
2013~14	2520	岩手・宮城	松良千廣(仙台南)
2014~15	2520	岩手・宮城	山口淑子(盛岡滝ノ沢)
2015~16	2520	岩手・宮城	菅原裕典(仙台泉)
2016~17	2520	岩手・宮城	濱守豊秋(大船渡西)
2017~18	2520	岩手・宮城	藤崎三郎助(仙台)
2018~19	2520	岩手・宮城	田中堯史(盛岡)
2019~20	2520	岩手・宮城	鈴木 賢(仙台北)
2020~21	2520	岩手・宮城	伊藤智仁(花巻南)
2021~22	2520	岩手・宮城	鈴木俊一(仙台南)
2022~23	2520	岩手・宮城	天沼久純(盛岡南)
2023~24	2520	岩手・宮城	森川昭正(仙台宮城野)
2024~25	2520	岩手・宮城	佐藤 剛(水沢)

## 第6章—1

### 2025-2026 年度国際ロータリー第 2520 地区委員会委員名簿

国際ロータリー会長	フランチェスコ・アレツツォ(イタリア ラグーザ)
国際ロータリー会長エレクト	ユン・サング(韓国ソウル シー・ハンヤン)
国際ロータリー理事	水野 功(東京飛火野)

第 1 地域行動計画推進リーダー	菅原裕典(仙台泉)
地区ガバナー	加藤雄彦(仙台)
地区副ガバナー	森川昭正(仙台宮城野)
地区行動計画推進リーダー	森川昭正(仙台宮城野)
地区ラーニングファシリテーター	森川昭正(仙台宮城野)
地区ポール・ハリス・ソサエティコーディネーター	伊藤智仁(花巻南)
国際ロータリー会長代理エイド	菅原一博ご夫妻(仙台)
国際ロータリー会長代理エイド	藤崎三郎助ご夫妻(仙台)

#### 【仙台ガバナー事務所管理運営委員会(仙台)】

代表幹事	大槻昌夫
筆頭副代表幹事	菊谷 誠
次席副代表幹事	安曇謙三
次席副代表幹事	板垣金太郎
副代表幹事(R 友情広場・地区大会・懇親会)	畑山弘志
副代表幹事(ホームページ・SNS)	三浦泰弘
事務局長	岡竹博昭
事務局次長(予算執行管理)	柴田一成
事務局次長(業務執行管理)	後藤宗一郎
事務局次長(RI 会長代理歓迎の集い)	佐藤秀昭
青少年保護委員	松坂英明
DPG(シニアアドバイザー)	菅原一博
DPG(シニアアドバイザー)	藤崎三郎助
ホストクラブ会長	西條清和
ホストクラブ幹事	大城秀峰
地区幹事	仙台 RC 全会員

### 【GE・GN・GND 三役連絡会議】

国際ロータリーが提唱する 3-year Rolling Regional Plans に基づき、地区運営・地区事業に関する 3 年間のガバナー間で協議を行い、ロータリーの単年度制を補完する。地区財団セミナー、地区補助金管理セミナー、地区チームトレーニングセミナー、会長エレクトトレーニングセミナー、地区トレーニングアセンブリの各実施日に連絡会議を開催する。(年5回予定)

### 【地区トレーニングアセンブリ】(DTA)

前年度までは「地区研修協議会」と称していましたが、「研修」という表現は使用しなくなった。2025年5月11日(日)仙台育英学園高等学校宮城野校舎で実施する。

実行委員長	杼窪昌之(仙台)
実行副委員長	鈴木直行(仙台)
実行副委員長	石井光二(仙台)

### 【地区大会委員会】

前年度までは4月中旬の土曜日・日曜日に開催していたが、地区大会費を圧縮しながら、かつ会場使用料はじめ運営費の高騰に対応したため、2026年4月17日(金)～18日(土)の開催に変更する。

大会委員長	大山健太郎(仙台)
大会副委員長 (ロータリー友情広場兼務)	村井泰介(仙台)
副代表幹事	畑山弘志(仙台)
大会事務局	仙台ガバナー事務所管理運営委員会

### 【地区財務委員会】

地区予算は公益性を保障することが最重要課題であり、すべての地区会員からお預かりした人頭賦課金の額および地区の管理運営に必要な費用を検討、調査することによって、地区資金の資産を守り、地区の財務状況に関する予算と年次報告を準備することが強く求められる。そのため、地区財務委員会は公益法人会計基準に則り「資金収支計算書」(企業会計では損益計算書)および「貸借対照表」を作成し、付属明細書により詳細に知ることができない事項について補足的に記する書類の作成も行う。

特にガバナー・ガバナーエレクト年度の予算執行に支障のないよう調整する。

なお、地区会計管理が本委員会の職務上の委員を務める。予備費から

- ① 災害その他の危機に備えるため、災害対策積立金へ適正額を組み入れる。
- ② 青少年交換プログラム(ロータリーの翼)の受け入れ年度のための青少年交換積立金へ適正額を組み入れる。

財務委員長	成田由加里(仙台)
財務副委員長	横山昭一(仙台宮城野)
委員	熊谷真人(仙台)
地区会計管理	岡竹博昭(仙台)

【地区監査・ロータリー財団監査委員会】

監査委員長	棚橋善克(仙台)
監査委員	眞田昌行(仙台)
監査委員	佐藤昌利(仙台)

【ガバナー指名委員会】

RI 細則の規定に則って、当年度中に当年度のガバナーノミネーデジグネートを選出し、2年余り先に就任するガバナー年度の準備を依頼する。岩手県と宮城県の間で隔年県内クラブからの推薦を依頼し、ガバナーノミネーの推薦を2月末締め切り期限とする。3月中に第1回指名委員会、4月中に第2回指名委員会を開催し、委員会終了後直ちにガバナーに通知する。ガバナーは4月開催予定の地区大会で会員に諮り、承認を得る。

委員長	佐藤 剛(水沢)
委員	森川昭正(仙台宮城野)
委員	天沼久純(盛岡南)
委員	鈴木俊一(仙台南)
委員	伊藤智仁(花巻南)

【ロータリーの友・月信編集地区委員会】

- ・クラブ例会の中で「ロータリーの友」の掲載記事の情報提供をクラブ会員に行うことを促す。
- ・クラブ会員数を上回る部数の購入を促し、地区内の病院、学校、公共施設等に配置され、ロータリーの公共イメージを図る機会となるようクラブに要請する。
- ・編集部と協力して、地区内の奉仕活動やクラブのトピックスが掲載されるよう図る。

地区代表委員	三浦泰弘(仙台)
副代表委員	石井光二(仙台)
委員	後藤浩策(仙台)

## 【Inter-Country Committee=ICC（国際共同委員会）】

（ロータリー章典21.010. および21.020）

異文化への意識を高め、多様性を取り込み、コミュニティ間の架け橋を築きながら、平和と国際理解を促進する委員会である。国際奉仕はロータリーにとって最優先事項であり、戦略的優先事項のすべてを支えるものであり、国際理解、親善、平和を促進する奉仕の手段である。

地区のみが ICC を結成して参加することができるが、クラブメンバーのほかに個々のロータリアンやそのパートナー、ローターアクター、ロータリークラブ、ローターアクトクラブの参加も広く認める。

2つ以上の異なる国の人々を結び付け、ロータリアンとローターアクターが互いの国や家庭を訪問することで国際親善を高める。

・地区の ICC に関わる中で、国際ロータリーの国際奉仕プロジェクトを支援、特に「平和の促進」の重点分野に則った活動を展開する。

・すでに119か国が下記のいずれかの地区と ICC を締結し、600セッションの国際奉仕活動を展開している。

・平和イニシアティブとして地中海地域、ウクライナ／ロシア地域、アフリカという世界のホットな3つの地域に住む ICC メンバー、ロータリアン、ローターアクターと共に活動する。

・地区の ICC は伝統的な国際ロータリーの国際奉仕プログラムを超える「平和と理解への貢献」に関わる特別な活動を目指す。

・ICC は他国に仮想大使館を創設する。

・ICC は異なる文化間の対話のためのフォーラムを提供する。

・ICC は地域社会に具体的な支援のため、グローバルグラントを活用して行う。

・ICC はロータリアンとローターアクターが果たせる大きな課題の1つである他者の信念に寛容な平和大使となる。

### 【ICC 締結への手順】

ICC は、2 つ以上の国際地区または 2 つ以上の国と 2 つの国のクラブをつなぐもので、国際ロータリーのプログラムや活動に多大な支援を提供しています。彼らの行動は、主に「平和の促進」の重点分野に沿ったものである。

ICC は、友好関係を促進するとともに、国際奉仕プロジェクトや職業奉仕プロジェクト、友好交流、および国家間の理解を深めるためのその他の活動のスポンサーとして協力するために、世界各地に設置されている。

ICC は、国境を越えたロータリアンとその家族の訪問を後援し、都市間の会合や会議を頻繁に開催している。

場合によっては、遠く離れた国の間に国際委員会が設立され、世界の一致した地域やパートナー地域との親善と友情を促進する。

ICC は、各国の地区ガバナーと調整し、常に地区やクラブの諮問の役割を果たします。ICC は、ロータリークラブとロータリアンが、国際理解、親善、平和という第 4 の奉仕の道を果たすための新たな手段を提供する。

1. 目的の設定: ICC は、異なる国のロータリークラブ間での交流や協力を促進するために設立する。具体的な目的や活動内容を明確にする。

2. パートナー選定: 参加を希望する国や地区を選定する。関心のあるテーマやプロジェクトに基づいてパートナーを選ぶことが重要である。

3. コミュニケーション: 関係者間で定期的にコミュニケーションを取り、目的や活動計画を共有する。会議やオンラインプラットフォームを活用することが一般的である。

4. 活動計画: 具体的なプロジェクトやイベントの計画を立てる。文化交流、共同プロジェクト、研修など、多様な活動が考えられる。

5. 合意書の作成: 参加クラブ間での合意書を作成し、活動の枠組みや責任を明確にする。

6. 実施と評価: 計画を実施し、活動の進捗を定期的に評価します。成功事例や課題を共有し、次のステップを考えることが重要である。

7. ICC の締結期間: ICC の締結期間は特に定めがない場合が多く、参加クラブ間の合意によって設定する。明確な期限を設けるかどうかは、関係者で話し合う。

8. グローバルグラントのプロジェクト回数: グローバルグラントの申請には特定の回数のプロジェクトが必要というルールはない。ただし、効果的な成果を上げるために複数回の活動を計画することは推奨される。

9. 単年度のグローバルグラント実施: ガバナーの方針で単年度のみの実施になる可能性があっても、特に問題はない。ただし、継続的なプロジェクトがある場合は、次年度のガバナーへの引き継ぎをしっかりと行うことが重要である。

10. 年度ごとのグローバルグラント締結: 毎年度グローバルグラントを締結しても、実施できるかどうかは状況次第である。状況に応じた柔軟な対応が求められる。

11. ICC 委員長の選任: 複数の地区と協議して適任者を選ぶ際は、コミュニケーション

能力、国際的な視野、プロジェクト管理の経験がある方を選ぶ。関係者の意見を広く募ることも重要である。

12. 多地区間 ICC 会議の組織化: 日本国内で ICC を立ち上げる場合、多地区間の協力を促進するために組織を作ることは有益である。

13. ICC の重点目標と地域:

ICC は国際奉仕活動を通じて「平和の構築」に重点を置くことは一般的である。特定の地域に焦点を当てることは可能であるが、世界情勢に応じて他の地域も対象となる可能性がある。ロータリーの柔軟な対応が求められる。

14. 日本での ICC 組織化:

日本初となる ICC を組織する際に、すべてのガバナー34人の合意を得ることは理想的であるが、必須ではない場合もある。日本ガバナー会内に ICC の専門スタッフを置くことは、活動の効率化や調整に役立つかもしれない。ただし、具体的な組織体制については、日本国内のロータリー関係者と協議して決定するよう推奨する。(当面の間、当地区 ICC 委員会が代行する。)

ICC は国際的な理解と協力を深めるための素晴らしい機会である。

ICC を締結した場合でも、クラブの会員は個々の活動に対して拘束されるわけではない。ICC の活動は基本的に任意参加であり、会員は個人の都合に応じて参加することができる。

ICC の締結に関する期限は特に定められていないことが多く、活動は参加するクラブの合意によって継続される。具体的な期限や終了条件は、最初の合意書で定めることができる。

ガバナーが毎年変わることは、活動に影響を与える可能性があるが、ICC の活動は通常、継続性を持たせるためにしっかりと計画とコミュニケーションが行なう。新しいガバナーに対しても、ICC の重要性や活動内容をしっかりと伝え、継続的なサポートをお願いすることが重要である。

活動内容については、参加するクラブ間で定期的に見直しを行い、必要に応じて調整を行うことを推奨する。

委員長

尾形 淳(多賀城 1300 衛星 8 月創設)

副委員長

尾形茂樹(多賀城 1300 衛星 8 月創設)

#### 【諮問委員会・規定審議会立法案検討委員会】

規定審議会は3年に一度、全世界の全ての地区(約520地区)により代表議員が参加して米国シカゴで開催されている。(2022年4月は新型コロナウイルス感染症のためハイブリッド開催した)規定審議会は、ロータリーの唯一の立法機関で組織規定(RI定款、RI細則、標準ロータリークラブ定款)を改定する制定案が審議され、採択されれば、規定審議会後の7月から有効となる。(規定審議会の決定を反映した『手続き要覧』が3年に一度発行されている。

決議審議会は2017年から始まり、毎年10月中旬から11月上旬にかけてオンラインで地区代表議員が各地から提出された決議案の採否を投票する。決議案は、組織規定(RI定款、RI細則、標準ロータリークラブ定款)の改定を伴わない、RI理事会や財団管理委員会に対する意見表明や検討要請を行う。

審議会の意義はクラブや地区がRIの様々な課題に対して、提案や意見表明ができる点である。つまり、私たちの意思でロータリーを変えることができるので、多くのクラブから審議会に対する提案が増えることを期待する。

なお、RLI(ロータリー・リーダーシップ・インスティテュート)のカリキュラム(パートⅢ)には「規定審議会・決議審議会」のセッションがあり、会員がより深く学ぶ機会が用意されている。RLI委員会が開催(年少なくとも3回)するPARTⅠ・Ⅱ・Ⅲの順番にとらわれず参加も可能であるので、クラブからの推薦をお願いする。

審議会の代表議員は地区諮問委員会で決定するが、代表議員はクラブからの提案や意見表明を募らなければならない。

ガバナー、ガバナーエレクトおよびガバナーノミニーは地区の公共イメージ・DEI推進、クラブ基盤強化、そして会員増強、危機管理等に係る事案を諮ることが求められる。

#### (諮問委員)

白倉義則(盛岡南)

伊藤大亜(奥州水沢東)

菊地弘尚(奥州水沢東)

小川 惇(盛岡)

桑原 茂(塩釜)

笠井昭彦(北上)

笹氣光祚(仙台北)

菅原一博(仙台北)

小野寺則雄(二戸)

松良千廣(仙台南)

山口淑子(盛岡滝ノ沢)

菅原裕典(仙台東)

濱守豊秋(大船渡西)  
藤崎三郎助(仙台)  
鈴木 賢(仙台北)  
伊藤智仁(花巻南)  
鈴木俊一(仙台南)  
天沼久純(盛岡南)  
森川昭正(仙台宮城野)  
佐藤 剛(水沢)

国際ロータリー章典 2024 年 10 月 169 出典:1988 年 5 月理事会会合、決定 377 号。2004 年 2 月理事会会合、決定 189 号、2004 年 11 月理事会会合、決定 59 号、2015 年 1 月理事会会合、決定 118 号、2024 年 4 月理事会会合、決定 119 号により改正 19.060. パストガバナー 19.060.1. パストガバナーの支援の活用 ガバナーは、拡大活動、次期ガバナーの育成、国際大会の推進、弱体クラブへの直接的な援助において、元ガバナーの支援を活用するよう強く奨励 されている(2024 年 4 月理事会会合、決定 119 号)。出典:1977 年 2 月理事会会合、決定 262 号 2015 年 1 月理事会会合、決定 118 号、2024 年 4 月理事会会合、決定 119 号により改正 19.060.2. パストガバナーから成る諮問委員会 各地区は、パストガバナーから成る諮問委員会を設置すべきである。この 諮問委員会は、地区内ロータリークラブの会員であるパストガバナー全員 によって構成される。国際協議会で討議され、発表された事項をガバナー エレクトが現ガバナーとパストガバナーに報告するため、ガバナーは、少 なくとも年に 1 回、国際協議会后 1 カ月以内に、諮問委員会を招集するよう 求められている。パストガバナーの助言や行動により、ガバナーの権限や責務が少しでも損 なわれたり、妨げられたりするようなことがあってはならない(2015 年 1 月理事会会合、決定 118 号)。出典:2002 年 2 月理事会会合、決定 195 号。規定審議会 92-278。2015 年 1 月理事会会合、決定 118 号により改正。1942 年 1 月理事会会合、決定 155 号も参照のこと 国際ロータリー章典 2024 年 10 月 170

## 第6章—2

### 【危機管理委員会】

危機管理委員会は、ロータリーの実施する全ての青少年プログラムに参加する青少年の健康と安全を守るために活動する委員会である。同時にロータリークラブ内で発生したハラスメントに対して地区への報告があった場合、提言や助言を行う。

なお、すべての会員およびロータリーの会合、行事、または活動に出席または参加する個人はハラスメントのない環境を期待すべきであり、安全、礼儀、品格、およびすべての人への尊敬を促す環境を維持するものとする。青少年と接する成人は、ロータリー章典第 2.120 節に概説されている方針の対象となる。

ロータリー章典第 26.120 節「会合、行事、または活動におけるハラスメントのない環境」では、ロータリーはハラスメントのない環境を維持することに力を注いでいる。(2021 年 11 月理事会会合、決定 34 号)ハラスメントを定義すると、「個人またはグループを以下の特性に基づいて、言葉であれ身体的であれ、脅迫、中傷、侮辱、または攻撃する言動を指す：年齢、民族、人種、肌の色、障害、宗教、社会経済的地位、文化、性別、性的志向、または性自認。

ロータリー章典第 26.120.1 節「成人のハラスメント方針に関する研修」では現職と次期会長、ガバナー、地域リーダー、理事は、RI の成人ハラスメント方針と手続きについて年次ラーニングを受けるものとする。この研修は会長エレクトトレーニングセミナー(PETS)や国際協議会等の行事において実施する。(2020 年 1 月理事会会合、決定 85 号)

ロータリー章典第 26.140.「行動規範」では、成人がかかわるハラスメントのいかなる申し立てについても通知を受けた場合、またはハラスメントを受けたと感じた場合以下の手順に従う。

1. 身の安全が脅かされていると感じた場合は警察に相談する。
2. クラブ役員(会長または幹事)、地区リーダー(ガバナーまたはガバナーエレクト)、あるいはゾーンのリーダー(RI 理事)に通知する。
3. 問題について RI のクラブ支援室に報告する。( [cgs@rotary.org](mailto:cds@rotary.org) )
4. 青少年がかかわるハラスメントまたは虐待の申し立てはすべて 72 時間以内に RI に報告( [youthprotection@rotary.org](mailto:youthprotection@rotary.org) )

ロータリークラブまたはローターアクトクラブでは、ロータリーの行事または活動におけるハラスメントの申し立ては、ロータリークラブまたはローターアクトクラブの理事会によって審査し、妥当な期間(通常 1 か月)内に回答するものとする。違反の申し立ての対象者がロータリークラブまたはローターアクトクラブの理事会のメンバーである場合、自ら審議から外れることが期待される。審査および調査は、行為の深刻度および広汎性を含む状況に応じて異なるものとなる。ハラスメントの申し立てがロータリークラブまたはローターアクトクラブによって適切に対応されなかったという懸念は、該当する書類を用いてガバナーに伝えることができる。

危機の発生に際し、地区危機管理委員会総則・規定および地区危機管理手順を鈴木俊一 DPG および森川昭正 DPG の基本案をもとに編纂した。そのうえで地区諮問委員会に諮り、初めて公表する。この規定に基づき、損害賠償請求が発生し、保険会社が支払う保険金に含まれない和解金等の支払いに備えた災害対策積立金を予算として設けなければならない。

ロータリー章典第 40.050.8 節では、ロータリー学友会は、活動に関するすべての青少年の安全と健康を守り、RI の青少年保護方針を遵守しなければならない。ロータリー学友会は、性的虐待またはハラスメントを行ったことが知られている人物、またはロータリークラブの会員になることを禁じている人物に対し、会員身分または関係を認めることはできない。学友会が、事実を知りながらそのような人物の会員身分または関係を終結しなかったという情報が得られた場合、RI 理事会は方針の遵守を怠ったことを理由に、学友会を終結する。(2020 年 11 月理事会会合、決定 58 号)

ロータリー章典第 42.010.9 節ロータリー親睦活動グループ、同章典第 42.020.18 節ロータリー行動グループに関しても、グループが性的虐待またはハラスメントを行ったことが知られている人物、またはロータリークラブの会員になることを禁じられている人物に対し、会員身分を認めることはできない。グループが事実を知りながらそのような人物の会員身分または関係を終結しなかったという情報が得られた場合、RI 理事会は方針の遵守を怠ったことを理由に、学友会を終結する。(2017 年 1 月理事会会合、決定 113 号および 2021 年 11 月理事会会合、決定 53 号)

ロータリー章典第 41.050.19 節では、青少年交換プログラムに関与するすべての成人(ロータリアンおよびロータリアン以外)、すなわち委員、J ホストファミリー、クラブのカウンセラーは、プログラム運営、規定、および虐待とハラスメントの認識と予防に関する情報を含むラーニングを受けなければならない。(2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号)

ロータリー章典第 41.060.3 節では、RLYA に関するファシリテーターはセクションハラスメントおよび虐待防止、多様性、公平さ、インクルージョンに関するラーニングを受ける。未成年が参加する RYLA について、ファシリテーターは、RI の青少年保護方針とその地区の青少年保護方針に関するラーニングを受ける。(2021 年 1 月理事会会合、決定 84 号)

委員長	鈴木俊一(仙台南)
委員長は委員の中から選任する。(ただし、ガバナーは除く)	
ガバナー	加藤雄彦(仙台)
ガバナーエレクト	柴田 茂(盛岡東)
ガバナーノミニー	早坂竜太(古川東)
地区代表幹事	大槻昌夫(仙台)
地区事務局長	岡竹博昭(仙台)
地区財務委員長	成田由加里(仙台)
地区青少年奉仕委員長	佐藤知樹(仙台)
地区青少年交換委員長	佐々木史昭(花巻)
地区インターアクト委員長	亀田 治(仙台青葉)
地区ローターアクト共同委員長	半沢修司(仙台南)
地区ロータリー財団委員長	伊藤智仁(花巻南)
青少年アドバイザー	松坂英明(仙台)
医師チーム	吉田仁秋・高野章子(仙台)
ガバナーが指名または委嘱するロータリアン	若干名
ガバナーが委嘱するロータリアン以外の外部有識者	若干名

### 国際ロータリー第 2520 地区危機管理総則

地域社会のリーダー的存在である人々によって構成されるロータリーには、常に倫理観と社会的責任が求められる。危機管理が問われている現代社会において、国際ロータリー第 2520 地区はロータリーの活動に関連して起こり得る危機に対し、率先してその社会的責任を全うする必要があるとの認識に基づき、ここにガバナー統括の下、第三者委員を含む地区危機管理委員会を設置し、ロータリーの信頼と公共イメージを高める。

#### 第 1 条(ロータリーにとっての危機管理上の危機)

国際ロータリー第 2520 地区、地区内各ロータリークラブおよび各ローターアクト(以下、両者を総称するときは「ロータリークラブ等」という)、ならびにロータリアンおよびローターアクター(以下、両者を総称するときは「ロータリアン等」という)が対応すべき「危機管理上の危機」とは次の場合である。

- ① 青少年プログラムに参加する青少年の健康と安全に対し脅威となる事象・事故が発生した場合及びそれらの恐れが予見される場合
- ② ロータリークラブ等内及びロータリアン等の間においてハラスメント行為・非違行為が確認され且つこれにより看過できない被害の発生が推認される場合
- ③ その他①②に準じた事態にして、ロータリークラブ等及びロータリアン等として適切な対応をとることが相当であると思料される場合

#### 第 2 条(危機管理委員会の任務)

危機管理委員会は、前条に規定された危機について、その防止・解決のため必要な提言や適切な提言・助言を行うと共に、第 4 条の手続きによって当委員会に報告のあった危機事案が対処事案であるかどうかを判断の上、適切な対処のための方策を講ずることを任務とする。

#### 第 3 条(危機管理委員会の構成)

危機管理委員会は、ガバナーが任命するロータリアン及びロータリアン以外の第三者により構成される組織とする。

#### 第 4 条(危機事案の報告)

第 1 条の危機に相当する事案が発生した場合には、地区委員会、地区内ロータリークラブ、ロータリアンは、速やかに危機管理委員会に報告しなければならない。

#### 第 5 条(危機管理委員会の決定事項の遵守)

危機管理委員会の決定事項は、これを遵守するものとする。

#### 第 6 条(保険)

地区は、危機への対応のため必要な保険に加入する。

#### 第 7 条

この総則の実施に必要な事項は別途定める。

国際ロータリー第2520地区  
危機管理委員会規定

目次

第1章 総則

第2章 危機管理委員会

第3章 青少年奉仕プログラムに関する特別規定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 国際ロータリー第2520地区危機管理総則第3条に基づき、危機管理委員会の組織および運営に必要な事項に関してこの規定を定める。

(定義)

第2条 国際ロータリー第2520地区、地区内各ロータリークラブおよび各ローターアクト(以下、両者を総称するときは「ロータリークラブ等」という)、ならびにロータリアンおよびローターアクター(以下、両者を総称するときは「ロータリアン等」という)が対応すべき「危機管理上の危機」とは、次の場合である。

- ① 青少年プログラムに参加する青少年の健康と安全に対し脅威となる事象・事故の発生及びそれらの恐れが予見された場合
- ② ロータリークラブ等内及びロータリアン等の間においてハラスメント行為・非違行為が確認され且つこれにより看過できない被害の発生が推認される場合
- ③ その他①②に準じた事態にして、ロータリークラブ等及びロータリアン等として適切な対応をとることが相当であると思料される場合

## 第2章 危機管理委員会

### (危機管理委員会の任務)

第3条 1. 危機管理委員会は、危機について、その防止・解決のために必要な提言や助言を行うとともに、当委員会に報告のあった危機事案が対処事案であるかどうか判断の上、適切な対処のための方策を講ずることを任務とする。

2. 報告のあった事案について法令上所定の行政機関への通告等の義務がある場合は、これに従うほか、報告された内容が犯罪に該当する可能性があるかと判断したときは、原則としてガバナーにおいて所管する捜査当局に対し情報提供・刑事告発等適宜適切な手続きをおこなう。

3. 地区として適切かつ一貫した対応を図り関係者の権利を保護するため、報道機関等の外部への発表は、危機管理委員会において定める者がこれにあたるものとし、その他の委員ならびに関係者は、知り得た情報を外部および他のロータリアン等に提供してはならない。

### (危機管理委員会の構成)

#### 第4条の1

危機管理委員会は、次に挙げる委員をもって組織する。

1. 委員長
  - ① ガバナー
  - ② ガバナーエレクト
  - ③ ガバナーノミニー
  - ④ 地区代表幹事
  - ⑤ 地区事務局長
  - ⑥ 地区財務委員長
  - ⑦ 地区青少年奉仕委員長
  - ⑧ 地区青少年交換委員長
  - ⑨ 地区インターアクト委員長
  - ⑩ 地区ローターアクト共同委員長
  - ⑪ 地区ロータリー財団委員長

- ⑫ 青少年保護委員
- ⑬ 医師チーム
- ⑭ ガバナーが指名または委嘱するロータリアン若干名
- ⑮ ガバナーが委嘱するロータリアン以外の外部有識者若干名

2. 前項第13号から第15号の委員の任期は2年とし、再任されることができる。

3. 危機管理委員会の委員長は委員の中から選任する。

4. 委員の中から副委員長若干名を定めることができる。

5. 委員長は、委員会を招集し、業務を統括する。

6. 委員長に事故あるときは、副委員長またはガバナーが指名した委員がこれに当たる。

#### 第4条の2（常務委員会の設置）

1. ガバナーと委員長は協議のうえ、危機管理委員会の内に常務委員会を設けることができる。

2. 常務委員会の委員は委員長並びにガバナー及び委員長が協議のうえ選任する若干名の委員とする。

3. 常務委員の任期は当該ロータリー年度終了日迄とする。

4. 常務委員会は主として以下の業務を行う

- ① 危機管理委員会の通常業務
- ② 研修、セミナー等の企画
- ③ 危機事案、緊急事態発生時の対応
- ④ その他、ガバナー及び委員長が常任委員のみによる協議が相応しいと判断した事項

5. 常務委員会の議長は委員長とする。

常務委員会の会合にはガバナー及び委員長の判断により常務委員以外の委員、ロータリアン等その他専門家の出席を認めることができる。

6. 常務委員会の決定事項、その他協議事項については必要に応じ危機管理委員会に報告する。

7. 常務委員会の運営について、本条項に定めのない事項については、常務委員会内において協議して決定する。

(危機事案の報告)

第 5 条 第 2 条記載の危機に相当する事案が発生した場合、地区委員会、ロータリークラブ等、ロータリアン等は、速やかに危機管理委員会に報告しなければならない。

(危機管理委員会の開催)

第 6 条 1 .危機管理委員会は危機事案の報告を受けたとき、または、危機に相当する事案が発生したと認めたときは、速やかに危機管理委員会を開催しなければならない。

2.危機管理委員会の開催にあたって、危機管理委員長は、ガバナーに出席を求めることができる。

(危機管理委員会の決議)

第 7 条 危機管理委員会の決議は、委員の 2 分の 1 以上が出席し(委任状による出席を含む)、その過半数をもって行う。同数の際は、委員長が決するところによる。

(緊急時における危機管理委員会の開催)

第 8 条 1 .災害・事故・政変等の緊急を要する危機に敏速な対応が必要な場合、危機管理委員長は、前条にかかわらず、必要な処置を行うことができる。ただし、次の危機管理委員会において報告し、承認を受けなければならない。

2. 前項の必要な措置については、ガバナーは委員長と協議のうえ、常務委員会に委託することができる。

(手順)

第 9 条 第 6 条及び第 8 条に関する委員会開催の要否等の手続きについては、当地区

が別途定める手順に従うものとする。

(守秘義務)

第 10 条 個別事案の調査および対応に関与する者は、当事者その他の関係者のプライバシーを含めその権利の保護に配慮するとともに、任務遂行上知り得た秘密を漏らしてはならないものとし、その任務を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 11 条 危機管理委員会に関する庶務は、地区ガバナー事務所が行い、ガバナーの指名する地区幹事が担当する。

### 第 3 章 青少年奉仕プログラムに対する特別規定

(青少年奉仕プログラムにおける地区の責務)

第 12 条 地区は、地区において実施する青少年奉仕プログラムに参加するすべての青少年の安全と健康および健全な生活を守り、交通災害、自然災害等の事故・災害からの保護と身体的、性的、精神的虐待あるいはハラスメント(以下、ハラスメント等という)を防止するとともに、事態の発生の場合の適切な対応のために必要な業務を行う。

(青少年奉仕プログラムに関係する地区委員長の責務)

第 13 条 青少年奉仕プログラムに関係する地区委員会の委員長は、危機管理委員会との連携を図りつつ、プログラムに参加するロータリアン等およびロータリアン等以外の者に対し、危機を防止するため適切な指導・啓発等を行うとともに、事態の発生の場合に青少年の安全と健康の確保など適切な対応に努めるものとする。

(青少年奉仕プログラムにおける危機管理委員会の業務)

第 14 条 第 3 条に定める危機管理委員会の任務には、青少年奉仕プログラムにおける次の事項を含むものとする。

- ( 1 ) 交通災害、自然災害等の事故・災害およびハラスメント等に起因する事態が発生した場合に事実関係を調査すること。
- ( 2 ) 前号の調査結果に基づき、当事者たる青少年の安全と健康の保護なら

びに事態への適切な対処のための方策を講じること。

- ( 3 ) 前号のため必要な対策をガバナーに提言し、あるいは、関係委員会の委員長その他の関係者に対し必要な指示、指導を行うこと。
- ( 4 ) 青少年交換プログラムにおいて、プログラムに携わる関係者について、参加資格を調査・確認すること。
- ( 5 ) 青少年交換プログラムにおいて、当該事案について必要と認めるときは、原則として報告を受けたときから 72 時間以内に申立てについてガバナーから国際ロータリーに報告し、その後の手筈と調査の結果および講じられた措置について報告すること。
- ( 6 ) その他危機管理、防止等に関し必要な業務。

#### (クラブへの広報)

第 15 条 危機管理委員会は地区内各ロータリークラブ等に対して危機管理に関する広報を行うものとする。

#### (クラブにおける危機管理)

第 16 条 1 .ガバナーは、ハラスメント等に関する苦情等の申出及び相談に対応するために、地区内の各クラブに相談員を置くことを推奨する。

2.相談員は、ハラスメント等に関して次の活動を行う。

- (1) 苦情・相談を受けること。
- (2) 必要に応じ、当事者及び関係者に事実確認を行うこと。
- (3) 必要に応じ、当事者に対して助言を行うこと。
- (4) 必要に応じ、苦情・相談にかかる事実関係の調査を危機管理委員会へ要請すること。

3 .相談員は、ハラスメント等に関する苦情・相談を受けたときは、所属ロータリークラブ等を介し、又は直接に、その内容を危機管理委員会に報告するものとする。ガバナーは、ロータリークラブ等に対し、可能な限り女性を相談員に任命するよう推奨する。

4. 国際ロータリーはロータリークラブにおける危機に関して概ね 1 か月の

調査期間においてガバナーに報告することを推奨している。

(規定改正前の暫定的措置)

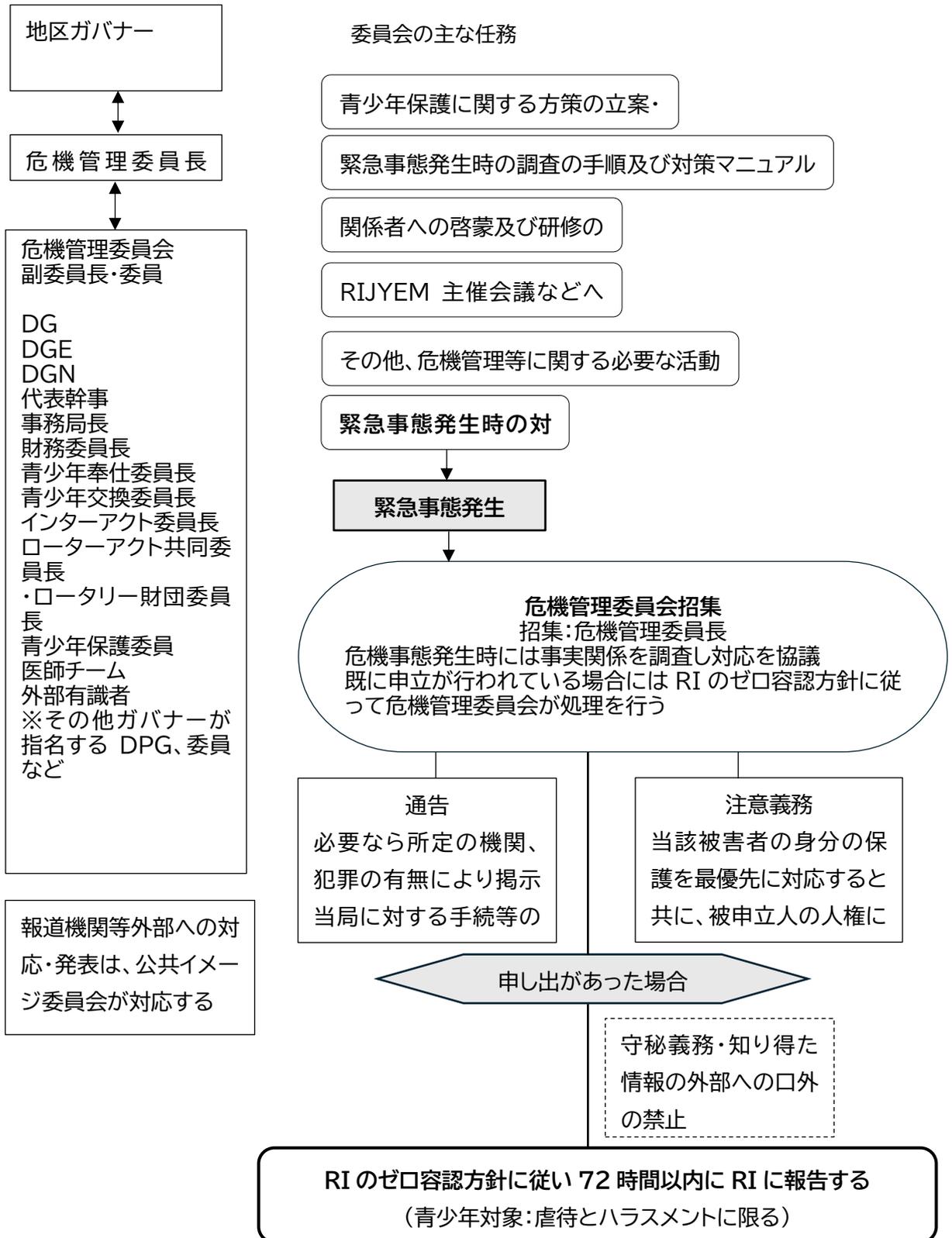
第17条 国際ロータリーもしくは RIYJEM から、本規定にそぐわない事項、もしくは未規定の事項等についての指示等がなされたとき、危機管理委員会はこれに応じる為の本規定の改正前であっても暫定的措置を講じることができる。

(青少年の保護)

第18条 前条の調査および対応においては、当事者である青少年の安全と健康の保護を最優先とし被申立人の権利にも留意する。

この規定は、2025年3月1日から施行する。

図 1:国際ロータリー第 2520 地区 危機管理手順  
設置場所:当該年度ガバナー事務所



ロータリークラブ等には参考例示した「クラブ危機管理委員会規則(参考)」を規定することが望ましい。

参考例示

クラブ危機管理委員会規則(参考)

\*\*\*ロータリークラブ危機管理委員会規則

(1)名称

第1条 本委員会は\*\*RC 危機管理委員会と称する。

(2)任務

第2条 本委員会は、第2520地区危機管理総則に定める危機について、その防止・解決のために、本クラブ委員会、会員に対して必要な提言や指導・助言を行うと共に、本委員会に報告のあった危機事案が対処事案であるかどうか判断の上、適切な対処のため方策を講ずることを任務とする。

(3)委員の員数

第3条 本委員会の員数は\*\*名以上とする。

(4)委員の資格

第4条 幹事、会長エレクト、会長ノミニー、奉仕プログラム委員長、青少年奉仕プログラムの委員長は当然に委員となる。

(5)委員長・委員の選任

第5条 会長は委員長及び第4条に記載の委員以外の委員を選任する。

(6)専門委員

第6条 委員の内に弁護士、医師、心理学専門家、メディア関係者、女性が含まれることが奨励される。

但し、会員に適任者がいないときは、外部委員を依頼することができる。

(7)委員長・委員の任期

第7条 委員長及び委員(以下、「委員等」という)の任期は毎年度7月1日から翌年6月末日迄の1年間とする。

但し、再任を妨げない。

( 8 ) 継続委員

第 8 条 毎年度、委員の内 3 分の 1 以上が前年度以前からの継続委員であることが 奨励される。

( 9 ) 委員等の退任後の措置

第 9 条 第 4 条に記載の委員等がその職を失ったとき、もしくは、第 5 条及び第 6 条により任命された委員等が任期途中で退任したとき、会長は新たに委員等を任命する。ただし、新たに任命された委員等の任期の終期は退任した委員等の終期と同じとする。

( 1 0 ) 通常委員会の開催

第 1 0 条 通常委員会は毎年度 1 回以上開催する。  
2 回数、日時は委員長が年度当初に決定する。

( 1 1 ) 臨時委員会の開催( 1 )

第 1 1 条 会長もしくは委員長は必要があると認めたときは、随時臨時委員会を開催することができる。

( 1 2 ) 臨時委員会の開催( 2 )

第 1 2 条 2 名以上の委員、もしくは 5 名以上の会員の要請があるときは、委員長 は臨時委員会を開催しなければならない。

( 1 3 ) 委員会の定足数及び決議方法

第 1 3 条 本委員会の定足数は半数以上とし、決議は出席委員の過半数をもって 行う。

( 1 4 ) 委員会を開催する時間的余裕のないときの措置

第 1 4 条 発生した危機について委員会開催の時間的余裕がないと判断されると とき、会長もしくは委員長は、危機発生のプログラム担当会員と協議(方 法は問わない)の上、委員会を開催することなく暫定措置を講じること ができる。

2 前項の措置を講じたとき、会長もしくは委員長は速やかにその内容を 本委 員会に報告しなければならない。

( 1 5 ) 被害者・その家族などへの対処

第 1 5 条 本委員会は、危機の発生により被害を受けた人及びその家族に対し、 速やかに適切と判断される対処をしなければならない。

( 1 6 ) 危機内容の調査

第16条 本委員会は発生した危機について速やかに発生の経緯、内容、被害状況などについて調査し、理事会に報告しなければならない。

(17) 地区との関係

第17条 発生した危機が地区のプログラムに関係するとき、本委員会は直ちに地区ガバナーもしくは危機管理委員会にその事実を報告する。

2 地区から前項の危機の調査を依頼されたとき、本委員会はその調査の結果を速やかに地区へ報告しなければならない。

(18) 改正

第18条 本規則の改正は本クラブ細則第\*\*条に定める方法を準用する。

施行日 \_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

(注記)

※委員数、当然委員、任期、委員会開催方法などは、クラブの規模によって異なると思われるので、任意に決定して下さい。

## 第7章—1

### 【ロータリー章典に基づき地区が任命する委員会】

#### 【会員増強・クラブ活性化委員会】

クラブ会員基盤の維持・増強を促し、クラブの成長に資する提言を行い、クラブ活性化を図る。

地区内における新しいロータリークラブとローターアクトクラブの結成と支援につながる行動計画を特定、推進、実施する。行動計画推進リーダーの推奨するリソースを活用し、3-Year Rolling Goals(2024–2027年度)の2年目として前年度の成果を評価し、最終年度に向けた行動計画(方針)の策定を行う。とくに、クラブリーダーがマイロータリーにあるクラブセントラルを活用し、入会促進と現会員の奉仕活動への参加促進という責務を実行できるようクラブ行動計画推進リーダーと共に行動する。

地区会員数の2026年6月末の委員会目標は「2025人」とする。

リンク先:[www.japanrotary.club](http://www.japanrotary.club)

委員長	加藤幹夫(仙台北)
副委員長	遠藤慎一(仙台東)
委員	照井敬孝(花巻南)
委員	野口敬志(柴田)
委員	矢部 亨(塩釜)
委員	佐藤和男(二戸)
委員	高橋和宏(古川東)
クラブ行動計画推進リーダー	76 クラブ
ローターアクト行動計画推進リーダー	友部匡博(仙台泉 RAC)

## 行動計画

### 行動計画のツールキットを利用してクラブの強化を図る

ロータリー行動計画は、健全なクラブをつくり、維持するための持続可能なアプローチです。ステファニー A. アーチック会長と行動計画推進リーダーたちは、行動計画の枠組みを活用して課題に取り組み、クラブと地区の目標を達成するよう全会員に呼びかけています。[rotary.org/actionplan](http://rotary.org/actionplan) から行動計画のツールキットを今すぐご利用ください。

## ロータリー賞／クラブ優秀賞 目標と達成方法に関する説明

ロータリー賞(2024年7月1日より「クラブ優秀賞」に改称)は、各年度のクラブの優れた取り組みを表彰するものです。受賞要件である目標に向けた取り組みは、クラブで会員の参加を促し、地域社会におけるクラブの存在意義を保ち、効率的に運営するための一助となります。人びとを温かく迎え、その参加を促すクラブは、ロータリーの価値観を反映したクラブであると言えます。クラブが本賞の目標に取り組むことで、ロータリーの力強さを保ち、次世代にとってふさわしい文化を育むことができます。

クラブ優秀賞の受賞資格を満たすには、クラブの会費納入状況が良好である(RIからのクラブ請求書の全額を遅延なく納入している)ことが条件となります。クラブの会費納入状況が良好であることを確認するには、「My ROTARY」のタブにあるクラブ名をクリックしてから、「財務」>「クラブ請求書」の順にクリックしてください。クラブの未納金残高が0ドルである必要があります。会費の納入は、1月中旬または7月中旬に請求書が閲覧可能となり次第、速やかに行ってください。

ロータリークラブのリーダーは、クラブ優秀賞の達成を目指して、ロータリークラブ・セントラルにある目標の中から目標を選ぶことができます。このような柔軟性により、クラブにとって最も重要で達成可能と思われる目標を選ぶことができます。さらに、目標の多くはロータリークラブ・セントラル内で「達成」に印をつける自己報告方式となります。受賞資格を得るには、クラブは少なくとも半分の目標を6月30日までに達成する必要があります。

クラブ優秀賞を受賞するには、以下を行っていただく必要があります：

1. [ロータリークラブ・セントラル](#)を開く
2. 目標の内容を確認する
3. その中から少なくとも半分の目標を選択する
4. 選んだ目標を達成する
5. 6月30日までにロータリークラブ・セントラルで達成を報告する
6. クラブ請求書を受領したら、速やかに請求額の全額を支払う

ロータリークラブ・セントラルを開いたら、ページ左側にある「クラブの目標」をクリックして開き、年度を選んでから「すべて」をクリックしてください。受賞資格は、6月30日現在の目標達成状況に基づいて決定されます。

参加者の積極的なかわりを促す	
目標	説明
奉仕活動への参加	このロータリー年度にクラブの奉仕活動に参加する会員の数
ロータリー行動グループへの参加	このロータリー年度に少なくとも1つのロータリー行動グループのメンバーとなっている会員の数
ロータリー親睦活動グループへの参加	このロータリー年度にロータリー親睦活動グループのメンバーとなっている会員の数

改訂：2024年2月

地区大会への参加	地区大会に出席する会員の数
地区研修への参加	役割に備えるためにラーニング行事に出席するクラブリーダーの数
リーダーシップ育成への参加	このロータリー年度にリーダーシップ育成プログラム／活動に参加する会員の数
親睦のための活動	このロータリー年度に、例会以外に親睦を目的としてクラブが実施した活動の回数
ロータリー作成の公式推進用資料の使用	このロータリー年度に地域社会でロータリーを紹介するために、国際ロータリーから提供される広告と公共奉仕資料(ブランドリソースセンターから入手可能な放送用ビデオ、印刷広告、その他の公式資料)をクラブが使用したかどうか

より大きなインパクトをもたらす	
目標	説明
奉仕プロジェクト	このロータリー年度にクラブが実施する奉仕プロジェクトの数
来訪する青少年交換学生	このロータリー年度にバーチャル形式または対面式でクラブが受け入れる青少年交換学生の数
派遣する青少年交換学生	このロータリー年度にバーチャル形式または対面式でクラブが派遣する青少年交換学生の数 <sup>1</sup>
年次基金への寄付	このロータリー年度のクラブと会員によるロータリー財団年次基金への寄付総額
ポリオプラス基金への寄付	このロータリー年度のクラブと会員によるロータリー財団ポリオプラス基金への寄付総額
大口寄付	このロータリー年度に寄せられる一括 10,000 ドル以上の寄付の件数
遺贈友の会会員	遺産計画を通じてロータリー財団に 10,000 米ドル以上の寄付を誓約することを初めてロータリー財団に通知する個人・夫婦の数
ベネファクター	遺言またはそのほかの遺産計画に財団恒久基金を指定して寄付することをロータリー財団に通知、または恒久基金に 1,000 米ドル以上を寄付して、新たにベネファクターとなる個人・夫婦の数

<sup>1</sup>ロータリー青少年交換に参加するすべてのクラブが RI の方針とロータリー青少年交換資格認定の基準に従わなければならない。地区ロータリー青少年交換プログラムの直接の監督下に運営されなければならない。

改訂:2024年2月

参加者の基盤を広げる	
目標	説明
会員増強	ロータリー年度末までに達成したいクラブ会員総数
新会員の推薦	このロータリー年度に新会員を推薦する現会員の数
ローターアクトクラブ	このロータリー年度にクラブがスポンサーする新ローターアクトクラブと既存ローターアクトクラブの数
インターアクトクラブ	このロータリー年度にクラブがスポンサーする新インターアクトクラブと既存インターアクトクラブの数
RYLA 参加者	このロータリー年度に対面式またはバーチャル形式でクラブが支援する RYLA (ロータリー青少年指導者養成プログラム) 参加者の数
クラブのプロジェクトのメディア掲載	このロータリー年度にクラブのプロジェクトを取り上げるメディア記事の数

適応力を高める	
目標	説明
クラブ戦略計画	クラブには独自の戦略計画(長期計画)があるか
クラブ細則の見直し	会員とその他の参加者のニーズがクラブ細則に反映されているかどうか
インターネット上の存在感	インターネット上にあるクラブの情報は現在の活動を正確に反映しているか
ウェブサイトとソーシャルメディアの更新	このロータリー年度中、クラブのウェブサイトとソーシャルメディアアカウントを月に何回更新するか

お問い合わせ: そのほかの情報は「[よくある質問](#)」をご覧ください。

## 【地区公共イメージ委員会】

効果的で有利な広報活動や好ましいイメージがロータリーにとって望ましく不可欠な目標であることをロータリアンおよびローターアクターに広く認識してもらうよう推進する。世界に比べてロータリーに関するブランド認知が進んでいない状況を理解した上で、マスメディアから SNS までの活用を検討し、クラブの地域における情報発信力を図る。そのために、マイロータリーへの登録推進に関するクラブの目標を設けつつ、マイロータリーが保有する豊富な情報を活用している事例を中心に発信する。

- ・ロータリーデーやポリオプラスデーを記念したメディアとの共同プロジェクトの策定
- ・ポリオプラスソサエティ・アンバサダーは地区内のロータリアン医療従事者と共同でポリオ根絶キャンペーンの推進者となる。
- ・メンタルヘルスケアのプログラムを活用することを検討する。
- ・マイロータリーにある豊富なコンテンツやリソースを活用した奉仕活動の事例発信
- ・クラブのホームページと地区のホームページを統一規格できるテンプレートを作成
- ・マスメディアへの情報提供窓口として広報活動
- ・分区あるいはゾーン単位で活用される DDF(地区財団活動資金)を活用した奉仕活動を積極的に地域メディアに広報し、地域にとってかけがえのないロータリークラブの活動であることを展開する。

会員基盤と参加基盤を広げ、多様化するために、会員、クラブ、地区を支援する。また、会員、参加者、地域社会の人々のために多様性、公平さ、インクルージョンが実践され、方針が守られるように推進する。

ガバナー補佐と連携してインターシティミーティング(IM)におけるテーマとして取り上げてもらえるよう推進し、公共イメージ委員会委員の派遣を図る。

リンク先:[www.japanrotary.club](http://www.japanrotary.club)

委員長 (ブランド・アンバサダー)

副委員長

副委員長

委員

委員

委員

委員

地区幹事

ポリオプラス・チーフ アンバサダー

林 宙紀(仙台奥羽)

小原紀実(北上和賀)

高橋 元(仙台冠)

高橋育子(仙台冠)

大宮遼太(仙台泉 RAC)

佐藤秀之(仙台青葉)

志賀昭洋(佐沼)

高橋寛光(仙台)

阿部慎哉(仙台)

### 【地区ロータリー財団委員会】

ガバナーエレクトと密に協力し、財団への参加と寄付についてクラブが次年度の目標を設定できるよう支援する。また、寄付の傾向やロータリークラブ・セントラルのレポートを確認し、現実的な目標を提案する。

ガバナーまたはガバナーエレクトは、My ROTARY から地区ロータリー財団委員長の任命について報告する。同様に、クラブ会長または幹事は、クラブのロータリー財団委員長を My ROTARY で報告する。これにより、地区とクラブのリーダーがそれぞれの役割に応じた情報にアクセスできるようになる。

ロータリー会員は [My ROTARY](#) のアカウントを作り、個人の連絡先情報を更新し、それぞれの寄付や認証に関する情報を確認できる。

リンク先:[www.japanrotary.club](http://www.japanrotary.club)

地区財団に係る厳しい状況をクラブと情報共有し、クラブ単独事業よりも分区単位の広域的奉仕事業を推奨する。GG の活用は地区単位で適切に実施できるよう努める。

加藤雄彦ガバナー年度における委員会目標

※日本円での寄付は租税特別措置法の適用となる。

- ・年次寄付1人当たり \$150以上
- ・ポリオプラス1人当たり \$30以上
- ・ローターアクトクラブ \$100以上
- ・ポリオプラスソサエティ 各クラブ1名

ロータリー財団日本が推奨している寄付は以下の通り。

年次基金寄付ゼロクラブゼロ達成

EREY(年次基金への寄付)の推進

ポール・ハリス・ソサエティの推進 (+10 名目標)

自動定期寄付を利用する会員を10%増

恒久基金・冠名基金を地区1件以上設立

大口寄付:1 万ドル以上のご寄付 100 件、AKS10 名増(日本全体)

ポリオプラスへ DDF の 20%を寄贈 (地区大会剰余金が発生した場合に 2 万ドルを充当する。)

世界ポリオデー(WPD)の推進・補助金の活用の促進

ロータリー平和フェローシップの推進

委員長

伊藤智仁(花巻南)3年任期 2 年目

副委員長

山下晴輝(仙台南)

副委員長

水野暢大(塩釜)

地区幹事

島田博雄(仙台)

(補助金小委員会)-

ロータリーの補助金を管理・推進する。この小委員会は地区財団予算が厳しい状態にあることを念頭に置いて次のことを実行する。

- 財団補助金の専門家として、国際奉仕委員会および IIC(国際委員会)と協力し、グローバル補助金プロジェクトを成功させるためのパートナーとなる RID2232(ウクライナ)との子宮頸がんワクチン接種プロジェクトを推進する。(ICC 締結が条件)
- 地区補助金とグローバル補助金の参加資格要件を遵守し、クラブを対象にそれらの要件に関する研修を行う。
- 地区ロータリー財団委員長と協力し、補助金を使用するためのガバナー方針に基づき補助金活動の適切な記録が維持されるようにする。
- 財団資金管理小委員会と協力し、すべての補助金について、報告を含む適切な財務管理と監督を行う。
- 地区財団活動資金(DDF)の配分に関してクラブ単位のみならず、分区あるいはゾーン単位もしくは地区青少年交換委員会で実施できるよう助言する。

委員長  
委員

吉田和洋(花巻)  
菅原慶一(佐沼))

(資金推進・恒久基金/大口寄付小委員会)

財団への寄付推進と認証の活動を強化・監督する。この小委員会は次のことを実行する。

- 寄付目標の設定と達成方法についてクラブに助言する。
- クラブと地区の募金活動を運営する。
- 財団のあらゆる募金活動を推進し、クラブに参加を促す。
- 寄付者に感謝を伝える地区行事を手配する。
- DDF の配分についての助言を提供する。
- EMGA(大口寄付アドバイザー)からの情報をクラブに提供する。
- ロータリーカードの普及に係る情報を提供する。

委員長  
副委員長  
副委員長  
副委員長(ロータリーカード担当)

日向雅之(仙台青葉)  
高橋克幸(古川東)  
安藤敏樹(盛岡西北)  
夏目雅貴(仙台冠)

#### (ポリオプラス小委員会)

ロータリーのポリオ根絶活動をロータリー内外で広め、ポリオ根絶のための募金活動を実施する。また、クラブ会長にクラブ・ポリオプラス委員会の任命を促すことができる。

この小委員会は次のことを実行する。

- ロータリー会員やクラブによるポリオプラスへの寄付、または DDF の寄贈を奨励する。
- 年に少なくとも 1 回、ポリオプラスへの募金を目的とした地区行事を行い、ポリオ根絶コーディネーターと協力して、これらの行事の成果を高める。
- 財団委員長、地区公共イメージ委員会、ガバナーと協力し、ポリオ根絶に向けた模範的な活動を表彰する。
- 財団の研修行事で、ガバナーと地区研修リーダーによるポリオプラスに関する発表を支援する。
- ポリオ根絶活動において、国や地域のポリオプラス関連委員会、および政府機関や他団体との連携を図る。

委員長

菊地茂樹(仙台北)

副委員長

山下 望(仙台北)

委員

早坂慎一(仙台南)

#### (補助金管理小委員会)

ロータリーの補助金資金が慎重に管理されるようにし、補助金を効果的に管理するための会員への研修を行う。この小委員会は次のことを実行する。

- 財務管理計画の立案を含め、クラブと地区の覚書の実行を支援する。
- 地区財団・補助金管理セミナーとクラブの参加資格認定の手続きを援助する。
- 補助金小委員会と協力して、補助金の適切な財務管理と監督を行う。(報告を含む)
- すべての補助金に関する資金管理状況をモニタリングし、評価する。
- 補助金に関与するすべての人が利害対立(または利害対立と認識される状況)に陥らないようにする。
- 補助金活動における資金の不正使用または不正行為の報告があった場合、これを調査し、財団に報告し、解決する。
- 年次財務評価が正しく行われていることを確認する。

委員長

和田剛和(仙台)

副委員長

時 準雄(仙台北)

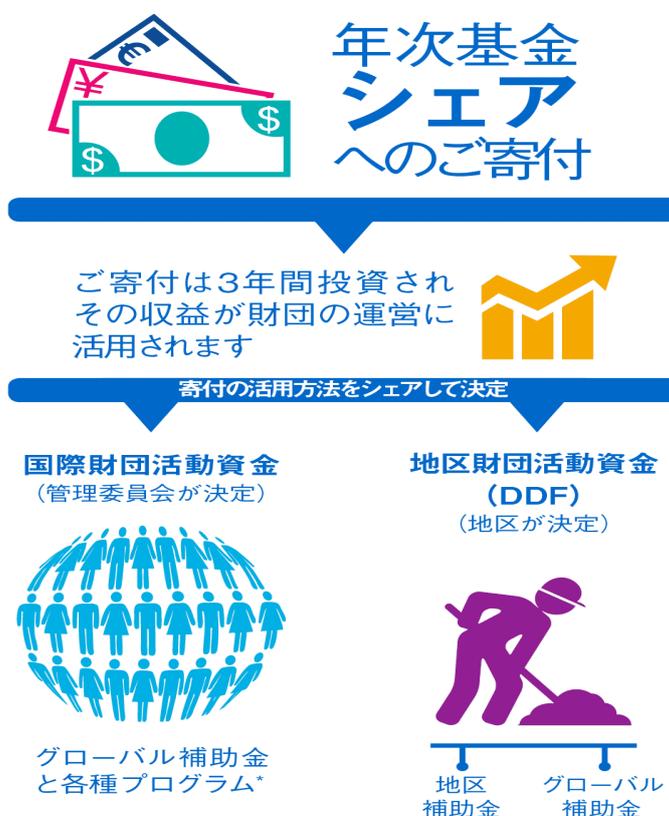
(ロータリー平和フェローシップ・学友小委員会)–

ロータリー平和センタープログラムへの関与と支援をクラブに奨励し、クラブへの情報提供を行い、地区による推薦の手続きを管理する。この小委員会は次のことを実行する。

- ・選考委員会を作る。資格を有する候補者の募集、面接、推薦を行う。
- ・平和フェローシップに関する地区の窓口となり国際ロータリーとの連絡を担当する。
- ・2015–16 年度に RI のロータリー学友の定義が拡がり、インターアクト、ローターアクト、青少年交換、国際親善奨学生、米山記念奨学生、グローバル補助金(GG)による奨学生、GSE、職業研修チーム、RYLA、ロータリー平和フェローを含む、すべてのロータリープログラムに参加者が含まれるようになった。(40.050.1参照)
- ・そのため、ガバナー事務所と協力して、学友情報の収集と関係構築と維持を図る。
- ・学友会は国際ロータリーとロータリー財団への絆を深めるため、友情と親睦と奉仕を促進していくために組織された。地域社会に貢献したいと願う「学友のきずな」を保つためのネットワークを構築する。

委員長  
副委員長  
地区幹事

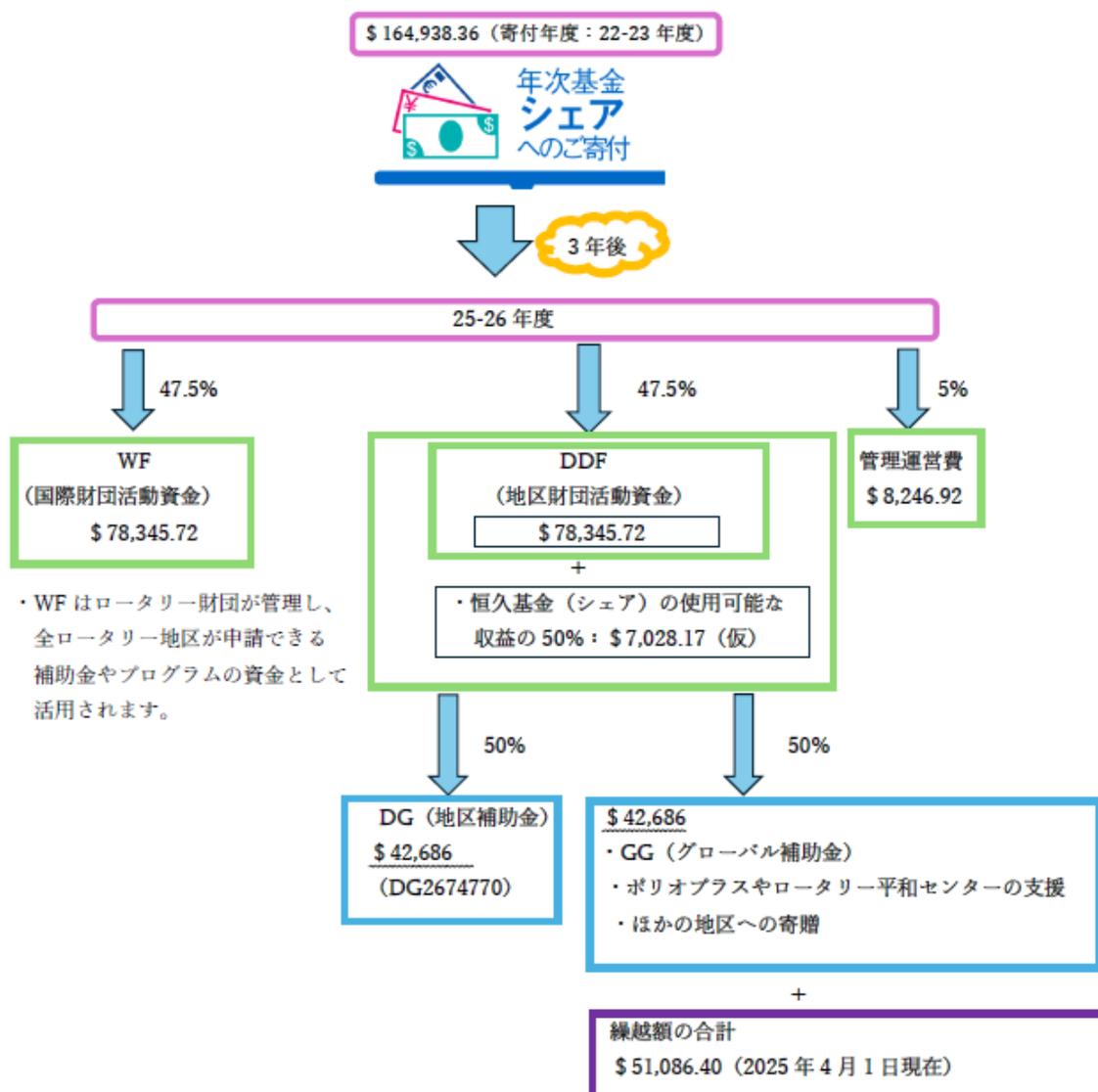
梶浦 正(仙台レインボー)  
齋藤勝則(栗駒)  
佐藤勘三郎(仙台)



\*ポリオプラス、ロータリー平和センター、他地区への寄贈、恒久基金(重点分野)を含む

図 2:『加藤雄彦ガバナー年度年次寄付・補助金サイクル図』

第 2520 地区 利用可能な DDF (2025-2026 年度) ※ 2025 年 4 月 1 日現在



注1: \$1(=150円)として \$39,321 × 150 = 約¥5,900,000

注2: \$164,938.36 の 5% (\$8,246.92) はロータリー財団の管理運営費になります

注3: 冠名指定寄付と恒久基金の収益および2024-25年度 DDF の繰越金が増えるため、確定値は年度始めになります

### **※TRF(The Rotary Foundation) ロータリー財団**

正式名称は、「国際ロータリーのロータリー財団」ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすることが使命である

### **※シェア・システム (Share System)**

年次基金寄付と恒久基金収益の 50%が地区財団活動資金(DDF)となり、50%が国際財団活動資金(WF)となる

### **※WF(World Fund) 国際財団活動資金**

年次寄付と恒久基金収益の 50%がシェア・システムの下で国際財団活動資金(WF)に充てられる

ロータリー財団管理委員会が、その用途を決定する

### **※DDF(District Designated Fund) 地区財団活動資金**

3年前の年次寄付と恒久基金収益の47.5%が地区財団活動資金として配分される。  
地区が裁量権を有し、その用途を決定する

### **※DG(District Grant) 地区補助金**

DDF の50%

### **GG(Global Grant) グローバル補助金**

DDF の50%

表 8:各クラブの 2023-2024 年度の実績

		クラブ名	会員数	年次基金 累計額	ポリオプラス 基金	その他の基金 累計額	恒久基金 累計額	-- 合計 --
第一分区	久慈・二戸	久慈	20	\$890.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$890.00
		二戸	40	\$5,560.55	\$1,858.05	\$0.00	\$0.00	\$7,418.60
		種市	17	\$127.39	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$127.39
	盛岡	盛岡	70	\$6,933.72	\$958.72	\$0.00	\$0.00	\$7,892.44
		盛岡北	33	\$891.80	\$1,017.62	\$0.00	\$0.00	\$1,909.42
		盛岡西	19	\$784.00	\$180.00	\$0.00	\$0.00	\$964.00
		盛岡南	39	\$3,600.00	\$1,000.00	\$268.46	\$0.00	\$4,868.46
		盛岡東	25	\$583.85	\$428.03	\$1,419.57	\$0.00	\$2,431.45
		盛岡中央	23	\$3,320.40	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$3,320.40
盛岡西北		44	\$900.00	\$6,450.00	\$0.00	\$0.00	\$7,350.00	
盛岡滝ノ沢	5	\$636.94	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$636.94		
第二分区	花巻・北上	花巻	31	\$3,981.69	\$591.26	\$107.38	\$0.00	\$4,680.33
		花巻南	31	\$930.00	\$559.29	\$140.94	\$0.00	\$1,630.23
		花巻北	40	\$1,192.05	\$666.76	\$475.36	\$0.00	\$2,334.17
		北上	37	\$1,055.00	\$444.20	\$0.00	\$0.00	\$1,499.20
		北上西	18	\$900.00	\$254.20	\$699.31	\$0.00	\$1,853.51
		北上和賀	22	\$1,630.00	\$228.66	\$0.00	\$0.00	\$1,858.66
	奥州	岩谷堂	13	\$63.69	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$63.69
		前沢	11	\$1,040.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$1,040.00
		水沢	14	\$5,136.58	\$0.00	\$0.00	\$25,000.00	\$30,136.58
		奥州水沢東	29	\$1,635.76	\$2,817.39	\$999.61	\$0.00	\$5,452.76
第三分区	一関・平泉	花泉	9	\$612.24	\$68.02	\$0.00	\$0.00	\$680.26
		平泉	12	\$152.87	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$152.87
		一関	16	\$248.43	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$248.43
		一関中央	16	\$1,713.16	\$2,000.00	\$0.00	\$0.00	\$3,713.16
	大船渡・高田・気仙沼・千厩	大船渡	28	\$640.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$640.00
		大船渡西	33	\$1,015.84	\$196.14	\$714.52	\$0.00	\$1,926.50
		陸前高田	19	\$393.10	\$181.20	\$0.00	\$0.00	\$574.30
		千厩	22	\$152.26	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$152.26
気仙沼	25	\$127.39	\$130.23	\$0.00	\$0.00	\$257.62		
気仙沼南	37	\$2,342.28	\$214.77	\$0.00	\$0.00	\$2,557.05		
第四分区	遠野・釜石	釜石	17	\$2,150.50	\$170.00	\$0.00	\$0.00	\$2,320.50
		釜石東	26	\$1,500.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$1,500.00
		大槌	6	\$925.56	\$0.00	\$999.61	\$0.00	\$1,925.17
		遠野	12	\$1,318.47	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$1,318.47
	山田・宮古	宮古	31	\$2,480.00	\$800.00	\$0.00	\$0.00	\$3,280.00
		宮古東	23	\$1,883.67	\$278.85	\$154.36	\$0.00	\$2,316.88
		山田	17	\$646.15	\$0.00	\$120.81	\$0.00	\$766.96

第五分区	三陸	石巻東	39	\$5,885.46	\$0.00	\$499.80	\$0.00	\$6,385.26
		石巻西	33	\$3,300.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$3,300.00
		石巻南	19	\$2,700.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$2,700.00
	登米・栗原	栗駒	14	\$258.28	\$0.00	\$342.47	\$0.00	\$600.75
		築館	19	\$6,050.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$6,050.00
		佐沼	53	\$925.39	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$925.39
		若柳	24	\$2,009.22	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$2,009.22
第六分区	大崎	古川	33	\$2,950.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$2,950.00
		古川東	39	\$3,353.45	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$3,353.45
		岩出山	11	\$483.24	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$483.24
		加美	13	\$695.54	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$695.54
	松塩	大和	5	\$63.69	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$63.69
		松島	5	\$100.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$100.00
		塩釜	32	\$116.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$116.00
		塩釜東	11	\$89.29	\$136.61	\$0.00	\$0.00	\$225.90
		多賀城	23	\$345.33	\$579.96	\$0.00	\$0.00	\$925.29
		利府	10	\$114.65	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$114.65
		七ヶ浜	13	\$414.01	\$551.59	\$0.00	\$0.00	\$965.60
第七分区	仙台青葉	仙台	120	\$8,990.00	\$2,006.65	\$671.14	\$41.10	\$11,708.89
		仙台泉	51	\$2,958.50	\$2,761.51	\$0.00	\$0.00	\$5,720.01
		仙台青葉	40	\$356.69	\$100.00	\$0.00	\$0.00	\$456.69
		仙台冠	14	\$70.06	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$70.06
		仙台レインボー	9	\$790.00	\$0.00	\$53.69	\$0.00	\$843.69
	仙台広瀬	仙台南	58	\$4,817.31	\$399.23	\$0.00	\$0.00	\$5,216.54
		仙台北	58	\$680.00	\$1,341.20	\$190.22	\$0.00	\$2,211.42
		仙台東	54	\$1,201.36	\$1,291.95	\$355.70	\$0.00	\$2,849.01
		仙台西	40	\$700.00	\$120.80	\$0.00	\$0.00	\$820.80
		仙台宮城野	33	\$2,144.19	\$3,324.76	\$152.00	\$0.00	\$5,620.95
		仙台奥羽	22	\$1,049.84	\$286.88	\$0.00	\$0.00	\$1,336.72
第八分区	阿武隈	岩沼	27	\$4,045.12	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$4,045.12
		名取	43	\$1,043.57	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$1,043.57
		亘理	9	\$432.00	\$18.00	\$0.00	\$0.00	\$450.00
		角田	14	\$709.22	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$709.22
		丸森	12	\$528.71	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$528.71
	蔵王	白石	15	\$1,824.07	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$1,027.88
		柴田	17	\$1,734.42	\$227.21	\$0.00	\$0.00	\$1,961.63
		村田	11	\$330.00	\$195.00	\$0.00	\$0.00	\$525.00
		大河原	29	\$1,361.60	\$961.54	\$0.00	\$0.00	\$2,323.14
				<b>2,006</b>	<b>\$125,715.55</b>	<b>\$36,006.47</b>	<b>\$8,364.95</b>	<b>\$25,041.10</b>

2023 - 2024

年次基金寄付の合計:

\$124,919.36

2023 - 2024

年次基金に寄付したク  
ラブ数:

76 / 76 (100%が寄付)

#### 【地区ラーニング委員会】

ガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニークラブと地区のリーダーと共に研究を行い、地区のラーニングプラン全般を監督する上で支援する。ロータリーの必須ラーニングを含む地区内のラーニングの各会合において、招集者(通常はガバナーまたはガバナーエレクト)に協力する。

地区ラーニングファシリテーターは地区チームラーニングセミナー(DTLS)の計画と実施の責任者となる。また、地区クラブ活性化ワークショップ全般の責任者はガバナーであるが、地区ラーニングファシリテーターは地区会員増強・クラブ活性化委員長、地区公共イメージ委員長、地区ロータリー財団委員長と相談の上、責任者としてワークショップの計画し実施する。なお、地区財団セミナーでの開催を検討する。

#### (地区ラーニングファシリテーターの役割)

次期クラブリーダーと次期地区リーダーの準備にあたってガバナーエレクトを支援し、クラブリーダーと会員にラーニングの機会を提供するためにガバナーを支援します。また、地区ラーニング委員長として、一連のラーニング行事(DTLS,PELS,DLA,地区クラブ活性化ワークショップ、地区財団・補助金管理セミナー)を実施します。各行事について、地区と参加者のニーズに応じて柔軟に対応できる推奨時間枠と推奨カリキュラムを RLI 委員会委員長と協議しながら決める。

#### (地区リーダーの準備)

##### ・[地区チームトレーニングセミナー\(DTTS\)](#)⇒[地区チームラーニングセミナー\(DTLS\)](#)

では、ガバナー補佐と各地区委員会委員長・副委員長が各自の役割について学ぶとともに、地区目標を設定します。本年度は2025年3月16日(日)仙台育英学園高等学校宮城野校舎で開催する。

#### (次期クラブリーダーの準備)

##### ・[会長エレクトトレーニングセミナー\(PETS\)](#)⇒[会長エレクトラーニングセミナー\(PELS\)](#)

では、クラブ会長の基本とクラブ会長(中級)の学習プランとともに、次期リーダーの役割に備える。本年度は2025年4月6日(日)仙台育英学園高等学校宮城野校舎で開催する。

##### ・[地区トレーニングアセンブリ\(DTA\)](#)⇒[地区ラーニングアセンブリ\(DLA\)](#)

では、会長エレクトが PETS で学んだことを基にリーダーシップスキルをさらに磨くほか、ほかの次期クラブリーダーも出席して各自の役割について学び、次年度の目標をさらに練り上げる。本年度は2025年5月11日(日)仙台育英学園高等学校宮城野校舎で開催する。

(クラブリーダーと会員向けのラーニングの機会)

・[地区クラブ活性化ワークショップ](#)

では、関心のある会員を対象としており、会員増強、ロータリー財団・補助金管理、公共イメージの各委員会がロータリー行動計画の実現においていかに相互に関連しているかを学ぶ。ガバナーエレクト壮行会と同時に実施する。

・[地区財団セミナー](#)・[地区財団補助金管理セミナー](#)

ではクラブ会員が、寄付に関するファンドレイジングやロータリーの補助金の効果的な管理方法について学ぶ。両セミナーのリソースと時間配分の設定をする。

委員長(地区ラーニングファシリテーター)	森川昭正(仙台宮城野)
副委員長	柴田 茂(盛岡東)
副委員長	早坂竜太(古川東)
副委員長	鈴木俊一(仙台南)
委員	鷲見泰宏(仙台泉)
委員	藤村祐介(盛岡南)
委員	秋田陽子(仙台レインボー)
委員	梅宮隆志(仙台西)
委員	小野寺信幸(仙台東)
地区幹事	栃窪昌之(仙台)
地区幹事	鈴木直行(仙台)
地区幹事	石井光二(仙台)

リンク先:[www.japanrotary.club](http://www.japanrotary.club)

## 第7章—2

[地区が任意で任命することができる委員会]

### [RLI 委員会]

ロータリーリーダーシップの研究活動を推進するため、会長エレクト・次期幹事・クラブチームおよび入会3年未満のロータリアンの参画を促すと共にガバナーエレクト、ガバナーノミニーはじめ次期ガバナー補佐もアドバイザーとして加わる。

ファシリテーターの育成および3回の「RLI」に加えて「卒 RLI」の実施することを推奨する。

委員長	小池康浩(仙台泉)
副委員長	山地信行(盛岡北)
副委員長	夏目雅貴(仙台冠)
副委員長	北島美栄子(盛岡東)
委員	原田誠章(盛岡東)
委員	菊池 純(盛岡南)
委員	佐々木憲明(盛岡)
委員	木村清且(花巻北)
委員	高橋文人(築館)
委員	鎌田善幸(仙台泉)
委員	工藤哲也(仙台泉)
委員	三浦 一(仙台泉)
委員	本木浩喜(仙台泉)
委員	五日市 洋(二戸)
委員	住吉正志(奥州水沢東)
委員	高橋育子(仙台冠)
委員	鷲尾広也(仙台泉)
地区幹事	安曇謙三(仙台)
地区アドバイザー	柴田 茂(盛岡東)

ガバナーエレクト、ガバナーノミニー、次期ガバナー補佐

### 【国際奉仕・国際大会委員会】

- ① 友好地区 RID3640 と友好事業の企画調整を図る。RID3640 ガバナー(総裁)は イム・ウスン氏であり、同地区には韓日友好委員会がある。
- ② RI 台北国際大会への参加を促進する。国際大会参加によるメリットは  
・著名な講演者や分科会を通じて、新しいアイデアや自分と異なった視点を発見し、新しいスキルを学べる機会がある。  
・「友愛の家」でロータリアンが世界中で行っている奉仕活動を学びながら、旧友や新しい友人との出会いがある。  
・台湾の文化に直接触れて、地区やクラブのフェローと共に日本国内では味わえない刺激を共有する。
- ③ 2026年4月17日(金)～18日(土)開催の地区大会(大会テーマ:UNITE FOR GOOD)、第2日目(2026年に開催する「ロータリーの友情広場」の計画・調整を行う。とくに東日本大震災の発災から15年目を迎えるなかで、世界中からの支援に感謝しながら、震災を風化させない機会を創出する。

委員長	國分敏彦(二戸)3年任期2年目
副委員長(友好地区担当)	高橋孝一(柴田)
副委員長(R 友情広場担当)	梶浦 正(仙台レインボー)
日韓親善委員会委員長	桑原 茂(塩釜)
日韓親善委員会委員	水野暢大(塩釜)
Onto TAIPEI	柴田 茂(盛岡東)
Onto TAIPEI	原田誠章(盛岡東)
委員	佐藤芳郎(塩釜)
委員	地紙正和(古川東)



## 国際ロータリー 姉妹地区協定締結書

国際ロータリー第2520地区と国際ロータリー  
第2810地区との再編成にもとづき  
新国際ロータリー第2520地区と国際ロータリー  
第3640地区とは 国際親善の精神にのっとり  
相互の理解を深め 将来に亘っての友好関係の  
提携を誓い合った

ここに立合い人の出席の下に姉妹地区の協  
定を締結する

2003年4月13日

国際ロータリー第2810地区 ガバナー

宮城 東 哉

国際ロータリー第2520地区 ガバナー

菊池 弘 尚

国際ロータリー第3640地区 ガバナー

山崎 元 東 静

立合人

国際ロータリー 元 理事

菅野 有 利 功

国際ロータリー第3640地区 元 理事

山崎 元 東 静

## 【青少年奉仕委員会】

### 会員向けの青少年保護のリソース

ロータリーでは、青少年プログラムに参加するクラブや地区が確実に青少年保護方針を実施し、虐待やハラスメントを防ぐために行動できるよう、包括的なリソースを提供しています。

- [ロータリー青少年保護の手引き](#)
- [青少年プログラム参加者の保護\(オンラインコース\)](#)
- [電子的方法／インターネットの使用に関する安全上の検討事項](#)
- [危機管理計画の策定](#)
- [ロータリー章典の第 2.120.節](#)

クラブが取り組むことのできる地区内の新しい傾向、課題を特定することを援助する。そのため、クラブ青少年奉仕委員長が責務を遂行できるよう援助する。その結果、成功を収めた青少年奉仕プロジェクトについてガバナー月信に報告できるよう要請する。

ロータリーが青少年に対してリーダーシップスキルを開発する研鑽の機会を提供し、地域社会に良い変化をもたらす人材を育成することを目的とする。

プログラムを通じて、青少年にロータリーの奉仕の精神を浸透させ、生涯にわたって奉仕の取り組みを行う動機付けとなることを期待する。青少年に未来を切り開く力を与えるプログラムは青少年奉仕の中心的な役割を担う。宿泊を伴うプログラムを成功させるために青少年を取り巻く危機管理を十分承知して実施する。

委員長

佐藤知樹(仙台)

副委員長

荒若健志(仙台宮城野)

副委員長

三浦 滋(前沢)

## 【RLYA 委員会】

・RYLA は「Rotary Youth Leadership Award」の略で、14 歳から 30 歳までの青少年を対象とした集中的な指導力育成プログラムのことを指す。「ロータリー指導者育成プログラム」と日本語では訳されている。

・本年度は「環境: 渡り鳥の声を聞くプロジェクト」をテーマにロータリーの重点目標の1つ「環境」に関する研究プログラムを提唱する。

・2015-16 年度に RI のロータリー学友の定義が拡がり、インターアクト、ローターアクト、青少年交換、国際親善奨学生、米山記念奨学生、グローバル補助金(GG)による奨学生、GSE, 職業研修チーム、RYLA、ロータリー平和フェローを含む、すべてのロータリー

プログラムの参加者が含まれるようになった。(40.050.1参照)

そのため、ガバナー事務所、ロータリー平和センターシップ・学友小委員会および米山記念奨学会委員会と協力して、学友情報の収集と関係構築と維持を図る。

・学友会は国際ロータリーとロータリー財団への絆を深めるため、友情と親睦と奉仕を促進していくために組織された。地域社会に貢献したいと願う「学友のきずな」を保つためのネットワークを構築する。

委員長	小野智哉(北上)
副委員長	三浦 一(仙台泉)
副委員長	尾出恵一(古川東)
委員	堀籠和幸(仙台泉 RAC)

#### [インターアクト委員会]

インターアクトクラブは 12 歳から 18 歳までの青少年が地域のボランティア活動や海外のインターアクターとの交流を通じて、視野を広げ、国際感覚を養うことを目的とする。仙台東ロータリークラブがスポンサーとなり 1963 年 6 月 23 日に設立した仙台育英学園高等学校インターアクトクラブは日本最初のクラブであり、その後地区内には32のインターアクトクラブが毎年開催される地区内インターアクト年次大会を通じてロータリーの「超私の奉仕」を学ぶ機会となっている。

インターアクト委員会には、インターアクトクラブの役員、委員長、クラブアドバイザー、学校顧問を対象とした研修を行う責務があります。これらのリーダーが就任する少なくとも 1 カ月前に研修を実施し、役割に備えるための十分な時間を与える。

委員長	亀田 治(仙台青葉)
副委員長	松田和也(一関)
副委員長	高田英典(仙台東)
地区幹事	三原健太郎(仙台)

表 9:各インターアクトクラブ詳細

RI. 2520 インターアクトクラブ一覧表 ※2025年7月9日 現在				
No.	I A C 名	スポンサークラブ	創立年月日	年次大会ホスト校
1	岩手県立久慈翔北高等学校	久 慈	1981年12月19日	1995-1996
2	岩手県立北桜高等学校	二 戸	1996年6月18日	2013-2014
3	岩手県立種市高等学校	種 市	2000年2月19日	
4	岩手県立盛岡農業高等学校	盛 岡 西	1980年6月10日	2008-2009
5	盛岡スコール高等学校	盛 岡	2024年3月1日	
6	岩手女子高等学校	盛 岡 北	2007年6月15日	
7	岩手県立花巻農業高等学校	花 巻 南	1986年5月2日	
8	花巻東高等学校	花 巻 南	2001年5月14日	2017-2018
9	岩手県立北上翔南高等学校	北 上	2005年5月9日	2019-2020 (3クラブ合同)
10	専修大学北上高等学校	北 上 西	1981年12月22日	1997-1998 2019-2020 (3クラブ合同)
11	岩手県立黒沢尻工業高等学校	北 上 和 賀	2001年5月17日	2006-2007 2019-2020 (3クラブ合同)
12	岩手県立水沢農業高等学校	水 沢	1974年6月20日	1998-1999
13	岩手県立花泉高等学校	花 泉	1987年5月10日	1999-2000
14	一関修紅高等学校	一 関	1967年11月8日	2015-2016 2024-2025
15	一関学院高等学校	一 関 中 央	2002年7月18日	2010-2011
16	岩手県立大船渡東高等学校	大 船 渡 西	1973年6月4日	2001-2002
17	岩手県立千厩高等学校	千 厩	1980年7月23日	2000-2001
18	岩手県立遠野緑峰高等学校	遠 野	1980年6月23日	2002-2003
19	岩手県立宮古水産高等学校	宮 古	2003年10月29日	
20	岩手県立宮古商業高等学校	宮 古 東	1988年4月12日	2003-2004
21	宮城県加美農業高等学校	加 美	1970年7月26日	1998-1999 2016-2017
22	宮城県塩釜高等学校	塩 釜	1973年2月16日	1997-1998
23	宮城県多賀城高等学校	多 賀 城	2016年2月1日	
24	尚絅学院高等学校	仙 台	1978年6月30日	1996-1997 2003-2004 2021-2022(中止) 2022-2023
25	常盤木学園高等学校	仙 台 南	1996年11月1日	2005-2006 2014-2015 2018-2019
26	宮城県立視覚支援学校	仙 台 南	1965年11月2日	
27	仙台育英学園高等学校	仙 台 東	1963年6月27日	2000-2001 2020-2021 (中止のため代替レポート)
28	明成高等学校	仙 台 泉	2006年11月4日	2011-2012(中止) 2012-2013
29	聖ウルスラ学院英智高等学校	仙 台 青 葉	2022年2月16日	
30	宮城県名取高等学校	岩 沼	1997年9月30日	2007-2008
31	宮城県亘理高等学校	亘 理	1978年9月12日	1999-2000
32	聖和学園高等学校	仙 台 北	2017年1月7日	

#### 【ローターアクト共同委員会】

ローターアクトクラブの推奨を目指してロータリークラブは以下の内容を研究していく。  
本年度から青少年奉仕委員会から独立した委員会とする。

#### 【RIJYEM ローターアクトエレベート支援プロジェクトについて】

RIJYEM は、マーク・マローニー2019-20 年度 RI 会長が提唱した「エレベート・ローターアクト」を日本34地区内の RAC にも効果的に推進する為に、現 RI 理事エレクトの水野副理事長が、2022年 3 月の第2回 RA 合同会議開催に際して「RIJYEM ローターアクトエレベート支援プロジェクト」を立ち上げました。ロータリークラブとローターアクトクラブが手をたずさえて共に発展することを目標とします。

#### 【RI 発表資料】

##### ●ローターアクトの方針に関する最近の変更について

<https://my.rotary.org/ja/recent-rotaract-policy-updates>

2019 年規定審議会は、国際ロータリーの組織規定を改正し、その結果、ローターアクトクラブが国際ロータリーの加盟クラブに含まれることとなりました。この画期的な決定後、マーク・マローニー2019-20 年度 RI 会長は、ローターアクトの新しい立場をより正確に反映する方針を起草するため、ローターアクターとロータリアンから成る「Elevate Rotaract Task Force(ローターアクト地位向上タスクフォース)」を任命しました。同タスクフォースによる話し合いでは、ローターアクターが会員として求めるものを知り、また、調査や座談会を通じて方針の決定に加わる機会をローターアクターに提供することが重要な目標とされました。

ローターアクトに関する大きな変更事項と、この変更の詳細についての「よくある質問」は、以下の通りです。

##### ◆2020 年 7 月管理委員会会合でのローターアクトについての重要な決定事項

2020 年 7 月、ロータリー財団管理委員会は、ローターアクトに関連する追加の決定を行いました：

- 管理委員会は、ローターアクト委員会の委員であるローターアクターを、ローターアクトに関連する事案について管理委員会に助言する役に任命する。

- 管理委員会は、ロータリー財団に関連した事案について管理委員会に直接助言する役として、ローターアクト委員会への管理委員会リエゾンを任命し、ローターアクト委員会にも助言を求める。

◆2020年6月管理委員会会合でのローターアクトに関する重要な決定事項

2020年6月、ロータリー財団管理委員会は、ローターアクトに関する財団の方針について以下の決定を行いました：

- 2022年7月1日より、ローターアクトクラブは、グローバル補助金プロジェクトで援助国側提唱者または実施国側提唱者になることができる(ただし、ローターアクトクラブがグローバル補助金で以前にロータリークラブと一緒に活動した経験があることが条件)。
- 管理委員会は、ローターアクターが財団プログラムの参加者として有する権利や特権が取り消されないことを確認した。

•

◆2020年7月理事会会合でのローターアクトに関する重要な決定事項

2020年6月、国際ロータリー理事会は、ローターアクトについて追加の決定を行いました：

- 理事会は、2020-21年の各理事会会合において、ローターアクトに関する事項について助言するローターアクター1名を任命した。

◆2020年1月理事会会合でのローターアクトに関する重要な決定事項

2020年1月、国際ロータリー理事会は、ローターアクターを対象とする調査の結果に基づき、ローターアクトについて追加の決定を行いました：

- ローターアクトクラブは2022年7月1日から国際ロータリーへの会費支払いを始める。年会費は、大学を拠点とするクラブは会員1名につき5ドル、地域社会を拠点とするクラブは会員1名につき8ドルとなる。新しいローターアクトクラブの加盟金50ドルは廃止される。
- ローターアクトクラブは、会員の承認を得た場合、また該当する場合はスポンサークラブの承認を得た場合、年齢制限を設定できるが、これは義務ではない(これは、

ローターアクトクラブの上限年齢の廃止に関する 2019 年 10 月理事会決定を明確化したもの)。

◆2019 年 10 月理事会会合でのローターアクトに関する重要な決定事項

2019 年 10 月、国際ロータリー理事会は、「Elevate Rotaract Task Force」の推奨に基づき、ローターアクトに関連する方針に複数の変更を加えました。詳細は、以下をご覧ください。

- [ローターアクトに関連する方針変更の詳細](#)
- 改訂版の[標準ローターアクトクラブ定款](#)
- 改訂版の[推奨ローターアクトクラブ細則](#)

「ロータリー章典」への変更事項(2020 年 7 月 1 日から有効)

- ローターアクトクラブは、スポンサークラブの有無に関わらず新しいクラブを設立できるようになる。
- ローターアクトクラブは、ほかのローターアクトクラブをスポンサークラブとして選ぶことができるようになる。
- ローターアクトクラブには、18 歳以上のすべての若い成人が入会できるようになる。
- ローターアクトに関する方針は、第 5 章「プログラム」の部分から移され、改訂後の第 2 章「クラブ」の部分に記載される。
- 方針に関する変更事項に基づき、「標準ローターアクトクラブ定款」ならびに「推奨ローターアクトクラブ細則」が改定される。
- すべての地区委員会にローターアクターを加えることがロータリー地区に奨励される。

その他の重要な決定事項:

- RI 会長、RI 理事会、ロータリー財団管理委員会は、ローターアクトの関連事項について、ローターアクターがどのように助言するかを検討する必要がある。
- 国際ロータリーは、ローターアクトの目標を次のように設定した:

- 2022 年までに、ローターアクターの数(国際ロータリーに報告される数)を 100%増やす
- 2022 年までに、それらの報告されたローターアクターのうち、ロータリークラブに入会した人の数を 20%増やす
- 2029 年までに、ローターアクターの数(報告される数)を 100 万人に増やす

#### ◆よくある質問

・これらの決定はどのように行われたのですか。

数年にわたり、理事会、管理委員会、各種委員会、また世界中のロータリアンとローターアクターの間で、どのようにローターアクターの立場を高め、どのようにローターアクトクラブをロータリークラブの奉仕のパートナーと認識するべきかが話し合われてきました。ローターアクターはこれまで、RI のローターアクト委員会やローターアクト大会前会議、またオンライン調査や討論グループを通じて、理事会にアイデアを提供してきました。今回の決定は、これを反映したものです。

ロータリーではこれまでに、ローターアクトが単なるプログラムではないことと、ローターアクターがより大きな柔軟性、リソース、支援を求めているということについて、多くの人から意見が寄せられていました。また、ローターアクターはクラブ、地区、多地区合同で素晴らしい活動を行っており、それについての認識を高めるべきだとの声が多く出ています。ローターアクトクラブを正式に国際ロータリーの加盟クラブとすることを決定した 2019 年規定審議会後、会長は、ローターアクトの新たな立場を反映する方針と、ローターアクターが開放性、革新性、柔軟性を体験できるようにする方法について話し合う「Elevate Rotaract Task Force(ローターアクト地位向上タスクフォース)」を任命しました。

・これらの決定はなぜなされたのですか。

ロータリアンとローターアクターは、ロータリーファミリーとして、行動人として、ロータリーの新しい「[行動計画](#)」での欠かせない存在として、ローターアクターの重要性を話し合ってきました。これらの重要な決定は、ローターアクトクラブの現在の傾向を反映し、ローターアクトをロータリークラブと並行して加盟クラブとし(独自性、クラブ文化、会員の特典

は異なる)、ローターアクト内でのより大きな柔軟性、革新性、多様性を奨励するものです。

・これらの変更事項は、すぐに実施されますか。

ローターアクトクラブのスポンサーシップや年齢制限に関連する「ロータリー章典」への変更事項は、2020年7月1日から有効となりました。ただし、ローターアクトクラブは、2022年7月1日までは国際ロータリーに会費を支払う必要はなく、またグローバル補助金の提唱者として参加することができません。これにより、変更事項についてクラブと地区で確認し、話し合う時間を持つことができます。変更事項の実施には時間を要するため、クラブと地区には、細則を改定する計画を立て、徐々に変更事項を取り入れていくよう奨励しています。

・ローターアクトについての方針はどこに記載されていますか。

ロータリー章典の第2章「クラブ」に方針が記載されています。第12条「ローターアクトクラブ」をご参照ください。

・ローターアクト定款と細則は、いつ更新しなければなりませんか。

「標準ローターアクトクラブ定款」は、ローターアクトクラブのスポンサーシップや年齢制限に関する変更事項を反映して既に更新されており、これを改正できるのは RI 理事会のみです。「[標準ローターアクトクラブ定款](#)」は、正規に活動中の全ローターアクトクラブに自動的に適用されます。また「[推奨ローターアクトクラブ細則](#)」も改訂され、クラブは、それぞれのニーズに合わせて細則をカスタマイズすることが奨励されています。

・ロータリー財団はなぜローターアクトクラブがグローバル補助金の提唱者となることを認めたのですか。

管理委員会は、多くのローターアクトクラブがロータリー財団からの資金援助なしに、ロータリーのグローバル補助金プロジェクトと同様の規模で、ロータリー重点分野に沿った革新的で持続可能な奉仕プロジェクトを既に行っていることを認識しました。管理委員会は、ローターアクトクラブがグローバル補助金の提唱者となることを認めることで、世界でさらによいことをする機会が与えられると考えています。財団プログラムへの参加を通じて、ローターアクトクラブによる国際財団活動資金(WF)への資金調達が促され、世界中のクラブが活用できるより多くのリソースが生み出されることとなります。

・2022年7月1日からローターアクトクラブがグローバル補助金に参加するために、地区リーダーは今から何をすべきですか。

地区リーダーは、ローターアクトクラブがグローバル補助金への[参加資格](#)を得る方法を決めるために、検討を始める必要があります。例えば、ローターアクトクラブの研修セミナーへの参加を義務づけたり、資金調達と補助金活動の支援を担当するローターアクトクラブのリーダーを任命したりすることができます。地区リーダーはまた、ローターアクトの参加を促進するために、グローバル補助金の DDF 配分方法に変更が必要かどうかを検討する必要があります。

・2022年7月1日からグローバル補助金に参加するために、ローターアクトクラブは今から何をすべきですか。

グローバル補助金の実施国側または援助国側の協同提唱者となる資格を得るには、ローターアクトクラブは以下の条件を満たす必要があります：

- 地区における[グローバル補助金](#)について学ぶ
- グローバル補助金でロータリークラブまたは地区と協力する
- グローバル補助金への[参加資格](#)を得るための要件を満たす

参加資格を得るための要件は地区によって異なるため、ローターアクトクラブのリーダーができるだけ早く地区ロータリー財団委員長(またはその他の地区リーダー)に連絡を取ることが重要となります。

・「ローターアクターが財団プログラムの参加者として有する権利や特権が取り消されない」とは、どういう意味ですか。

ローターアクトクラブはプログラムではなく加盟クラブの一種として再定義されましたが、この変更によってローターアクトクラブとその会員の権利や特権が取り消されるべきではないと、管理委員会は強く感じました。ローターアクターは今後も、グローバル補助金の奨学金およびロータリー平和フェローシップの受領資格を維持します。なお、補助金プロジェクトの立案に携わっているローターアクターがその補助金の主な受益者ではない場合もあります。

・ローターアクトの会員年齢の上限が取り除かれたのはなぜですか。

ローターアクトクラブは今後も、若年層の社会人を対象とします。ローターアクトの会員年齢の上限を取り除くことで、会員は年齢に関係なく自分が望むクラブ体験を選べるよう

になります。

現在の方針では、ローターアクターがロータリークラブへの入会に誘われる前に、あるいは入会への心構えができる前に、ローターアクトから退会しなければならないということが頻繁にあります。これは、ローターアクターのロータリー離れにつながります。

ローターアクトの会員年齢を 30 歳までとする制限については、地域によって受け止め方が異なります。会員が年齢制限の引き上げの必要性を感じている地域がある一方で、引き下げを望む地域もあります。ローターアクト地域向上のためのタスクフォースと理事会は慎重に検討した後、ローターアクト退会時期をローターアクター自身が決める柔軟性を提供することが重要であると判断しました。調査の対象となったローターアクターの大多数は、年齢制限を削除することで、クラブでの体験が変わることはない、あるいは改善されると考えていることがわかりました。また、ロータリークラブ入会への意向も変わらないという声が聞かれました。

・ローターアクトクラブが年齢の上限を設けることはできますか。

はい。理事会は、ローターアクトクラブが、その会員が望む経験ができるように柔軟に対応すべきだと考えています。クラブの成功にとって年齢の上限が大切である場合、クラブは独自の裁量で細則の中に年齢の上限を設定できます。ただし、クラブ会員ならびにスポンサークラブ(該当する場合)からの同意を得なければなりません。

・地区ローターアクト代表の年齢の上限を設けることはできますか。

地区ローターアクト代表の選出方法は、選挙の前に、地区ローターアクト委員会が決定・確認し、地区ガバナーが承認することになっています。ロータリー章典で規定されているのは、候補者が任期を開始する前に丸 1 年、ローターアクトクラブ会長または地区ローターアクト委員会メンバーを務めた経験があるという点のみです。地区内クラブが協議して、地区ローターアクト代表の年齢制限を設けることができます。年齢の上限を定めなかったとしても、地区はこの重要なリーダーシップの役職に若い会員を奨励すべきであり、若い候補者を選出するようクラブに伝えるべきです。これにより、若い職業人にローターアクトを通じた成長とリーダーシップの機会が与えられます。

・ローターアクターには今後も、ロータリアンとなることを呼びかけていくのですか。

はい。これは変わりません。ローターアクターには今後も、自分が望むクラブ体験ができ

るロータリークラブにいつでも入会することを呼びかけていきます。ロータリークラブは、例会や行事、奉仕プロジェクトでローターアクトと定期的に協力を続けていきます。また適時にロータリークラブへの入会をローターアクトに勧めていくことも従来通りです。ローターアクトは、ローターアクトクラブ会員であってもロータリークラブに入会、あるいは新たにロータリークラブを設立することができます。

・ロータリークラブは今後も、ローターアクトクラブのスポンサークラブとなることはできますか。

はい。一つまたは複数のロータリークラブが、あるいはほかのローターアクトクラブがローターアクトクラブのスポンサークラブとなることができます。これによりローターアクトクラブは、柔軟にそれぞれのニーズに最適な協力関係をスポンサークラブと築けるようになります。

・ローターアクトクラブは、ほかのローターアクトクラブのスポンサークラブとなることができますか。

はい。ローターアクトクラブは、ほかのローターアクトクラブのスポンサークラブとなることができます。これによりローターアクトクラブは、柔軟にそれぞれのニーズに適したスポンサークラブと関係を築けるようになります。また、地域社会を基盤とするローターアクトクラブは、大学を基盤とするローターアクトクラブのスポンサークラブとなることが奨励されます。

・これらの変更事項は、ローターアクトクラブでの体験にどのような影響をもたらしますか。

これらの変更事項によって、ローターアクトクラブでの体験に必ず影響がもたらされるといことはありません。ローターアクトクラブには今後も、ロータリークラブと協力し、地元と海外で革新的かつ持続可能な奉仕プロジェクトを計画し、若い社会人の会員にリーダーシップ育成と職能開発の機会を提供するよう呼びかけていきます。ローターアクトクラブは、より柔軟にそれぞれのニーズに合わせて会員の活動を立案し、若い社会人ネットワークの幅を広げ、多様な考え方や職種、才能を融合するような関係をクラブと築いていけるようになります。

・これらの変更事項は、ロータリークラブでの体験にどのような影響をもたらしますか。

これらの変更事項によって、ロータリークラブでの体験に必ず影響がもたらされるということはありません。ロータリークラブには今後も、ローターアクトクラブのスポンサーとなり、ローターアクトと手を結び奉仕プロジェクトを計画することや、協力と指導を通じてリーダーシップと職能スキルの養成においてローターアクターを支援していくことが呼びかけられます。ロータリークラブは、それぞれの地域社会でローターアクターとともに活動し、新しいローターアクトクラブの発展を支援し、適時にロータリークラブへの入会についてローターアクターに呼びかけていきます。

・国際ロータリー(RI)への会費を支払う見返りに、ローターアクターは何を得られるのですか。

理事会は、ローターアクターが実際に会費を支払う以前から、RI がローターアクトクラブに支援を提供することが重要だと考えています。2022年7月1日以前から、ローターアクターはトーストマスターズ・インターナショナルのリーダーシップ開発リソース、オンラインの目標設定ツール、オンラインのクラブ運営ツールを利用できるようになります。ローターアクトクラブが RI に収める会費は、新規・既存のサービスやツールを支え、今後ローターアクト会員にこれまで以上に大きな価値を提供していく一助となります。

・国際ロータリー(RI)に支払う会費の額はどのように決定されたのですか。

2019年10月、ローターアクトの会費の額やその算出方法などについて意見を得るため、すべてのローターアクターにアンケート調査が送られました。世界中の9,000人以上のローターアクターが回答し、ロータリー世界全体からのデータを正確に得るために必要な回答よりもはるかに多くのデータを得ることができました。理事会は、このローターアクターからの回答を基に、RI への会費の金額とその算出方法の両方を決定しました。>> アンケート調査結果の詳細はこちら

・国際ロータリー(RI)への会費の支払いの開始が2022年7月であるのはなぜですか。理事会は、ローターアクトクラブが RI に会費を支払う前に、さまざまな恩恵を受けられるようにすべきだと強く考えています。今後数年間、ローターアクトクラブは費用を支払うことなく、追加のツールやリソースにアクセスできます。クラブは、これらの新しいサービスを維持しつつ、今後も会員がロータリーから大きな価値を得られるよう、2022年7月

1日よりRI会費を支払うこととなります。

・国際ロータリー(RI)に人頭分担金を支払えない場合はどうなるのですか。

ロータリーでは、ローターアクトがRIに支払う会費に見合う価値が得られると考えていますが、クラブによっては、クラブや地区の会費に加えて、人頭分担金の支払いが困難となる場合があることを理解しています。今後数年間、ロータリーでは会費の支払いにおいてローターアクトクラブが適切に計画を立てられるよう支援していきます。クラブが検討できる対策として、毎年の募金活動、地元の事業または法人のスポンサーからの寄付、スポンサークラブとの協力などが挙げられます。クラブはまた、すべてのクラブ役員と会員の情報をロータリーに報告する必要があります。こうすることで、ロータリーから定期的に最新情報を得られるほか、変更に対応するための情報を得ることができます。

・ローターアクトの会員目標がなぜ既に立てられているのですか。

クラブの成長と繁栄に向けて目標を立てるのと同様に、ローターアクト全体としての会員目標を立てることは、ローターアクトの今後の成功のために必要不可欠です。ローターアクトの世界的影響について理解し、より多くの若い社会人にローターアクトを通じて奉仕とリーダーシップに従事してもらうためにも、クラブと地区に大きな目標を立てるよう呼びかけることがこれまで以上に重要です。

発行:2019年11月

更新:2020年3月

最新の更新:2020年7月

委員長

半澤修司(仙台南)

副委員長

大宮遼太(仙台泉 RA)

委員

日野 宏(築館)

委員

平野史織(宮古 RA)

シニアアドバイザー

小野智哉(北上)

### 【青少年交換委員会】

国際理解を深める機会として青少年交換を推進する。地区内の高校生、保護者、高等学校がロータリーの目指す国際交流事業に関する認知度を高めるために広く募る。

(JYEC および RIJYEC の歴史)

青少年交換プログラムは、基本的にはクラブ対クラブのプログラムだが、現実的には地区対地区とのプログラムとして世界的に展開されている。また、国を超えるプログラムであるため、日本 34 地区が共通に抱える課題も多く、地区独自で対応できない、あるいは解決できない問題も存在する。

そのため、外務省・法務省との対応のためや、国際ロータリーとの対応のために、各地区青少年交換委員会のとりまとめ役および相談役として、在日ロータリー青少年交換連絡事務所が米山記念奨学会内に設置された。1971 年 6 月初代責任者として塩原貞三氏(東京 RC)、1976 年 7 月ガバナー連絡会議事務所(現ガバナー会)に移管し所長として元 RI 会長向笠廣次氏(中津 RC)、1978 年 6 月塩原和男氏(熊谷 RC)、同年 8 月小島達治氏(東京池袋 RC)、1979 年 11 月鳩山道夫氏(東京池袋 RC)、1991 年 7 月河合良氏(加須 RC)と事務局長を歴任され、1998 年 6 月末をもって歴代事務局長の制度は幕を閉じた。

当時は、地区ガバナーと地区青少年交換委員会との間に少なからぬ問題を抱える地区もあった。また、青少年交換プログラムに携わる会員が地区ガバナーを無視してプログラムを推進していると言われていた地区もあり、地区ガバナーと地区青少年交換委員会との間に存在する問題は長年の懸案事項でもあった。またロータリー青少年交換連絡所とガバナー会との関係もしっくりとっていなかったのも、これまた事実であった。

そこで、ロータリー青少年交換連絡事務所業務に代わるものとして、青少年交換プログラムで各地区が抱えている問題点の改善およびプログラムの更なる発展を期すことを目的とし、2000 年 7 月 1 日、ガバナー会の中の小委員会として、ガバナー会青少年交換委員会(JYEC、Japan Youth Exchange Committee) が立ち上げられた。(初代および 3 代目の委員長が関場慶博 PDG・弘前 RC、2 代目委員長は北川晶夫 PDG・金沢 RC)

ガバナー会青少年交換委員会の主な活動項目は、

- ・地区青少年交換委員会からのさまざまな相談に応じる。
- ・国際大会前世界青少年交換役員会議へ出席して地域活動報告をする。
- ・ガバナー会青少年交換委員会ホームページおよびメーリングリストを作製、管理、運営する。

・全国青少年交換委員長会議主催、ロータリー日本青少年交換研究会の主催をする。

国際ロータリー理事会は、青少年交換プログラムにおける虐待およびハラスメント防止のために、各地区に危機管理への対応を義務づけた。危機管理への対応が適切に取られている地区へは証明書を出し、証明書を貰った地区でなければ、2006-2007 年度以降、青少年交換プログラムへの参加はできないとした。

また同時に米務省は、交流団体などが性的虐待の報告を怠るような事例が起きた場合、その若者が参加していた交換留学プログラムを停止すると警告。ガバナー会青少年交換委員会はこれに呼応し、2005 年に下部組織として全国青少年交換委員長経験者などからなる RI 指針検討委員会を立上げ対応した。

地区が危機管理へ対応していることの諸条件の中で、クリアしなければならない一番困難な条件が、「地区もしくは地区青少年交換委員会の法人化」であった。日本においては、各地区や各地区青少年交換委員会が法人化する事はたいへん困難であることから、当時のガバナー会は、日本 34 地区が合同で国際ロータリー日本青少年交換委員会 (RIJYEC、Rotary International Japan Youth Exchange Committee) を設立し、この委員会を法人化することとした。また、法人設立およびその後の運営資金として、各地区会員 1 人当たり年間 100 円をもって当てることにした。

3 年間に渡る RI 指針検討委員会の言葉に表せない努力、また世界の青少年交換委員とも連携しながら、それぞれの国の法律・習慣などに照らし合わせることなど諸条件をつけ国際ロータリーとのやり取りを重ねた。その結果、日本 34 地区全ては諸条件をクリアし、2008 年 2 月 1 日国際ロータリーより、青少年交換プログラムへの参画可能との認定証が届いた。しかし、毎年国際ロータリーより送付されてくる年度更新書式を地区ガバナー・青少年交換委員長により必ず更新しなければならない。2009-2010 年度ガバナー会は、JYEC の解散をし、その機能を RIJYEC へ移すことにした。2010-2011 年度から、RIJYEC は JYEC の活動項目を受け継ぐことになり、今日へ至っている。

RID2520 が 1977 年以降 RID5750 と行ってきた短期交換の独自プログラムは地区財政(能登半島地震への支援金も考慮)および「青少年交換要覧」に基づき同年度内の交換プログラムから隔年片方向のプログラムに移行する予定である。この場合、RIJYEM のプラットフォームの目的に適合していなければならない。その適合していることを確認した上で本年度は RID5750 を訪問し、次年度は本地区が受け入れする予定である。

長期交換は地区財政を考慮しながら少なくとも2名の高校生を公募し、総合的判断による候補者を選抜し、ガバナーに報告する。

・短期交換に関しては最大 4 名を受け入れ(引率者は別)を RID2520 で受け入れる。翌柴田茂ガバナー年度(ロータリーの翼 50 周年)は概ね同数を派遣する。

ガバナーは青少年交換に係るすべての責任を負う。

【地区の認定方法】全学生のために安全な環境をつくることは、ロータリークラブと地区の責任です。交換プログラムを実施するには、地区が国際ロータリーから参加認定を受け、ロータリーのすべての方針に従う必要があります。地区が認定を受けるための手順は「[青少年交換要覧](#)」(PDF)に記載されている認定要件と申請手続きに従って行います。地区青少年交換委員長と青少年保護役員を含む地区リーダーと会い、地区が参加できる状態かどうか確認する。認定手続きについての詳細を、[youthexchange@rotary.org](mailto:youthexchange@rotary.org) までEメールで問い合わせます。地区会員は年間 1,400 円の地区賦課金を負担し、地区会員数 2,000 人×1,400 円として 2,800,000 円を青少年交換資金(長期)とします。1977 年から始まった短期交換プログラム(ロータリーの翼)は 2024 年締結の覚書により隔年実施とし、2025-26 年度は受け入れ、2026-27 年度は派遣とする。なお、地区財政が厳しい現状を認識し、会員から寄付金を募り、プログラムの継続を図る。なお、本年度地区会員は年間 400 円の地区賦課金を負担し、地区会員数 2,000 人×400円として 800,000 円を青少年交換資金(短期)とします。次年度は RID5750(オクラホマ州)への派遣となるが次々年度の受け入れのための積立金とし、次々年度必要となる経費負担概ね 1,600,000 円に備える。



## RIJYEM Platformについて



RIJYEMは、青少年交換プログラム地区認定に義務化されている「法人化」を支援するために設立された、一般社団法人格を持つ多地区合同組織体です。これにより、34地区はロータリー章典 41.050.3.によりやく準拠することになりました。

また、「ロータリー章典2.120.1.青少年と接する際の行動規範に関する声明」主文の「青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める」に地区・クラブが対応するために、青少年交換に限らず、インターアクトとRYLAプログラムについても支援を行っております。これが、RIJYEM Platformの目的です。

更に、2019年にRAの地位向上をRIが打ち出しました。もはや青少年プログラムではありませんが、現在エリートRA地位向上支援プロジェクトを展開しております。

41.050.3.法的組織  
地区は、地区青少年交換プログラムを含む法人組織または同様の正式な法的組織を設立しなければならない。この要件は、地区青少年交換プログラム、青少年交換を含む複数のプログラムのグループ、またはロータリー章典第17.020.節に従い地区全体を法人化することによって満たすことができる。

地区はまた、多地区合同プログラムの範囲内で実施される地区活動のために法人化された多地区合同青少年交換プログラムに加入することによって、この要件を満たすこともできる(2009年1月理事会会合、決定152号)。

【ロータリー章典および国際ロータリー理事会決定より】

#### 41.050.ロータリー青少年交換

ロータリー青少年交換は、1974年に理事会で採択された国際ロータリーのプログラムである。

ロータリー青少年交換プログラムは、海外の人びとと交流し、外国での生活を通じて異文化を体験する機会を青少年に提供する。異文化出身の学生との交流を通じて、受入クラブ、ホストファミリー、そして地域社会が豊かになる。このプログラムは、青少年の国際理解と親善の精神を育み、平和の構築と維持に不可欠な異文化理解能力の養成に役立つものである。

こうした方針は、クラブと地区が青少年交換活動に責任をもって効果的に実施できるよう援助し、特に記載がない限り、長期および短期の交換に関係する。

クラブまたは地区は、これらの方針と相反しないこのほかの規定も採用できる。地区は、これらの方針に特記された一部の責務を、ある役職から別の役職へ割り当て変更することができる(2019年10月理事会会合、決定58号)。

出典:1997年3月理事会会合、決定275号。2002年11月理事会会合、決定99号、2009年1月理事会会合、決定152号、2012年10月理事会会合、決定96号、2017年1月理事会会合、決定87号、2019年10月理事会会合、決定58号により改正

##### 41.050.1.地区ガバナーの権限

各ガバナーは、地区内の青少年交換プログラムの監督と管理に対し責任を負う。地区の青少年交換役員または委員会は、ガバナーの監督下に置かれ、ガバナーに報告を行うべきである。

ガバナーは、ロータリー章典第2.120.節に概説された青少年保護に関する研修を完了することが義務付けられており、指名された時点から就任するまでの期間に、地区内の青少年交換プログラムおよびプログラム管理者の資格とスキルに関し、できる限り学ぶよう奨励されている(2019年10月理事会会合、決定58号)。

出典:1977年10~11月理事会会合、決定159号。1979年5月理事会会合、決定355号、1997年3月理事会会合、決定275号、2017年1月理事会会合、決定87号、2019年10月理事会会合、決定58号により改正

##### 41.050.2.地区認定プログラム

事務総長は、地区認定プログラムを管理するものとする。認定を受けるためには、地区の全青少年交換プログラムは、RIの青少年保護方針、および事務総長によって定められたその他の要件を遵守するものとする。青少年交換プログラムに参加するには、受入地区と派遣地区の両方が、事務総長から認定を受けなければならない。ロータリー章典

343 2023年10月

認定手続きは、全地区の青少年交換プログラムが、RI長期および短期の交換プログラム(ツアーや合宿/キャンプを含む)において、認定要件を満たしているという証拠を国際

ロータリーに提出することを義務づけている。ロータリアン個人、クラブ、または地区がこれらの要件に従ったプログラムの運営を怠った場合、地区の青少年交換の参加認定が終了される場合がある。

RIの方針や認定要件が地元の法律に反する場合、事務総長は、RIの方針の意図に合う代替方針と代替手続きを導入した地区に対し、免除を許可することができる。地元の事情によって要件を法的に満たすことができない場合、地区は、遵守を不可能とする特定の状況が存在することの証拠と、方針または要件の意図を満たす代替手続きを説明した文書を、事務総長に提出しなければならない。事務総長は、地区が設定した代替案がRIの方針の意図に合うかどうかを、評価、判断し、必要とあれば理事会にこれを付託することができる。

認定に関するその他の方針には以下が含まれる。

#### A. 学生の派遣のみを行う地区の認定

青少年交換学生を受け入れず、学生の派遣のみを希望する地区は、派遣のみの認定を申請することができる。

#### B. 複数の国が含まれる地区の認定

複数の国が含まれる地区で、一部の国のみが青少年交換プログラムへの参加を希望する地区に対し、事務総長は、認定要件を満たす参加国にのみ認定を認める(2019年10月理事会会合、決定58号)。

出典:2004年11月理事会会合、決定108号。2006年11月理事会会合、決定72号、2007年2月理事会会合、決定163号、2007年6月理事会会合、決定274号、2007年11月理事会会合、決定32号、2009年1月理事会会合、決定152号、2012年10月理事会会合、決定96号、2017年1月理事会会合、決定87号、2019年10月理事会会合、決定58号により改正

### 41.050.3.法的組織

地区は、地区青少年交換プログラムを含む法人組織または同様の正式な法的組織を設立しなければならない。この要件は、地区青少年交換プログラム、青少年交換を含む複数のプログラムのグループ、またはロータリー章典第17.020.節に従い地区全体を法人化することによって満たすことができる。

地区はまた、多地区合同プログラムの範囲内で実施される地区活動のために法人化された多地区合同青少年交換プログラムに加入することによって、この要件を満たすこともできる(2009年1月理事会会合、決定152号)。

出典:2007年2月理事会会合、決定163号 ロータリー章典 344 2023 年 10 月

### 41.050.4.損害賠償保険

地区は、地区青少年交換プログラムのために、その地域にふさわしい補償額と限度額を備えた賠償責任保険に加入しなければならない。クラブと地区は、青少年交換活動を実

施する前に、法的責任に関する問題について法律顧問に相談するよう強く奨励されている。

地区全体が米国内にある地区の青少年交換プログラムは、米国のロータリークラブ用および地区用の損害賠償保険プログラムに参加することでこの要件を満たすこととなる。(一般社団法人国際ロータリー日本青少年交換多地区合同機構が求める賠償責任保険に加入する。年間保険料は2025年1月末地区会員数×70円、支払限度額は身体財物共通1事故1億円、2025年7月1日午後4時から1年間の期間中1億円、被保険者はガバナー、ロータリークラブ会長、ローターアクトクラブ会長、クラブのインターアクト委員、ローターアクト委員、RYLA委員、青少年活動委員、ラーニング委員会委員、保険の対象は地区・クラブの青少年奉仕活動中に生じた事故に起因する賠償責任)

事務総長は、そのような保険が存在しないと実証された地区に対して、損害賠償保険の要件に例外を認める権限を有する(2017年1月理事会会合、決定87号)。

出典:2007年2月理事会会合、決定163号、2008年6月理事会会合、決定253号、2009年1月理事会会合、決定152号、2017年1月理事会会合、決定87号により改正41.050.5.青少年の国外旅行

いかなるロータリアン個人、クラブ、地区も、未成年を海外へ派遣するために、RIの青少年保護方針、前述の青少年交換方針、国または政府の移民方針、旅行方針を回避するような代替的なプログラムを始めてはならないものとする。

いかなるロータリアン個人、クラブ、地区も、提案された旅行の全側面について事前に慎重な計画(地区青少年保護役員と地区青少年交換委員長による承認を含む)を立てることなく青少年を海外派遣活動のために送り出すことを援助したり、協力してはならないものとする。青少年保護役員のいない地区では、地区ガバナーと地区青少年交換委員長が手配を承認しなければならない。

いかなる地区も、受入地区による受入や援助に関して事前に完全な相互の合意を得ることなく、身分証明書や紹介状、援助要請状、その他青少年の身分を明かしたり、紹介するような書類を、他国の地区に提供すべきではない。

ロータリークラブまたは地区から派遣されたことを示す書類やそういった主張があっても、受入地区が事前にそのような受入や援助を提供することに明確に同意していない場合、地区は他国からの青少年に対して受入や援助を提供する義務はない(2019年10月理事会会合、決定58号)。

出典:1979年5月理事会会合、決定355号、2009年1月理事会会合、決定152号、2009年6月理事会会合、決定242号、2019年10月理事会会合、決定58号により改正41.050.6.

## ゼロ容認方針(ZERO TOLERANCE)とは

ゼロ容認方針とは、とにかくセクハラや虐待の申し立ての報告があった場合、被害を受けてから(報告があった場合)その真偽や重大性、刑事上の事件性があるなしにかかわらず72時間以内にRIに報告するというものです。また、ゼロ容認方針とは意を別にしますが、RIに報告すべき重大事故や重篤な疾病等の発生した時にも、関係するすべての学生の保護、安全確保、その後のケア等のために72時間以内にRIに報告する必要があります。ゼロ容認方針の考え方の前提として、セクハラや虐待を受けた(可能性のある)学生・青少年は、立場が非常に弱く、往々にして組織(ロータリーという組織も含まれる)は、隠ぺいなどにより、その組織自身を守ろうとする意識が強く働くものです。よってそれを避けるため、とにかく勇気を出して申し立てた報告に関しては、それがあったものとして受け止め、結果として、RIに報告することを求めているものです。

RIへ報告してその後、外部委員(ロータリアン以外の法曹関係者、医師その他有識者等)も含めた危機管理委員会で、真偽の調査や司法当局への通知が必要かどうかを判断します。その結果虚偽の報告とか、勘違いによる報告とか重大なトラブルではなく当地区内で十分解決できる事案であったなどの可能性もありますが、その後の手はずと調査の結果および結果としてとられた措置について、再度RIに事後報告するという仕組みです。まとめますと、事案の上程されてきた報告において、当該地区・クラブの判断でRIに報告するか、しないかを判断するものではなく、(RIへの報告は危機管理委員会が行います)とりあえず、危機管理に該当する事案が申し立てのルールに従って申し立て報告された場合は、

- 1 学生たちの保護を第1優先として、被申立者からの分離、安全確保、またはその可能性を十分配慮する体制を即刻とること。
- 2 それと同時に72時間以内にRIに申し立てがあったことの実態の報告をする。
- 3 その後、危機管理委員会で申立者の勘違い等による誤解や事案の真偽などを確認する。
- 4 危機管理委員会はその後の手はずと調査の結果、および結果として取られた措置についてRIに事後報告する。

結果として、誤解や重大でなかったもの等に関しても、RIはその最終結論を採用するというもので、最終の申し立ての報告が該当事案に対し、影響を与え続けるものではないことを理解する必要があると思います。よって、RIへの報告を、ためらいをもってはならないという事です。

## 国際ロータリーの青少年と接する際の行動規範に関する声明

この行動声明は、青少年と活動するあらゆる状況でロータリアンが守るべき基本的な原則を規定しています。

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。

ロータリー会員、そのパートナー、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは心理的な虐待から身の安全を守るため、最善を尽くさなければならない。

2006年11月、RI理事会により

ロータリーは、青少年保護に関するすべての懸念を真剣に受け止めます。

### 虐待を防止するためのロータリーのアプローチ

若者と青少年プログラム参加者の安全と福利は、ロータリーの最優先事項です。青少年保護のためのロータリーのアプローチには、以下が含まれます。

- 青少年への虐待やハラスメントを一切容認しない
- 不正行為を防止し、青少年を含むプログラム参加者を巻き込んだ手なずけ行為や虐待への対応方法に関する方針
- 青少年保護の研修を受ける義務(ガバナーエレクト向け)
- 性的虐待やハラスメントの報告を受けて対応する際に、トラウマを考慮したアプローチを用いる訓練された職員の起用
- 青少年交換に関与する地区に求められる参加資格認定プロセス:
  - 虐待防止に関する学生、家族、ボランティア向けの研修

- 申請、犯罪歴確認、レファレンス確認を含む、ボランティアのスクリーニング
- 虐待やハラスメントをロータリーと地元警察に報告するためのプロセス
- 地区特有の青少年保護方針
- ロータリー職員による現地評価(査察)

## 会員向けの青少年保護のリソース

ロータリーでは、青少年プログラムに参加するクラブや地区が確実に青少年保護方針を実施し、虐待やハラスメントを防ぐために行動できるよう、包括的なリソースを提供しています。

- ロータリー青少年保護の手引き
- 青少年プログラム参加者の保護(オンラインコース)
- 電子的方法/インターネットの使用に関する安全上の検討事項
- 危機管理計画の策定
- ロータリー章典の第 2.120.節

## ほかの青少年奉仕団体との連携

クラブや地区が地元の青少年奉仕団体との協力や連携に関心がある場合は、以下のことが推奨されています。

1. パートナーとなる団体が、ロータリーの方針を満たす、あるいはそれ以上の青少年保護方針を定めていることを確認する。
  - ◇ パートナー団体がボランティアを適切に選別、審査、研修するプロセスを有していることを確認する。
  - ◇ パートナー団体のプログラム参加者が、青少年保護関連の研修や教育を受けていることを確認する。
  - ◇ 成人が監督なしで青少年と 1 対 1 で著しい接触をしていないこと、または、成人が接触する場合には、それらの接触が適切であることを保証する方針と手続きがあり、モニタリングと見直しが適切に行われていることを確認する。
  - ◇ パートナー団体が、資格のない人や不適切な行動が記録されている人による青少年との接触を禁止する手続きを定めていることを確認する。
  - ◇ パートナー団体が定期的に自己評価または監査を行っていない場合は、パートナー団体の青少年保護方針を定期的に見直す。
2. 覚書を作成し、青少年保護に関するロータリーおよびパートナー団体の責務、また共有の責任を明確にする。

3. プログラム参加者の保護者に、他の青少年関連団体との関係や、どこに行けば情報が得られるかを随時通知する。
4. パートナー団体の担当者および青少年参加者と、連携がうまくできているかどうかを定期的に確認する。
5. パートナー団体の地域社会での評判や、青少年の安全を脅かしたり、協力者としてのロータリーの評判を損なうような問題が発生したケースを常に把握しておく。
6. 不正行為の申し立て、疑い、または報告があった場合は、ロータリーとパートナー団体との関係を修正、停止、または終了する。
7. ロータリーのブランディング方針が、適切かつ明確に、ロータリーの方針に沿って遵守されていることを確認する。
8. パートナー団体が適切な賠償責任保険に加入していることを確認し、クラブや地区を補償し、それらを追加被保険者とするようパートナー団体に求める。

#### 関連資料

ロータリーの若いリーダー向けのプログラムは、多様でインクルーシブな経験を提供できるような配慮を行っています。ロータリーでは、クラブや地区が、尊重と敬意を促進するプログラムを実施するためのリソースを提供しています。

- ◇ ロータリー青少年交換における「多様性、公平さ、インクルージョン」: LGBTQ+(レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダ、クィア)の交換学生へのサポート
- ◇ ハラスメントの防止と対処法(オンラインコース)

## 青少年保護に関する懸念の報告

青少年保護に関する懸念を国際ロータリーに報告することは、重要な責務となります。

## 事態と申し立ての報告に関する方針

国際ロータリーは、不適切な行為に関するすべての報告を真剣に受け止めます。青少年やプログラム参加者に関わる深刻な事態(虐待やハラスメントのすべての申し立てを含む)があった場合は、地元の当局および国際ロータリーに速やかに報告することが、すべてのロータリー会員および会員以外のボランティアの責務となります。これは必要なことであると同時に、さらなる虐待や被害を防ぐための手段でもあります。

## 報告のプロセス

1. 青少年参加者の安全を確保する
2. 緊急の場合は、直ちに地元の警察署に連絡する
3. 事態発生後 72 時間以内に、My Rotary の「情報&リソース」から「青少年の保護」のページを開き、「事態の申し立ての報告に関する方針」にある「青少年の保護に関する懸念を報告する」ボタンをクリックして国際ロータリーに報告する

虐待や青少年保護に関する懸念を報告するのは難しいと感じるかもしれません。助言やサポートが必要な場合は、E メール(youthprotection@rotary.org)または電話(+1 866-976-8279、米国番号)でロータリー青少年プログラム担当職員に連絡してください。電話でのご連絡は、シカゴ時間(UTC-5またはUTC-6)の8:00~16:00に英語で受けています。青少年保護担当部には、青少年がかかわる虐待や不適切な行為に関する報告の扱いについて研修を受けた経験豊かなスタッフがおります。それぞれの状況について慎重かつ極秘に対応いたします。

## ロータリー章典に準拠した報告要件

虐待やハラスメント(嫌がらせ)のすべての申し立ては、この事態の報告を受けてから 72 時間以内に RI に報告するものとします。72 時間以内の RI への事態報告を怠った場合、地区の青少年交換への参加資格が停止される場合があります。個人、クラブ、地区が、義務づけられた通りに報告を故意に怠ったという十分な証拠がある場合、事務総長は、関係者が引き続きロータリー青少年プログラムに参加する資格があるかどうか、および/または同プログラムにどの程度参加する資格があるか、またはその人の会員身分終結をクラブに義務づける(ただしこれに限らない)などの追加の制裁措置が必要かどうかを判断することができます。

委員長	佐々木史昭(花巻)
副委員長	高橋範行(北上)
委員(短期受入担当)	佐藤 仁(仙台南)
委員	斎藤 賢(一関)
委員	及川昭宏(佐沼)
委員	木村直樹(花巻)
委員	新本起也(仙台北)
委員	高橋孝一(柴田)
アドバイザー	松良千廣(仙台南)、佐藤剛(水沢)、麻生菜穂美(白石衛星)
青少年保護アドバイザー	松坂英明(仙台)

### 【地区米山記念奨学会委員会】

ロータリー米山記念奨学会は、将来母国と日本との懸け橋となって国際社会で活躍する優秀な留学生を奨学することを目的とする。優秀とは「(1)学業」に対する熱意や優秀性はもちろんのこと、(2)異文化理解、(3)コミュニケーション能力への意欲や能力に優れている点が含まれます。ロータリー米山記念奨学生は、ロータリークラブを通して日本の文化、習慣などに触れ、社会参加と社会貢献の意識を育て、将来ロータリーの理想とする国際平和の創造と維持に貢献する人となることが期待される。考慮すべき点として、奨学生の選考に当たって、特定の国にその候補者が偏らないよう学力のみならず、本人の就学意欲等による総合的判断で行います。同時に将来、学友として地区内のロータリークラブと手に手をつないでいける絆を期待する。

[www.rotary-yoneyama.or.jp](http://www.rotary-yoneyama.or.jp)

委員長

白鳥 淳(築館)3年任期2年目

副委員長

小野照代(岩沼)

委員

小野寺勤治(一関中央)

委員

佐々木源悦(佐沼)

委員

安藤早苗(奥州水沢東)

委員

浅野辰之(石巻東)

委員

國永眞児登(仙台宮城野)

委員

佐藤徳子(多賀城)

委員

村山裕俊(仙台西)

委員

永根喜郎(岩出山)

地区次席副代表幹事

板垣金太郎(仙台)



### 米山梅吉氏略歴

1868年に江戸(東京)の和田家に生まれる。5歳の時に父親が他界したため、母親の郷里である静岡県駿東郡長泉町に移住する。14歳で沼津中学<sup>〔注釈1〕</sup>に入学するも2年で退学し上京する。銀座の江南学校に入学するが、19歳で東京英和学校(青山学院の前身)に転入し、米人講師のもとで英語を学ぶ。翌年に米山家に養子となり、渡米。8年間の在米中、オハイオ州・ウェスリアン大学やニューヨーク州・シラキュース大学などで法学を学ぶ。またこの在米中に澤田半之助と知り合い、澤田とはその死去まで(澤田家とはその後も)交友を持つ

た<sup>[2]</sup>。日本に帰国後に[勝海舟](#)に師事し、[博文館](#)より「提督彼理(ペルリ)」を出版する。[1897年](#)、[井上馨](#)の紹介で[三井銀行](#)に入社し三井銀行深川・横浜・大阪各支店長などを経て、[1909年](#)、[常務取締役](#)に就任。[早川千吉郎](#)などもいたが実質的に[池田成彬](#)と共に実権を掌握。終始一貫して池田の補佐的役割にあったが、池田に対抗して青学出身者を三井銀行・三井信託にスカウトし、その中に[間島弟彦](#)、[万代順四郎](#)らがいた。[1920年](#)に日本初の[ロータリークラブ](#)である「[東京ロータリークラブ](#)」を設立し、初代会長に就任。内外編物(現・[ナイガイ](#))設立に深く関わった<sup>[3]</sup>。

[1924年](#)に[三井信託](#)株式会社を創立し取締役社長に就任。1937年に財団法人緑岡小学校(現、[青山学院初等部](#))を創立し校長に就任する。1935年、多摩帝国美術学校([多摩美術大学](#))校賓<sup>[4]</sup>。[1938年](#)12月9日には、貴族院議員に勅選される<sup>[5]</sup>。晩年も、財団法人[三井報恩会](#)理事長、三井信託株式会社代表取締役会長、第15回[赤十字国際会議日本赤十字](#)代表委員などを歴任。[1928年](#)に[紺綬褒章](#)受章、[1942年](#)に[勲四等瑞宝章](#)受章。最終学位は、マスターオブアーツ(MA)(オハイオ州・ウェスレアン大学)である。1946年4月28日死去。[享年](#)78歳。

表 10:各地区の寄付金納入明細

		寄付金納入明細総合表 (一人当たり寄付額順位)				(公財)ロータリー米山記念奨学会 2024年6月30日 現在(単位:円)				
順位	地区	名称	個人平均	今期普通寄付	今期特別寄付	今期合計	会員数 (1月1日)	寄付者数(特別寄付)		
							個人	法人	個人(%)	
1	2760	愛知県	36,935	23,004,250	147,784,593	170,788,843	4,624	1,643	229	35.5
2	2660	大阪北部	28,501	18,217,500	79,000,752	97,218,252	3,411	2,564	109	75.2
3	2590	神奈川県(横浜市・川崎市)	28,232	9,570,500	42,716,770	52,287,270	1,852	1,476	123	79.7
4	2770	埼玉県南東	27,853	11,724,500	52,395,209	64,119,709	2,302	1,529	35	66.4
5	2650	福井県・京都府・奈良県・滋賀県	24,251	24,811,900	77,891,948	102,703,848	4,235	3,511	228	82.9
6	2820	茨城県	22,114	9,208,500	32,122,587	41,331,087	1,869	1,318	90	70.5
7	2780	神奈川県(横浜市・川崎市以外)	19,513	11,449,500	34,778,530	46,228,030	2,369	1,475	50	62.3
8	2840	群馬県	19,476	6,705,000	33,143,355	39,848,355	2,046	1,732	66	84.7
9	2550	栃木県	18,483	6,327,500	23,152,972	29,480,472	1,595	1,170	24	73.4
10	2580	東京都・沖縄県	17,958	21,660,000	32,628,658	54,288,658	3,023	795	28	26.3
11	2750	東京都(北マリアナ諸島他)	16,923	26,964,450	45,468,171	72,432,621	4,280	1,923	71	44.9
12	2610	石川県・富山県	16,851	15,075,000	26,008,880	41,083,880	2,438	771	24	31.6
13	2560	新潟県	16,789	9,004,000	24,994,435	33,998,435	2,025	1,294	150	63.9
14	2680	兵庫県	16,203	11,912,900	28,984,109	40,897,009	2,524	1,077	21	42.7
15	2790	千葉県	15,952	11,382,500	30,876,861	42,259,361	2,649	1,043	61	39.4
16	2640	大阪南部・和歌山県	15,254	9,097,000	14,639,350	23,736,350	1,556	881	8	56.6
17	2670	愛媛県・香川県・高知県・徳島県	15,046	17,827,900	24,920,200	42,748,100	2,841	972	16	34.2
18	2620	静岡県・山梨県	14,537	10,673,500	30,962,778	41,636,278	2,864	2,060	129	71.9
19	2690	岡山県・島根県・鳥取県	14,262	14,933,600	26,768,725	41,702,325	2,924	1,153	32	39.4
20	2700	福岡県・長崎県・佐賀県	14,182	17,101,500	27,502,305	44,603,805	3,145	1,415	8	45.0
21	2530	福島県	14,083	10,944,500	20,010,500	30,955,000	2,198	1,069	3	48.6
22	2710	広島県・山口県	13,420	15,628,500	26,794,296	42,422,796	3,161	1,296	29	41.0
23	2600	長野県	13,171	9,654,750	14,659,000	24,313,750	1,846	383	18	20.7
24	2570	埼玉県西北	12,869	7,387,500	12,908,400	20,295,900	1,577	582	4	36.9
25	2510	北海道西部	12,263	8,187,500	21,122,049	29,309,549	2,390	1,028	70	43.0
26	2740	長崎県・佐賀県	11,669	8,098,200	16,302,328	24,400,528	2,091	361	4	17.3
27	2800	山形県	11,410	7,590,000	9,536,500	17,126,500	1,501	526	30	35.0
28	2630	岐阜県・三重県	11,086	12,260,740	22,229,023	34,489,763	3,111	1,253	25	40.3
29	2730	鹿児島県・宮崎県	10,577	10,270,242	14,596,931	24,867,173	2,351	708	9	30.1
30	2720	熊本県・大分県	9,637	12,347,869	10,291,388	22,639,257	2,349	948	6	40.4
31	2830	青森県	9,569	3,140,500	7,385,772	10,526,272	1,100	451	0	41.0
32	2540	秋田県	8,856	4,212,700	5,388,266	9,600,966	1,084	301	2	27.8
33	2520	岩手県・宮城県	8,165	7,606,000	9,099,982	16,705,982	2,046	410	3	20.0
34	2500	北海道東部	6,573	6,422,500	8,178,250	14,600,750	2,221	413	12	18.6
	9990	その他	0	0	35,987	35,987	0	0	0	
		総計	17,293	410,403,001	1,035,279,860	1,445,682,861	83,598	39,531	1,717	47.3

表 11:クラブ別寄付金納入明細  
(公財)米山記念奨学会 2024年6月30日現在(単位円)

クラブ名		今年度 普通単価	今期 普通寄付	今期 特別寄付	今期 合計	会員数 (1月1日)	寄付者数(特別寄付)			個人平均 寄付額	普通寄付金 累計額	特別寄付金 累計額	寄付累計額	
							個人	法人	個人(%)					
第一分区	久慈・二戸	久慈	2,000	43,000	0	43,000	23	0	0		1,869	4,340,400	3,485,185	7,825,585
		二戸	1,000	41,000	170,000	211,000	45	15	0	33.3	4,688	3,396,200	9,481,833	12,878,033
		種市	800	10,000	0	10,000	17	0	0		588	1,746,050	300,000	2,046,050
	盛岡	盛岡	10,000	685,000	240,000	925,000	75	3	3	4.0	12,333	23,066,050	10,995,400	34,061,450
		盛岡北	4,000	134,000	32,000	166,000	34	6	0	17.6	4,882	15,065,350	3,328,450	18,393,800
		盛岡西	4,000	72,000	130,000	202,000	18	2	0	11.1	11,222	9,490,250	7,516,571	17,006,821
		盛岡南	2,000	80,000	100,000	180,000	40	1	0	2.5	4,500	9,501,550	8,141,500	17,643,050
		盛岡東	4,000	94,000	0	94,000	23	0	0		4,086	4,126,540	1,281,000	5,407,540
		盛岡中央	5,000	115,000	0	115,000	23	0	0		5,000	4,032,000	538,664	4,570,664
		盛岡西北	4,000	176,000	100,000	276,000	43	1	0	2.3	6,418	4,007,500	1,410,000	5,417,500
盛岡滝ノ沢	3,000	12,000	100,000	112,000	4	1	0	25.0	28,000	840,000	800,000	1,640,000		
第二分区	花巻・北上	花巻	2,000	63,000	260,000	323,000	32	4	0	12.5	10,093	4,143,800	6,510,726	10,654,526
		花巻南	6,000	189,000	0	189,000	32	0	0		5,906	8,978,700	8,121,581	17,100,281
		花巻北	4,000	168,000	0	168,000	41	0	0		4,097	4,641,000	184,280	4,825,280
		北上	3,000	111,000	250,000	361,000	37	3	0	8.1	9,756	5,133,650	13,057,282	18,190,932
		北上西	2,000	35,000	200,000	235,000	17	2	0	11.8	13,823	3,386,250	4,846,000	8,232,250
	奥州	北上和賀	3,000	63,000	100,000	163,000	20	1	0	5.0	8,150	1,388,000	1,575,600	2,963,600
		岩谷堂	1,000	10,000	0	10,000	10	0	0		1,000	2,939,050	2,500,000	5,439,050
		前沢	4,000	52,000	0	52,000	13	0	0		4,000	3,042,270	515,881	3,558,151
		水沢	2,000	28,000	100,000	128,000	14	1	0	7.1	9,142	3,231,850	1,780,515	5,012,365
		奥州水沢東	2,500	77,500	100,000	177,500	30	1	0	3.3	5,916	3,397,815	2,299,500	5,697,315
第三分区	一関・平泉	花泉	1,000	9,000	60,000	69,000	10	6	0	60.0	6,900	1,432,500	2,784,950	4,217,450
		平泉	2,000	48,000	0	48,000	12	0	0		4,000	1,234,250	929,610	2,163,860
		一関	2,000	24,000	0	24,000	16	0	0		1,500	5,010,050	165,990	5,176,040
		一関中央	4,000	64,000	151,000	215,000	16	17	0	106.2	13,437	1,645,500	4,045,174	5,690,674
	大船渡・気仙沼	大船渡	2,000	72,000	0	72,000	32	0	0		2,250	4,387,200	1,029,684	5,416,884
		大船渡西	2,500	82,500	0	82,500	32	0	0		2,578	6,025,500	8,011,000	14,036,500
		陸前高田	1,000	19,000	0	19,000	19	0	0		1,000	2,194,450	1,040,472	3,234,922
		千厩	1,000	23,000	0	23,000	23	0	0		1,000	4,489,500	372,804	4,862,304
		気仙沼	1,500	37,500	100,000	137,500	22	1	0	4.5	6,250	5,185,250	6,393,500	11,578,750
		気仙沼南	3,000	111,000	100,000	211,000	37	1	0	2.7	5,702	5,672,600	6,173,714	11,846,314
第四分区	遠野・釜石	釜石	3,000	51,000	0	51,000	17	0	0		3,000	4,262,900	1,209,400	5,472,300
		釜石東	5,000	140,000	110,000	250,000	28	11	0	39.3	8,928	5,654,050	3,211,400	8,865,450
		大槌	10,000	60,000	0	60,000	6	0	0		10,000	2,807,900	708,900	3,516,800
		遠野	5,000	60,000	0	60,000	11	0	0		5,454	3,107,400	1,576,500	4,683,900
	山田・宮古	宮古	3,000	94,500	30,000	124,500	31	1	0	3.2	4,016	5,221,050	5,155,000	10,376,050
		宮古東	7,000	161,000	0	161,000	23	0	0		7,000	3,680,700	4,698,500	8,379,200
	山田	1,000	18,000	0	18,000	18	0	0		1,000	2,550,600	152,000	2,702,600	

第五分区	三陸	石巻東	1,000	39,000	10,000	49,000	39	1	0	2.6	1,256	4,005,100	3,519,200	7,524,300
		石巻西	3,000	99,000	0	99,000	33	0	0		3,000	3,437,250	3,644,000	7,081,250
		石巻南	1,000	18,500	90,000	108,500	18	18	0	100.0	6,027	1,635,000	3,785,000	5,420,000
	登米・栗原	栗駒	2,000	26,000	0	26,000	15	0	0		1,733	1,408,000	543,000	1,951,000
		築館	7,000	133,000	727,000	860,000	19	19	0	100.0	45,263	6,850,100	27,148,905	33,999,005
		佐沼	2,000	106,000	346,000	452,000	53	53	0	100.0	8,528	7,957,050	12,389,000	20,346,050
第六分区	大崎	若柳	2,000	52,000	7,000	59,000	26	2	0	7.7	2,269	2,631,500	1,262,000	3,893,500
		古川	500	18,500	325,000	343,500	43	28	0	65.1	7,988	6,373,050	15,398,690	21,771,740
		古川東	5,000	195,000	439,000	634,000	39	30	0	76.9	16,256	5,037,930	9,522,100	14,560,030
		岩出山	1,000	12,000	78,000	90,000	12	12	0	100.0	7,500	1,686,500	4,924,279	6,610,779
	松塩	加美	1,000	15,000	0	15,000	15	0	0		1,000	4,051,650	1,437,478	5,489,128
		大和	2,000	10,000	0	10,000	5	0	0		2,000	2,667,400	934,500	3,601,900
		松島	2,000	10,000	0	10,000	5	0	0		2,000	2,100,000	330,000	2,430,000
		塩釜	6,000	174,000	0	174,000	29	0	0		6,000	9,045,700	19,041,000	28,086,700
		塩釜東	2,000	22,000	10,228	32,228	11	0	0		2,929	3,792,400	4,446,228	8,238,628
		多賀城	2,000	46,000	27,000	73,000	23	12	0	52.2	3,173	7,155,750	7,280,500	14,436,250
		利府	4,000	38,000	100,000	138,000	9	1	0	11.1	15,333	1,681,500	1,320,000	3,001,500
		七ヶ浜	5,000	65,000	0	65,000	13	0	0		5,000	2,492,500	1,840,000	4,332,500
第七分区	仙台青葉	仙台	7,000	861,000	908,500	1,769,500	126	30	0	23.8	14,043	38,064,250	51,632,883	89,697,133
		仙台泉	4,500	229,500	1,038,000	1,267,500	48	34	0	70.8	26,406	5,850,750	20,800,515	26,651,265
		仙台青葉	5,000	202,500	0	202,500	41	0	0		4,939	6,858,500	10,226,000	17,084,500
		仙台冠	2,000	22,000	0	22,000	11	0	0		2,000	1,504,800	1,110,000	2,614,800
		仙台レインボー	1,000	8,000	22,254	30,254	7	0	0		4,322	384,218	1,067,382	1,451,600
	仙台広瀬	仙台南	5,000	200,000	81,000	281,000	43	5	0	11.6	6,534	12,025,600	20,459,492	32,485,092
		仙台南-白石ロータ	1,000	19,000	12,000	31,000	18	6	0	33.3	1,722	37,000	32,000	69,000
		仙台北	5,000	295,000	732,000	1,027,000	60	14	0	23.3	17,116	15,819,600	22,955,680	38,775,280
		仙台東	5,000	272,500	400,000	672,500	55	2	0	3.6	12,227	13,382,000	16,490,000	29,872,000
		仙山西	5,000	202,500	270,000	472,500	41	6	0	14.6	11,524	10,902,300	16,079,891	26,982,191
		仙台宮城野	5,000	175,000	0	175,000	35	0	0		5,000	2,993,000	1,269,583	4,262,583
		仙台奥羽	2,000	50,000	0	50,000	26	0	0		1,923	142,000	0	142,000
第八分区	阿武隈	岩沼	5,000	142,500	427,000	569,500	29	19	0	65.5	19,637	5,789,400	11,870,910	17,660,310
		名取	3,000	127,500	230,000	357,500	42	18	0	42.9	8,511	5,292,100	11,596,314	16,888,414
		亘理	4,000	44,000	0	44,000	11	0	0		4,000	4,227,550	3,421,630	7,649,180
		角田	1,000	14,000	0	14,000	14	0	0		1,000	2,730,000	2,755,900	5,485,900
	蔵王	丸森	5,000	70,000	0	70,000	12	0	0		5,833	3,394,732	1,152,000	4,546,732
		白石	3,000	45,000	40,000	85,000	15	7	0	46.7	5,666	4,749,400	13,033,000	17,782,400
		柴田	4,000	74,000	0	74,000	18	0	0		4,111	3,859,200	3,288,279	7,147,479
		村田	4,000	44,000	0	44,000	11	0	0		4,000	1,883,650	495,000	2,378,650
	大河原	3,000	96,000	347,000	443,000	32	15	0	46.9	13,843	5,086,450	10,371,800	15,458,250	
	2520その他	0	0	0	0	0	0	0		0	20,336,686	45,921,833	66,258,519	
			7,606,000	9,099,982	16,705,982	2,046	410	3	20.0%	8,165	423,777,241	521,124,538	944,901,779	

## 第8章—1

### 【第1地域リーダー】

#### ロータリー会員増強コーディネーター(RMC) 2025—28年度

田中久夫(高崎)

既存クラブの支援と強化、および新クラブと衛星クラブの設立を促進により、ロータリーの行動計画を積極的に推進します。地区リーダーと連携して、会員増強、新クラブと衛星クラブの結成、ロータリープログラムへの参加をロータリアンとクラブに奨励し、支援する。

#### ロータリー公共イメージコーディネーター(RPIC)2023—26年度

寺嶋哲生(柏)

募金活動を促進したり、人道的プロジェクトについて人びとに伝えたりするための最善の方法を尋ねてみましょう。

#### ロータリー財団地域コーディネーター(RRFC)2025—28年度

新井和雄(下館)

地区ロータリー財団セミナーの計画、目標設定、目標達成のためのリソース探しなどをサポートします。

#### 恒久基金／大口寄付アドバイザー(E/MGA)2025—28年度

森川昭正(仙台宮城野)

各種レポートの使い方やファンドレイジングの方法について、EMGAにご相談ください。寄付見込者を特定し、大口寄付を募るための個別の計画を共同で作成しましょう。

#### ポリオ根絶コーディネーター(EPNC) 2024—27年度

松田英郎(富良野)

ポリオ根絶コーディネーターと協力して、ポリオプラスの目標を支え、根絶活動の体験談を人びとに伝え、地元のイベントを企画しましょう。

#### 第1地域行動計画推進リーダー(APC)2024—27年度

菅原裕典(仙台泉)

森川昭正(仙台宮城野)

#### 地区行動計画推進リーダー

【財団法人米山記念奨学会理事】

桑原 茂(塩釜)2年任期

【財団法人米山記念奨学会評議員】

山口淑子(盛岡滝ノ沢)4年任期

【日韓親善委員会委員長】

桑原 茂(塩釜)

【日韓親善委員会委員】

水野暢大(塩釜)

【RIJYEM 理事】

松良千廣(仙台南)

【2025年規定審議会代表議員】

菅原裕典(仙台泉)

【2025年規定審議会代表議員補欠】

伊藤智仁(花巻南)

【2025年規定審議会補欠議員】

濱守豊秋(大船渡西)

【RLI 日本支部地区代表ファシリテーター】

柴田 茂(盛岡東)

【ロータリーカード地域コーディネーター】

鈴木 賢(仙台北)

【ロータリー文庫】

天沼久純(盛岡南)

## 第8章—2

### 【地区ガバナー補佐会議】

RIは従来の単年度ごとの目標設定から複数年の目標設定に切り替え、継続性という指標によってクラブの拡大や地域に根差したクラブ文化の醸成を目指す取り組みを始めました。

また、3年度の2027-2028年度にこの取り組みの検証を行うことにしました。

2024-2025年度から「3年間の目標と計画(3-year Targets/Plan)の実施を地区やクラブに求めています。ローリングターゲットとは1年ごとに見直しをかけながら初期の目標を達成します。

初期の目標とは「ロータリーの行動計画の4つの優先項目」が基準となります。

・クラブは、「クラブセントラル」への入力が必要となるため、未設定のクラブに積極的に働きかけ、100%の登録を目指します。

・クラブは、クラブセントラルによって毎年度の計画達成を検証し、必要に応じて次年度以降の目標を再設定しながら継続性を保つこととなります。

・クラブは、3年間の目標を設定するため、ガバナーエレクト、ガバナーノミニー、ガバナーノミニーデジグネートがそれぞれの年度を担うクラブの会長エレクト、会長ノミニー、会長ノミニー候補者と協議を重ね、クラブの委員長や理事会との研究を促進します。

・地区は、地区会員増強・戦略推進委員会委員長をこのプラン(ターゲット)リーダーに任命し、ガバナー補佐会議と共に3の行動を促します。

・クラブはポータルサイトやラーニングセンターを活用しながら初期の目標を達成できるよう地区はサポートします。

リンク先:[www.japanrotary.club](http://www.japanrotary.club)

・ガバナー月信に含めることのできるニュース(クラブの成功したプロジェクト、環境奉仕を含む地域奉仕活動、会員の貢献、革新的なアイデア)を適宜ガバナーに伝える。

・インターシティーミーティング(IM)を年度開始の7月・8月・9月に開催し、テーマとして「クラブの戦略計画策定」もしくは「DEI推進」を推奨する。

議長 渡邊 宏(仙台北)

副議長 及川正紹(仙台)

〔第1分区〕

久慈・二戸ゾーン

・齋藤 豊(久慈)

盛岡ゾーン

・小山田榮二(盛岡西)

〔第2分区〕

花巻・北上ゾーン

・佐藤克也(花巻北)

奥州ゾーン

・安藤早苗(奥州水沢東)

〔第3分区〕

一関・平泉ゾーン

・遠藤啓子(花泉)

大船渡・高田・千厩・気仙沼ゾーン

・中野貴徳(陸前高田)

〔第4分区〕

遠野・釜石ゾーン

・千葉純子(遠野)

山田・宮古ゾーン

・寺崎 勉(宮古)

〔第5分区〕

三陸ゾーン

・阿部俊範(石巻東)

登米・栗原ゾーン

・高橋利光(佐沼)

〔第6分区〕

大崎ゾーン

・早坂竜太(古川東)

松塩ゾーン

・佐浦弘一(塩釜)

〔第7分区〕

仙台青葉ゾーン

・及川正紹(仙台)

仙台広瀬ゾーン

・渡邊 宏(仙台北)

〔第8分区〕

阿武隈ゾーン

・今野茂男(丸森)

蔵王ゾーン

・志村浩幸(白石)

## 【編集後記】

国際ロータリー第 2520 地区としては初めてとなる「地区会員ハンドブック」の作成を 2023 年 9 月から始めました。作成の主な理由として、浅学なガバナーノミニーが、国際ロータリーはじめ第2520地区に係る情報等に関して、自らの知識や学習不足を自認していましたのでそれを補う手立てと考えました。それと共に 1969-70 年度国際ロータリー会長として組織改革を成し遂げたジェームズ・F. コンウェイ氏(米国ロックビルセンターRC)のテーマを自らの鑑としたいと考えたからです。特に、自分と同じようにロータリーのことがどうも分からないとお尋ねになる地区会員とともに学び、地区の組織や予算、そして運営方法を簡略化したいという思いがありました。

同時に、日本のロータリーがこれまで経験したことのない「Intercountry Committee」(国際委員会)に取り組み、34 地区のガバナーと共に超越した国際奉仕活動を行っていきたいと考えました。目標通り進展するかは各地区のロータリアンのお考え次第ですが、今後とも説明を繰り返し、ウクライナ・ロシア地域、地中海地域、アフリカ地域の600セッションを対象とした国際的支援活動を展開していきたいと思います。そして第32代代アメリカ合衆国大統領フランクリン ルーズベルト(米国アルバニーRC)が用いた言葉を是非実践したいと思います。

We cannot always build a future for our youth, but we can always build our youth for the future.

経験豊富なシニアロータリアンはじめ同期のガバナーに教えを乞いながら、国際ロータリー日本事務局の情報、マイロータリーおよびロータリー章典を参考にしてきました。

さらに、ガバナー事務所の蛇口光子様および佐々木真奈美様、合わせてガバナーエレクト事務所の長南友子様のお力添えいただいたおかげで今日を迎えた次第です。この場をお借りして3氏に感謝申し上げます。

まだまだ未熟なガバナーですので、地区会員ハンドブック 2025-26 年度の内容に関する様々なご助言やご意見を拝聴し、地区会員から得た沢山の叡智をもとに、みなさんと共にロータリーを育てていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、このハンドブックは会員のご負担とならないよう気を付けてきました。特に 3 大セミナーと言われる地区チームトレーニングセミナー(DTTS)、会長エレクトトレーニングセミナー(PETS)、地区トレーニングアセンブリ(DTA)の度ごとに印刷製本してきた経費を削減することを目指す一方、ホームページにある PDF を自らコピーしなくても済むようにしました。(2024 年 11 月 25 日付ガバナーエレクト事務所からの通知文参照)

本年度のガバナーと比較にならない程、国際ロータリーのことも地区の経験や情報も豊富な柴田茂ガバナーエレクト、早坂竜太ガバナーノミニーへ地区会員ハンドブックを受け継ぎ、その内容を更新・充実されていくことを期待するとともに、両氏の卓越したリーダーシップが発揮され第 2520 地区が発展していくことをご祈念いたします。

2025-26 年度国際ロータリー第2520地区ガバナー

加藤雄彦(仙台)

表 12:地区予算

資金収支計算書(案)									
国際ロータリー第2520地区・自2025年7月1日 至2026年6月30日									
(単価:円)									
科 目	本年度計算書①		前年度 計算書②	増減額 ①-②	金額	人数	地区振替金		
							上期	下期	
取 入 の 部	<b>1. 地区事業資金</b>	<b>7,000,000</b>			7,000,000	2,000	一人当たり3500	1,750	1,750
	(1)青少年交換資金(長期)	2,800,000					一人当たり1400	700	700
	(2)青少年交換資金(短期)	800,000					一人当たり400	200	200
	(3)インターアクト振興資金	900,000					一人当たり450	225	225
	(4)ローターアクト振興資金	100,000					一人当たり50	25	25
	(5)RYLA活動資金	600,000					一人当たり300	150	150
	(6)災害支援・Inter-country committee資金	1,000,000					一人当たり500	250	250
	(7)米山記念奨学生振興資金	300,000					一人当たり150	75	75
	(8)3地区合同スプリングキャンプ	500,000					一人当たり250	125	125
	<b>2. 地区活動資金</b>	<b>17,000,000</b>			17,000,000	2,000	一人当たり8500	4,250	4,250
	(1)地区大会開催資金	7,000,000					一人当たり3500	1,750	1,750
	(2)ガバナー他活動資金	10,000,000					一人当たり5,000	2,500	2,500
	<b>3. 地区事務所運営資金等</b>	<b>34,000,000</b>			34,000,000	2,000	一人当たり17,000	8,500	8,500
	地区事務所運営(仙台)等	34,000,000							
	<b>4. その他</b>	<b>15,802,000</b>					一人当たり29,000	14,500	14,500
	(1)RI助成金	2,800,000							
	(2)受取利息	1,000							
	(3)登録料・雑収入	13,001,000							
	当期収入合計(A)	73,802,000							
	前期繰越収支差額(※1)	0							
収入合計(B)	73,802,000								

支 出 の 部	<b>1. 地区事業資金</b>	<b>7,000,000</b>		
	(1)青少年交換事業（長期）		2,800,000	
	(2)青少年交換事業（短期）		800,000	
	(3)インターアクト振興事業		900,000	
	(4)ローターアクト振興事業		100,000	
	(5)RYLA活動事業		600,000	
	(6)災害支援・Inter-country committee事業		1,000,000	
	(7)米山記念奨学生振興事業		300,000	
	(8)3地区合同スプリングキャンプ		500,000	
	<b>2. 地区活動資金</b>	<b>28,770,000</b>		
	(1)地区大会開催費（現新地区役員合同会議含）		<b>17,000,000</b>	
	(2)ガバナー他活動費		<b>11,770,000</b>	
	①ガバナー公式訪問補助金		500,000	
	②インターアクト年次大会協力金		1,000,000	
	③ RC,RAC,IAC結成助成金		600,000	
	④ローターアクト年次大会協力金		100,000	
	⑤ 各種委員会開催費		3,950,000	
	⑤-1 会員増強・クラブ活性化委員会		100,000	
	⑤-2 公共イメージ向上・DEI推進		300,000	
	⑤-3 財団委員会		1,000,000	
	⑤-4 補助金管理委員会		100,000	
	⑤-5 ラーニング委員会		100,000	
	⑤-7 RLI・新入会員		1,000,000	
	⑤-8 クラブ活性化ワークショップ		100,000	
	⑤-9 青少年奉仕		400,000	
	⑤-10 諮問・審議会立法案検討		50,000	
	⑤-11 国際奉仕・国際大会推進		300,000	
	⑤-12 米山記念奨学会委員会		500,000	
	⑥ 地区会合費		1,200,000	
⑥-1 ガバナー補佐会議		250,000		
⑥-2 IM活動費		800,000		
⑥-3 Intercountry Committee		50,000		
⑥-4 財務委員会		50,000		
⑥-5 危機管理委員会		50,000		

支 出 の 部	⑦ ガバナー活動費		1,400,000			
	⑦-1 各種会合登録費		800,000			
	⑦-2 行動計画推進リーダー賞		100,000			
	⑦-3 その他ガバナー活動費		500,000			
	⑧ ガバナー補佐活動費		1,520,000			
	⑨ 報告書作成費		800,000			
	⑩ RI関係各種登録料		500,000			
	⑪ 委員会活動費		200,000			
	⑪-1 ガバナー諮問委員会		100,000			
	⑪-2 その他委員会活動予備費		100,000			
	<b>3. 地区事務所運営資金等</b>		<b>37,520,000</b>			
	<b>(1) 全国組織分担金</b>			<b>1,870,000</b>		
	① ガバナー会議運営協力金			500,000		
	② ローターリ研究会			500,000		
	③ 日本青少年交換多地区合同機構維持協力金(RIJYEM)			450,000		
	④ ローターリ文庫協力金			420,000		
	<b>(2) ガバナー事務所運営費</b>			<b>23,710,000</b>		
	① 会議費			3,700,000		
	② 人件費(法定福利費含)			8,500,000		
	③ 地区HP・月信関係費			5,000,000		
	⑤ 旅費交通費			2,000,000		
	⑥ 通信費			500,000		
	⑦ 事務所賃貸料(水道光熱費含)			1,900,000		
	⑧ 支払手数料			1,200,000		
	⑨ 会計ソフト			700,000		
	⑩ 事務用品費			100,000		
	⑪ 雑費			110,000		
	<b>(3) ガバナーエレクト事務所</b>			<b>11,440,000</b>		
	① 国際協議会			600,000		
② 事務所・人件費(6月分)			8,500,000			
③ 次期ガバナー補佐会議			800,000			
④ 委員会委員長会議			40,000			
⑤ DTLS			200,000			
⑥ PELS			300,000			
⑦ DLA			500,000			
⑧ 印刷費			300,000			
⑨ 各種会合登録費			200,000			
<b>(4) ガバナーノミニー活動費等</b>			<b>500,000</b>			
① 印刷費			100,000			
② その他ガバナーノミニー活動費			400,000			
<b>4. 予備費</b>			<b>512,000</b>			
(1) 予備費			512,000			
	<b>当期支出合計(C)</b>		<b>73,802,000</b>			
	<b>当期収支差額 (A)-(C)</b>		<b>0</b>			
	<b>次期繰越収支差額</b>					
	<b>合 計</b>					

図 3:地区組織図



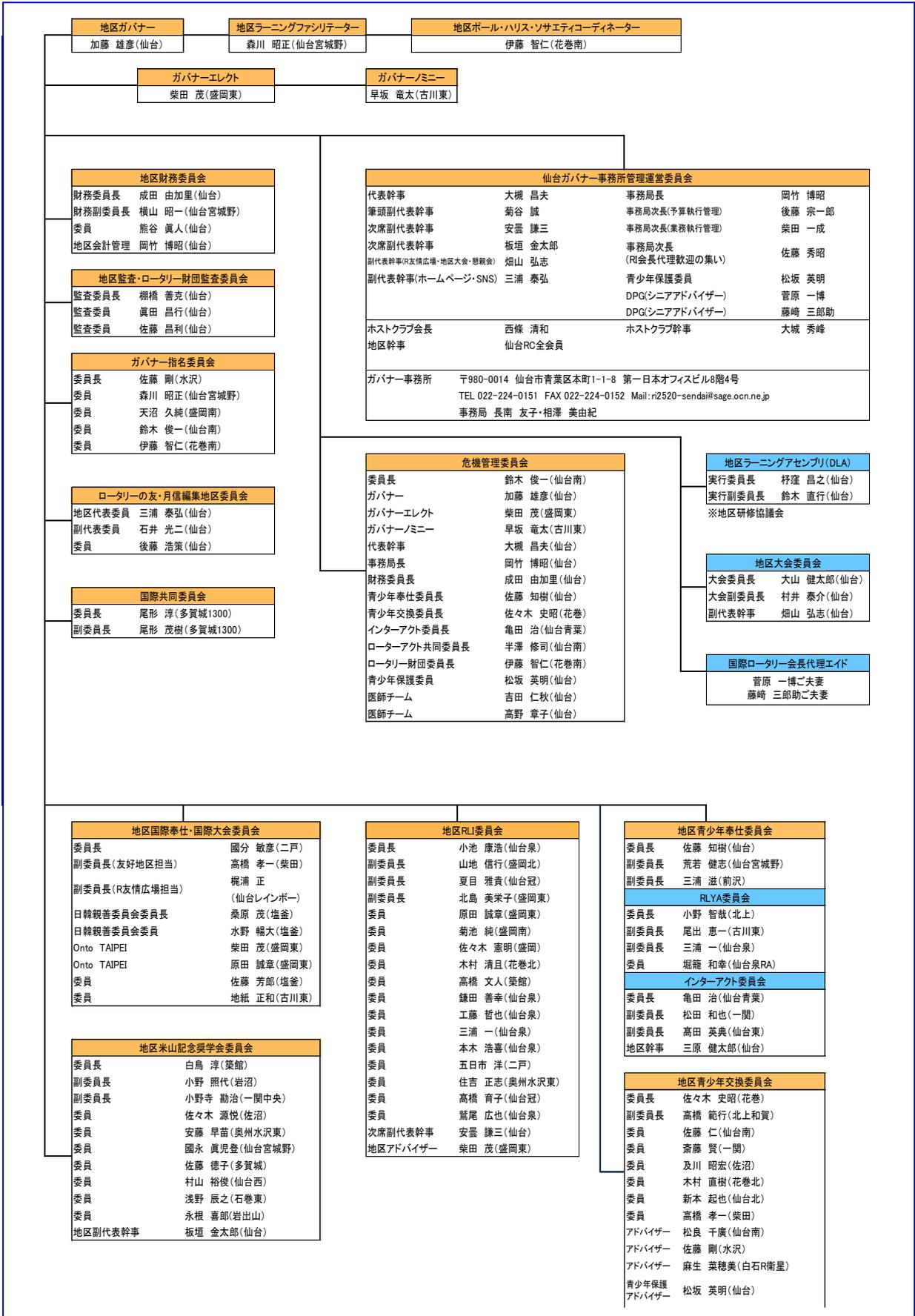


表 13: 2025-26年 ガバナーエレクト年度行事日程 2025年6月30日時点

	日程	行事	場所
ガ バ ナ ー エ レ ク ト 年 度	2日(水)-3日(木)	第1回 次期ガバナー補佐会議#1	宮城 ガバナー事務所(仙台)
	5日(土)	ローターアクト第一エリア代表者会議	宮城 仙台育英学園高校(宮城野校舎)
	6日(日)	地区ロータリーデー	
	12日(土)	青少年交換派遣生選考試験	宮城 常盤木学園高校
	12日(土)	米山記念奨学会 研修旅行	岩手 平泉方面
	24日(木)	世界ポリオデー	
	24日(木)-26日(土)	韓日親善会議	韓国 K-ホテル良才
	26日(土)	花巻RC創立70周年記念式典	岩手 グランシェール花巻
	9日(土)	築館RC創立60周年記念式典	宮城 ホテルグランドブラザ浦島
	9日(土)-10日(日)	第13回ロータリー学友会総会	東京 東京海洋大学
	17日(日)	米山記念奨学会りんご狩り(学友会と共催)	岩手 一関市近郊
	23日(土・祝)	RLI研修パートI	岩手 いわて県民情報交流センター(アイーナ)
	24日(日)	青少年交換派遣生オリエンテーション①	宮城 常盤木学園高校
	30日(土)	山田RC創立60周年記念式典	岩手 山田町中央公民館
	30日(土)	一関中央RC創立30周年記念式典	岩手 ファミリーレストラン「古戦場」
	30日(土)	第2回 次期ガバナー補佐会議#2-①	宮城 ホテルメトロポリタン仙台
	1日(日)	第14回青少年交換委員長会議	東京 AP日本橋 ※Zoom併用
	1日(日)	第2回 次期ガバナー補佐会議#2-②	宮城 ホテルメトロポリタン仙台
	1日(日)	諮問委員会 加藤雄彦GE国際協議会社行会 菅原裕典PG規定審議会社行会	宮城 ホテルメトロポリタン仙台
	7日(土)	2024-25年度 RYLA	宮城 PARM-CITY131 貴会議室5A
	12日(木)-15日(日)	第53回ロータリー研究会ならびに付随プログラム	神奈川 バシフィコ横浜 他
	12日(木)	ロータリー財団地域セミナー	神奈川 バシフィコ横浜 他
	13日(金)	第2回ガバナー会議/第2回ガバナーエレクトラーニングセミナー/ガバナーノ ミニラーニングセミナー/メジャードナー午餐会 他	神奈川 バシフィコ横浜 他
	14日(土)-15日(日)	ロータリー研究会	神奈川 バシフィコ横浜 他
	11日(土)	米山記念奨学会奨学生選考試験	岩手 いわて県民情報交流センター(アイーナ)
	11日(土)-12日(日)	青少年交換派遣生オリエンテーション②	岩手 水沢グランドホテル
	18日(土)	米山記念奨学会奨学生選考試験	宮城 第一日本オフィスビル
	21日(火)	花巻市内3ロータリークラブ合同新年会	岩手 ホテルグランシェール花巻
	25日(土)	第6分区IM(大崎ゾーン)	宮城 アインパルラ浦島
	26日(日)	第8回全国地区RA委員長及び地区RA代表合同会議	東京 AP八重洲+ZOOM
	1日(土)	仙台宮城野RC創立30周年記念式典	宮城 ホテルメトロポリタン仙台
	2日(日)	第1回全国IA委員長会議	東京 AP八重洲+ZOOM
	9日(日)-13日(木)	国際協議会	米国 フロリダ州オーランド
	17日(月)	第3回行動計画推進リーダー会議	Zoom
	22日(土)	米山記念奨学会奨学生歓送会	宮城 江陽グランドホテル
	24日(月・祝)	青少年交換派遣生オリエンテーション③	宮城 常盤木学園高校
	7日(金)	RLI委員会 ファシリテーター研修会	岩手 北ホテル
	8日(土)	第3回諮問委員会	宮城 TKPガーデンシティ仙台 21F
	8日(土)	第7分区IM	宮城 TKPガーデンシティ仙台 ホール30B
	9日(日)	第4回全国RYLA運営委員会及び地区RYLA委員長会議	東京 AP日本橋+Zoom
	10日(月)	第1地域イメージ向上オンラインセミナー	Zoom
	15日(土)	第8分区IM	宮城 宮城県クレー射撃場会議室
	16日(日)	地区チームラーニングセミナー(DTLS)	宮城 仙台育英学園高校(宮城野校舎)
	22日(土)	RLI研修パートII	岩手 いわて県民情報交流センター(アイーナ)
	23日(日)	第2分区IM	岩手 プランニュー北上
	6日(日)	会長エレクトラーニングセミナー(PELS)	宮城 仙台育英学園高校(宮城野校舎)
13日(日)	米山記念奨学会オリエンテーション	宮城 江陽グランドホテル	
13日(日)-17日(木)	規定審議会2025	米国 イリノイ州シカゴ	
16日(水)	第2回ガバナーノ ミニラーニングセミナー(GNLS#2)	東京 JPタワー(東京丸の内)	
17日(木)-18日(金)	クラブ活性化セミナー2025	東京 JPタワー(東京丸の内)	
18日(金)	第3回ガバナー会議、ガバナーノ ミニ・デジネットセミナー	東京 JPタワー(東京丸の内)	
18日(金)	地区大会記念ゴルフ大会	岩手 栗駒ゴルフ倶楽部	
19日(土)-20日(日)	地区大会	岩手 ブラザイン水沢、奥州市文化会館Zホール	
26日(土)	第4分区IM(山田RC)	岩手	
26日(土)-27日(日)	第12回全国インターアクト研究会-長野会議-	長野 ホテルブエナビスタ	
10日(土)	RLI研修パートIII	岩手 いわて県民情報交流センター(アイーナ)	
10日(土)-11日(日)	第17回全国RYLA研究会-広島会議-	広島 安芸グランドホテル	
11日(日)	次期ガバナー補佐会議	宮城 仙台育英学園高校(宮城野校舎)	
11日(日)	地区ラーニングアセンブリ(DLA)	宮城 仙台育英学園高校(宮城野校舎)	
17日(土)	佐沼RC周年行事	宮城 ホテルサンシャイン佐沼	
31日(土)	第9回日台親善会議	北海道 札幌市	
6日(金)-8日(日)	第28回全国RYE研究会青森会議	青森 リンクステーションホール青森/ホテル青森	
21日(土)-25日(水)	カルガリー国際大会	カナダ	

表14: 2025-26年 ガバナー年度行事日程 2025年8月1日時点

	日程	行事	場所		
ガバナー年度	2025年 (令和7年) 7月	1日(火)	2025-26年度ガバナー・元・次期ガバナー懇談会	東京	東京プリンスホテル
		12日(土)	佐藤剛直前ガバナー慰労会	岩手	ブラザイン水沢
		17日(木)	米山学友会 世界大会		
		19日(土)	インターアクト年次大会(第60回記念大会)	宮城	仙台育英学園高校(宮城野校舎)
		20日(日)	2025-26年度 米山記念奨学会学友会総会	宮城	江陽グランドホテル
		26日(土)	第4分区 地域フォーラム	岩手	あえりあ遠野
	2025年 8月	2日(土)	青少年交換派遣生帰国報告会・壮行会	宮城	仙台育英学園高校(宮城野校舎)
		22日(金)-24日(日)	青少年交換18生来日/オリエンテーション/引渡式	宮城	仙台育英学園高校(宮城野校舎)
		25日(月)	25-26年度クラブ公式訪問(～2026年1月20日まで)		
		30日(土)	地区財団セミナー/補助金管理セミナー	宮城	仙台育英学園高校(宮城野校舎)
	2025年 9月	6日(土)-7日(日)	25-26年度 RYLA	宮城	きぼっちゃん
		8日(月)-9日(火)	2025-26年度第1回ガバナーエレクト・ラーニング・セミナー(GELS)	神奈川	バシフィコ横浜
		10日(水)	2026-27年度地区ラーニングファシリテーターのためのセミナー	神奈川	バシフィコ横浜
		20日(土)	RLI研修パートI	宮城	斎苑
		27日(土)	米山記念奨学会研修会	宮城	江陽グランドホテル
		27日(土)-28日(日)	2550地区地区大会(加藤G出席)	栃木	ベルディ宇都宮/ライトキューブ宇都宮
	2025年 10月	4日(土)-5日(日)	2690地区地区大会(加藤G出席)	鳥取	米子コンベンションセンター(両日)
		11日(土)-12日(日)	2510地区地区大会(加藤G出席)	北海道	函館国際ホテル(両日)
		12日(日)	米山研修旅行	宮城	松島方面
		19日(日)	青少年交換派遣生(長期)選考会	宮城	常盤木学園高等学校
25日(土)-26日(日)		2530地区地区大会(加藤G出席)	福島	ホテル丸屋グランデ/浪江町地域スポーツセンター	
2025年 11月	8日(土)	第5分区1M	宮城	ホテルサンシャイン佐沼	
	8日(土)-9日(日)	2800地区地区大会(加藤G出席)	山形	ホテルシンフォニアネックス/寒河江市文化センター	
	15日(土)-16日(日)	2820地区地区大会(加藤G出席)	茨城	つくば市立ノバホール/ホテル日航つくば	
	16日(日)	米山りんご狩り	岩手	一関市近郊	
	17日(月)	ロータリー財団地域セミナー	神奈川	バシフィコ横浜 他	
	17日(月)-20日(木)	第54回ロータリー研究会ならびに付随プログラム	神奈川	バシフィコ横浜 他	
	18日(火)	第2回ガバナー会議/第2回ガバナーエレクトラーニングセミナー/ガバナーノミニールーニングセミナー/メジャードナー午餐会 他	神奈川	バシフィコ横浜 他	
	19日(水)-20日(木)	第54回ロータリー研究会		バシフィコ横浜 他	
	22日(土)	RLI研修パートII	宮城	斎苑	
	22日(土)-23日(日)	2570地区地区大会(加藤G出席)	埼玉	川越プリンスホテル	
	24日(月祝)	第1回オリエンテーション(長期)	宮城	常盤木学園高等学校	
30日(日)	地区クラブ活性化セミナー/報告会および柴田茂GE国際協議会壮行会/諮問委員会	岩手	盛岡グランドホテル		
2025年 12月	6日(土)-7日(日)	2620地区地区大会(加藤G出席)	静岡	川奈ホテル/サイクルスポーツセンター他	
2026年 (令和8年) 1月	10日(土)	米山奨学生選考試験 第1分区1M	岩手	アイーナ 未定	
	10日(土)-11日(日)	第2回オリエンテーション(長期OB・IB合同)	岩手	水沢グランドホテル	
	17日(土)	米山奨学生選考試験	宮城	第1日本オフィスビル	
	24日(土)-26日(月)	東北多地区合同スキーキャンプ(長期OB・IB合同)	山形	蔵王ライザワールド	
	31日(土)	第2分区1M	岩手	水沢グランドホテル	
2026年 2月	6日(金)-7日(土)	2750地区地区大会(加藤G出席)	東京	パレスホテル東京/立川ステージガーデン	
	14日(土)	第3分区1M	岩手	未定	
	21日(土)	第6分区1M(大崎ゾーン)	宮城	未定	
	22日(日)	米山奨学生歓送会(修了式)	宮城	江陽グランドホテル	
	23日(月祝)	第7分区 地域フォーラム	宮城	ホテルグランドパレス塩釜 常盤木学園高等学校	
2026年 3月	7日(土)	ROTEX同窓会(長期OB・IB合同・短期合同)	宮城	OF HOTEL	
	7日(土)-8日(日)	2700地区地区大会(加藤G出席)	福岡	グランハイアット福岡/アクロス福岡	
	14日(土)	第8分区1M	宮城	あぶくま荘	
	19日(木)-21日(土)	東北多地区合同長期生スプリングキャンプ	岩手	花巻南温泉郷 風の季	
	21日(土)	RLI研修パートIII	岩手	いわて県民情報交流センター(アイーナ)	
22日(日)	諮問委員会/地区チームラーニングセミナー(DTLS)	岩手	いわて県民情報交流センター(アイーナ)		
2026年 4月	4日(土)-5日(日)	2650地区地区大会(加藤G出席)	京都	国立京都国際会館/ザ・プリンス京都室ヶ池	
	11日(日)	米山オリエンテーション	宮城	江陽グランドホテル	
	12日(日)	会長エレクトラーニングセミナー(PELS)	岩手	いわて県民情報交流センター(アイーナ)	
	17日(金)-18日(土)	加藤雄彦ガバナー年度地区大会	宮城	ホテルメトロポリタン仙台	
2026年 5月	27日(月)-28日(火)	クラブ活性化セミナー2026	神奈川	バシフィコ横浜	
	9日(土)-10日(日)	第13回IAC研究会福島会議	福島	郡山ビューホテル	
	17日(日)	地区ラーニングアセンブリ(DLA)	岩手	メトロポリタン盛岡ニューウイング	
	22日(金)-23日(土)	2720地区地区大会(加藤G出席)	大分	J:COMホルトホール大分	
2026年 6月	30日(土)-31日(日)	第29回全国RYE研究会-福岡会議-	福岡	未定	
	13日(土)-17日(水)	台北国際大会	台湾		
	20日(土)	宮古東RC60周年記念式典	岩手	浄土ヶ浜パークホテル	

ガバナー公式訪問

表 15: クラブ訪問日程

2025年7月9日時点

2025-2026年度公式訪問日程表

2025年8月				
曜日	クラブ名	会場	ガバナー補佐	同行者
25 月	仙台東RC	ホテルメトロポリタン仙台	渡邊	
26 火	仙台奥羽RC	(医)総志会 タウンホール	渡邊	
27 水	仙台北RC	江陽グランドホテル	渡邊	
28 木	仙台南・白石R衛星	ウェスティンホテル仙台	渡邊	
29 金	仙台西RC	ウェスティンホテル仙台	渡邊	
30 土				
31 日				

2025年9月				
曜日	クラブ名	会場	ガバナー補佐	同行者
1 月				
2 火	古川東RC	中鉢別館 旬風創庵	早坂	
3 水	仙台青葉RC	ホテルメトロポリタン仙台	及川	
	仙台冠RC	OF HOTEL	及川	
4 木	仙台宮城野RC	ホテルメトロポリタン仙台	渡邊	
	仙台泉RC	江陽グランドホテル	及川	
5 金	仙台レインボーRC	ANAホリデイイン仙台	及川	
6 土				
7 日				
8 月				
9 火	若柳/築館/栗駒RC	割烹 千鳥	高橋	
10 水				
11 木	佐沼RC	サンシャイン佐沼	高橋	
12 金	花泉/平泉/一関/一関中央RC	ホテル松の薫一関	遠藤	
13 土				
14 日				
15 月				
16 火	岩沼RC	ホテル桃幸	今野	
17 水	宮古/宮古東RC	浄土ヶ浜パークホテル	寺崎	
18 木	山田RC	三陸味処三五十	寺崎	
19 金				
20 土				
21 日				
22 月				
23 火	角田・丸森RC	あぶくま荘	今野	
24 水	村田/大河原/柴田RC	村田町中央公民館	志村	
25 木	名取RC	仙台空港カントリークラブ	今野	
	亘理RC	中正旅館	今野	
26 金	白石RC	やまぶき亭	志村	
27 土				
28 日				
29 月	盛岡東RC	盛岡グランドホテル	小山田	
30 火	盛岡中央RC	ホテルエース盛岡	小山田	

2025年10月				
曜日	クラブ名	会場	ガバナー補佐	同行者
1 水	盛岡西北RC	ホテルメトロポリタン盛岡本館	小山田	
	盛岡西RC	アートホテル盛岡	小山田	
2 木	盛岡北RC	ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング	小山田	
	盛岡南/盛岡滝ノ沢RC	盛岡グランドホテル	小山田	
3 金	盛岡RC	ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング	小山田	
4 土				
5 日				
6 月				
7 火				
8 水				
9 木				
10 金				
11 土				
12 日				
13 月				
14 火	北上RC	ブランニュー北上	佐藤	
	花巻RC	グランシェール花巻	佐藤	
15 水	北上和賀RC	くさのイン北上	佐藤	
	花巻北RC	悠の湯 風の季	佐藤	
16 木	北上西RC	くさのイン北上	佐藤	
	花巻南RC	グランシェール花巻	佐藤	
17 金	塩釜RC	ホテルグランドパレス塩釜	佐浦	
18 土				
19 日				
20 月	松島/利府/大和RC	利府ゴルフクラブ	佐浦	
21 火	気仙沼/気仙沼南RC	サンマリン気仙沼ホテル観洋	中野	
22 水	塩釜東RC	大石ビル1F (例会場)	佐浦	
23 木	多賀城RC	ホテルキャッスルプラザ多賀城	佐浦	
24 金				
25 土				
26 日				
27 月	七ヶ浜RC	七ヶ浜国際村	佐浦	
28 火	大船渡/大船渡西/陸前高田RC	キャピタルホテル1000	中野	
	奥州水沢東RC	水沢グランドホテル	安藤	
29 水	前沢RC	ラビラスズリィ	安藤	
30 木	水沢RC	ブラザイン水沢	安藤	
31 金				

A方式(昼)  ・ B方式(夜)

2025年11月				
曜日	クラブ名	会場	ガバナー 補佐	同行者
1	土			
2	日			
3	月			
4	火	千歳RC	パレス・スズキ・マリ アージュ	中野
5	水			
6	木	遠野/釜石/釜石 東/大槌RC	あえりあ遠野	千葉
7	金			
8	土			
9	日			
10	月			
11	火	二戸RC	二戸パークホテル	齋藤
12	水	久慈RC	久慈グランドホテル	齋藤
		種市RC	なかの食堂	齋藤
13	木			
14	金			
15	土			
16	日			
17	月			
18	火			
19	水			
20	木			
21	金			
22	土			
23	日			
24	月			
25	火	石巻西RC	石巻グランドホテル	阿部
26	水	石巻南RC	西雲寺会館	阿部
27	木			
28	金	石巻東RC	石巻グランドホテル	阿部
29	土			
30	日			

2025年12月				
曜日	クラブ名	会場	ガバナー 補佐	同行者
1	月			
2	火			
3	水	加美RC	加美RC事務所	早坂
4	木	岩出山RC	割烹 日富見家	早坂
5	金			
6	土			
7	日			
8	月			
9	火			
10	水			
11	木			
12	金			
13	土			
14	日			
15	月			
16	火			
17	水			
18	木			
19	金			
20	土			
21	日			
22	月			
23	火			
24	水			
25	木			
26	金			
27	土			
28	日			
29	月			
30	火			
31	水			

2026年1月				
曜日	クラブ名	会場	ガバナー 補佐	同行者
1	木			
2	金			
3	土			
4	日			
5	月			
6	火			
7	水			
8	木			
9	金			
10	土			
11	日			
12	月			
13	火			
14	水			
15	木			
16	金	古川RC	アインバルラ浦島	早坂
17	土			
18	日			
19	月			
20	火	仙台RC	ホテルメトロポリタン仙台	及川
21	水			
22	木			
23	金			
24	土			
25	日			
26	月			
27	火			
28	水			
29	木			
30	金			
31	土			

## クラブの種類・形式・モデル



奉仕と親睦といった価値観はすべてのロータリークラブとローターアクトクラブに共通していますが、各クラブが独自の趣向で活動することができます。新クラブをつくる際には、以下から種類、例会形式、モデルを選んでください。地域社会のニーズや入会見込者の関心は何かを考え、最も合うと思われるオプションを選びましょう。

クラブの種類：まず、ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、衛星クラブ(ロータリーまたはローターアクト)のどの種類のクラブをつくるかを決めます。

クラブの種類	内容	訴求対象	新クラブ設立に必要な最低会員数
ロータリークラブ	奉仕、親睦、自己研鑽のために例会を開き、職業やほかの分野のリーダーが会員となっているクラブ <a href="#">成功しているロータリークラブの事例はこちら</a>	親睦と奉仕活動への参加や人脈を広げることに関心のある人 詳しくは「 <a href="#">新クラブをつくらう</a> 」のオンラインコースを参照のこと	20人(必須)
ローターアクトクラブ	社会奉仕と国際奉仕を通じて行動し、リーダーシップのスキルを身につけ、職業人として成長することに関心のある人が会員となっているクラブ <a href="#">成功しているローターアクトクラブの事例はこちら</a>	効果的なリーダーとなり、地域社会の問題に取り組み、仲間と楽しみながら奉仕することに関心のある若い職業人と大学生 <a href="#">新クラブの結成方法</a> をご覧ください。	12人(推奨)
衛星クラブ	ロータリークラブまたはローターアクトクラブの一部であり、独自の例会、プロジェクト、細則、理事会を有し、スポンサークラブとの協力の下で運営されるクラブ <a href="#">成功している衛星クラブの事例はこちら</a>	地元にあるほかのクラブとは異なる体験、異なる例会形式、例会時間を求めている人、およびほかのクラブからのサポートや協力を求めている人。衛星クラブの中には、最終的に独立したクラブになるものもあれば、そうならないクラブ(しばしば companion club と呼ばれる)もあります。 詳しくは <a href="#">衛星クラブのガイド</a> を参照のこと	8人(衛星ロータリークラブ) 4人(衛星ローターアクトクラブ)

例会形式：次に、クラブ例会の形式を決めます(直接会う、オンライン、両方)。

例会の形式	説明	訴求対象
対面式	決まった場所で対面式の例会を行うクラブ <a href="#">対面式例会で成功しているクラブの事例はこちら</a>	対面での交流が大切だと考える人や、オンラインが苦手な人
オンライン形式	主にオンラインで例会を行い、対面での奉仕活動の機会を提供するクラブ <a href="#">オンライン例会に成功しているクラブの事例はこちら</a>	出張や旅行が多い人、例会場に足を運ぶ都合がつきにくい人、オンラインでの体験を好む人 詳しくは <a href="#">オンラインのクラブ例会</a> を参照のこと
対面式の例会とオンライン例会	対面式の例会とオンラインの両方の例会を開くクラブ、または対面式の例会を開き、会員がバーチャルで出席することを認めているクラブ <a href="#">対面式とオンラインの例会で成功しているクラブの事例はこちら</a>	多種多様なニーズがある人、柔軟なスケジュールを好む人、対面とオンラインの両方を好む人 <a href="#">対面とオンラインの例会について</a>

2024年4月

## クラブの種類・形式・モデル



クラブのモデル:最後に、クラブ独自のアプローチを決めます。以下のモデルから選んでも、独自のモデルを考案しても、どちらでも構いません。

クラブのモデル	内容	訴求対象
従来型クラブ	伝統的な例会(卓話や食事)を開き、会員が重んじる伝統的慣習を実践しているクラブ。会場費と食事費がかかるため、通常、クラブ会費が他よりも高額となる <a href="#">成功している従来型クラブの事例はこちら</a>	食事の席での交流、卓話を通じた学び、地域社会への奉仕に関心がある人
パスポートクラブ	会員が自分の所属クラブで毎年一定数の例会に出席する限り、ほかのクラブの例会に頻繁に出席することを認めるクラブ <a href="#">成功しているパスポートクラブの事例はこちら</a>	出張や旅行が多い人、さまざまなクラブ体験や多くの人との出会いを楽しむ人 詳しくは <a href="#">パスポートクラブのガイド</a> を参照のこと
分野特化型クラブ	会員が特定の活動分野に情熱を注ぎ、その分野の奉仕活動に取り組んでいるクラブ <a href="#">成功している分野特化型クラブの事例はこちら</a>	特定の問題に取り組むためにつながりを求めている人
関心特化型クラブ	特定の関心や趣味に基づいて活動するクラブ <a href="#">成功している関心特化型クラブの事例はこちら</a>	同じ関心(専門スキル開発など)をもつ人たちと一緒に活動しながらロータリーを楽しみたいと考える人
法人クラブ	会員(全員またはその大半)が同じ職場で働いているクラブ <a href="#">成功している法人クラブの事例はこちら</a>	地域社会に貢献するために一緒に活動したいと考える、同じ企業や団体の社員/職員
学友中心のクラブ	大半の会員(または大半の創立会員)がロータリープログラムの元参加者(学友)または元ローターアクターや元ロータリアンであるクラブ <a href="#">成功している学友中心クラブの事例はこちら</a>	以前に国際ロータリーまたはロータリー財団のプログラムに参加したことがある人、または元会員である人
奉仕中心クラブ	毎月少なくとも2回会って奉仕活動を行い、時には懇親会や募金活動を行うクラブ <a href="#">成功している奉仕中心クラブの事例はこちら</a>	奉仕活動に参加するためにロータリーに入会したが、例会には出席したくない、または出席できない人、あるいは会費がより低額なクラブを求めている人
言語特化型クラブ	例会が開かれる国の言語とは違う言語を共通語とするクラブ <a href="#">成功している言語特化型クラブの事例はこちら</a>	海外駐在者など、共通語を使って互いにつながりたいと考える人、特定の言語を使ってつながりたいと考える人
国際的なクラブ	居住国とは異なる複数国出身の人が会員となっているクラブ <a href="#">成功している国際的なクラブの事例はこちら</a>	世界中の人とつながりたいと考える人、国際交流をしたいと考える人

2024年4月

## クラブの種類・形式・モデル



地区オンラインクラブ	特定の地域ではなく、地区内のどこからでも会員が集い、オンラインで例会を開くクラブ。さまざまなロータリーの体験を味わってみたいという会員のための一時的なクラブ、またはこの形式を好む会員が永続的に所属するクラブとなる	より広い地域のほかの会員とオンラインで知りたいという人、およびボランティア活動を通じて知り合いを広げたい一方で、対面式例会への出席やクラブ会員としてのそのほかの義務を果たせない人。入会候補者の参加、または、さまざまな奉仕プロジェクトやクラブを体験したいという元会員とプログラム元参加者の参加を促すのに最適
------------	--	--

2024年4月

# ロータリー

## 章典

2024年10月

(2024年7月までの理事会決定を含む)



code-of-policies-r  
otary-international

ロータリー章典  
2024年10月

i

## 序文 ロータリー章典

### 目的

本巻には、全般的かつ恒久的な国際ロータリーの方針として法典化されたものが収められている。これらの方針を確立するため、1910年以來、RI理事会、RI国際大会、RI規定審議会における決定が集められた。章典の目的は、現在も有効な全般的かつ恒久的な方針すべてを、一冊の包括的な書物にまとめることである。

### 本書の配列

表題に示されている通り、章典の各章はそれぞれ別個の主題を扱い、各条はそれぞれ別個の題目を扱うようになっている。各章には連続した番号が振られ、論理的な順序で収められている。各章の冒頭にはその章に収められている条のリストが掲載され、各条の冒頭にはその条に収められている節のリストが掲載されている。章典の改訂後に新しい条が必要となった場合、その条は適切な場所に挿入されることになる。

### 番号方式

連続番号ではなく段階的に番号が振られるのは、将来新しい方針が定められた場合に、条内に追加の節を挿入できるようにするためである。必要に応じて新しい節の追加が必要となった場合、既にある番号を一切変更することなく、挿入することができる。例えば、5.010と5.020の間に挿入すべき新しい節は、5.015、あるいは5.010と5.020の間であればどのような番号でもよい。各節の番号にはその条の番号も含まれている。条の番号と節の番号の間には小数点が付されている。例えば、第7.050節は、第7条の第50節となる。

### 改正と新しい方針

理事会は、通常の業務の一環として新しい方針を採択し、現行の方針の改正を行う。改正に関しては、章典の節が改正された場合、理事会の決定事項にその節番号が記載される。一方、新しい方針に関しては、章典に新しい方針が追加されたことが理事会の決定事項に記載される。

## 国際ロータリー章典の目次

留意事項:本章典を PDF で閲覧する場合は、以下の目次から見出しをクリックまたは選択すると、そのセクションに移動できる。

第1章 – 一般規定.....	1
第1条 章典.....	1
1,010. 目的.....	1
1,020. 呼称.....	1
1,030. 解釈原則.....	2
1,040. 定義.....	2
1,050. 組織規定文書との関係.....	3
1,060. 可分性.....	3
1,070. 方針の取り消し.....	4
1,080. 方針の施行.....	4
1,090. 改正.....	4
1,100. 年次補足資料.....	5
1,110. 改訂版.....	5
1,120. 認定.....	5
第2章 – クラブ.....	6
第2条 クラブの会員組織と管理運営.....	6
2,010. RI へのクラブの加盟.....	6
2,020. クラブ・リーダーシップ・プラン.....	10
2,030. RI 外部のクラブの連合組織.....	11
2,040. 1922年6月6日より前に加盟したクラブ.....	11
2,050. 推奨クラブ細則.....	12
2,060. クラブの法人化.....	12
2,070. クラブ活動の法人化.....	14
2,080. 国法の遵守.....	14
2,090. クラブおよび政治活動.....	15
2,100. 武器が関わるクラブおよび地区の行事.....	15
2,110. 武器が関わる行事の法的および保険上の影響.....	15
2,120. 青少年の保護.....	16
2,130. 試験的プロジェクト.....	19
第3条 クラブの呼称、所在地域、所在地域の調整.....	21
3,010. クラブの名称.....	21
3,020. クラブの所在地域(地理的な境界).....	22
第4条 会員に関する一般の方針と職業分類.....	24
4,010. 多様な会員.....	24
4,020. クラブ会員身分の個人的な性質.....	24
4,030. 職業分類および会員に関する一般原則.....	24
4,040. ロータリークラブにおけるロータリー学友の会員身分.....	25
4,050. 会員証.....	25
4,060. 二重会員身分.....	26

第 5 条	会員増加および新会員.....	27
5,010.	会員基盤の成長および増強.....	27
5,020.	新会員.....	29
5,030.	「ロータリーの成長」会員増強運営計画.....	29
第 6 条	元ロータリアンおよび現ロータリアンの家族.....	32
6,010.	元ロータリアン.....	32
6,020.	ロータリアンのパートナーおよびその他の家族の関与.....	32
第 7 条	クラブ例会および出席.....	33
7,010.	クラブ例会の場所.....	33
7,020.	クラブ例会のプログラム.....	33
7,030.	クラブ例会の講演者.....	34
7,040.	クラブ協議会.....	34
7,050.	訪問者およびゲスト.....	35
7,060.	他の奉仕クラブとの合同例会.....	35
第 8 条	クラブのプログラム.....	36
8,010.	活動に関するクラブの自主性.....	36
8,020.	特別行事.....	36
8,030.	職業奉仕の基本原則.....	37
8,040.	社会奉仕の基本原則.....	41
8,050.	クラブレベルのラーニング.....	46
第 9 条	クラブの財務と広報.....	48
9,010.	クラブの財務.....	48
9,020.	RI に対し滞納金のあるロータリークラブおよびローターアクトクラブ.....	49
9,030.	停止処分中のクラブの身分.....	51
9,040.	ファンドレイジに(募金)活動へのクラブの参加.....	51
9,050.	クラブの広報.....	52
第 10 条	クラブ役員.....	55
10,010.	クラブ役員.....	55
10,020.	クラブ会長の資格条件.....	55
10,030.	クラブ会長の任務.....	56
10,040.	クラブ会長エレクトの任務.....	57
10,050.	クラブ幹事の任務.....	57
10,060.	クラブ役員についての意見の相反.....	57
第 11 条	クラブとロータリアンおよびその他の人々との関係.....	59
11,010.	資料配布.....	59
第 12 条	ローターアクトクラブ.....	63
12,010.	ローターアクトクラブの会員.....	63
12,020.	スポンサーシップ.....	64
12,030.	ローターアクトクラブの基盤.....	66
12,040.	標準ローターアクトクラブ定款および推奨ローターアクトクラブ細則.....	66
12,050.	ローターアクトクラブの停止および終結.....	67
12,060.	ローターアクトクラブの標章.....	68
12,070.	ローターアクトクラブの財務.....	68
12,080.	ローターアクトの地区会合および活動.....	69
12,090.	ローターアクト多地区合同情報組織.....	72
12,100.	ローターアクトの多地区会合および活動.....	74
12,110.	ローターアクト指導者のラーニングセミナー.....	76

12,120, 「ローターアクトの成長」会員増強運営計画.....	77
第3章 - 地区.....	80
第17条 ロータリー地区.....	80
17,010, ロータリー地区全般.....	80
17,020, 地区の法人化.....	85
17,030, 地区リーダーシップ・プラン.....	88
17,040, 地区レベルの選挙.....	112
17,050, 地区の記録.....	113
第18条 新クラブ結成推進およびロータリーの拡大.....	114
18,010, 新クラブ結成推進.....	114
18,020, 新クラブ.....	114
18,030, 無地区ロータリークラブ.....	116
18,040, ロータリーのない国および地域への拡大.....	117
第19条 地区役員.....	119
19,010, ガバナーの具体的な任務と責務.....	119
19,020, ガバナーノミニーの責務.....	120
19,030, ガバナーノミニーの選出.....	122
19,040, ラーニングと準備.....	123
19,050, ガバナーおよびガバナーエレクトの空席:ラーニングセミナー.....	130
19,060, パストガバナー.....	130
19,070, 地区ガバナーと地域リーダーの関係.....	131
第20条 地区会合.....	133
20,005, 地区会合の場所.....	133
20,010, 地区大会の概要.....	133
20,020, 地区大会プログラム.....	133
20,030, 地区大会における会長代理.....	135
20,040, 合同地区会合.....	137
20,050, 地区会合の席次.....	137
20,060, 地区研修・協議会.....	138
20,070, 会長エレクト研修セミナー(PETS).....	140
20,080, 地区チーム・ラーニングセミナー.....	144
20,090, 地区クラブ活性化ワークショップ.....	145
第21条 多地区合同活動.....	147
21,010, 多地区合同活動、プロジェクト、および組織の指針.....	147
21,020, 国際共同委員会.....	149
第4章 - 管理運営.....	153
第26条 国際ロータリー.....	153
26,010, 国際ロータリーの戦略計画.....	153
26,020, ロータリーと政治.....	155
26,030, ロータリーと宗教.....	156
26,040, ロータリーの賛歌.....	156
26,050, ロータリーの席次.....	156
26,060, 選挙の指針および選挙運動.....	158
26,070, 選挙に対する不服申し立ての手続き.....	160
26,080, プライバシーに関するロータリーの声明.....	163

26,090.	問題に関する声明	164
26,100.	調停と仲裁に関する指針	165
26,110.	理事とロータリー財団管理委員との関係	166
26,120.	会合、行事、または活動におけるハラスメントのない環境	168
26,130.	ロータリーの多様性・公平さ・インクルージョンへのコミットメント	171
26,140.	行動規範	172
第 27 条	RI 会長	175
27,010.	RI 会長候補者および会長指名委員会に関する規定	175
27,020.	RI 会長の職務	181
27,030.	公式の活動	183
27,040.	理事会を代行する権限	185
27,050.	その他の活動	188
27,060.	年次目標	188
27,070.	職員の支援	189
27,080.	財務	189
27,090.	会長諮問委員会	192
第 28 条	RI 理事会	193
28,005.	理事会に関連する方針	193
28,010.	理事の選出方法	201
28,020.	オリエンテーション、ガバナンス研修、戦略計画	206
28,030.	会合	207
28,040.	国際ロータリー理事会の職務	211
28,050.	理事会の決定に対する提訴	214
28,060.	ロータリーの会合およびラーニング行事におけるパートナーの出席	217
28,070.	理事とガバナーの関係	217
28,080.	理事と地域リーダーの関係	217
28,090.	利害の対立に関する方針	218
28,100.	RI 理事と役員との補償	219
第 29 条	地域リーダー	221
29,010.	地域リーダー	221
29,020.	ロータリーコーディネーター(RC)	223
29,030.	ロータリー公共イメージコーディネーター(RPIC)	227
第 30 条	国際ロータリーのその他の現役員と元役員	232
30,010.	会長エレクト	232
30,020.	会長ノミネー	234
30,030.	副会長	235
30,040.	財務長	235
30,050.	RI の元役員との定義	236
30,060.	RI 役員のエイドのための指針	236
第 31 条	RI の委員会	240
31,010.	委員会の目的	240
31,020.	委員会の種類	242
31,030.	委員会の会合	242
31,040.	委員会の任命	245
31,050.	委員会への連絡理事	248
31,060.	執行委員会	249
31,070.	理事会の常任委員会	253

31,080, 常任委員会 .....	254
31,081, 定款細則委員会 .....	254
31,082, 地区編成委員会 .....	255
31,083, 選挙審査委員会 .....	255
31,084, 財務委員会 .....	256
31,085, 会員増強委員会 .....	257
31,086, 合同運営審査委員会 .....	258
31,087, 合同戦略計画委員会 .....	261
31,088, 合同監査委員会 .....	262
31,090, 合同委員会 .....	267
31,091, 合同 DEI 諮問委員会 .....	267
31,092, 合同ラーニング委員会 .....	268
31,093, 合同テクノロジー委員会 .....	269
31,094, 合同コミュニケーション委員会 .....	270
31,100, その他の委員会 .....	271
31,101, 審議会運営委員会 .....	271
31,102, 現年度国際大会委員会 .....	272
31,103, 次年度国際大会委員会 .....	273
第 32 条 RI 事務総長 .....	275
32,010, RI の最高経営責任者 .....	275
32,020, 理事会を代行する権限 .....	278
32,030, ロータークラブおよびローターアクトクラブに関する事項について理事会を代行する事務総長の権限 .....	278
32,040, 国際大会、規定審議会、決議審議会に関する事項について理事会を代行する事務総長の権限 .....	283
32,050, 地区に関する事項について理事会を代行する事務総長の権限 .....	285
32,060, 財務に関する事項について理事会を代行する事務総長の権限 .....	285
32,070, 一般管理に関する事項について理事会を代行する事務総長の権限 .....	288
32,080, ローター文献、文書および翻訳に関する事項について理事会を代行する事務総長の権限 .....	290
32,090, プログラムに関する事項について理事会を代行する事務総長の権限 .....	292
第 33 条 RI 事務局 .....	296
33,010, 事務局職員に影響を与える方針および福利厚生 .....	296
33,020, 職員の外部でのロータリーとの関与 .....	302
33,030, 国際事務局 .....	303
33,040, 文書受理の締切日 .....	304
第 34 条 ローターの標章 .....	305
34,005, ローター標章の定義 .....	305
34,010, ローター標章の登録 .....	309
34,020, ローター標章の使用の許可 .....	310
34,030, 徽章の使用 .....	311
34,040, 名称の使用 .....	320
34,050, 用箋の使用 .....	332
34,060, その他のロータリーの徽章 .....	332
34,070, 四つのテストの複製 .....	334
34,080, ローターの標語 .....	335
第 35 条 免許契約 .....	336

35,010, RI 免許契約の一般的な原則 .....	336
35,020, RI 免許の認可 .....	339
35,030, 事務総長の責務 .....	341
35,040, ロータリアンによるロータリー標章の使用 .....	343
35,050, ロータリー標章の使用に関する具体的制限事項 .....	345
35,060, 広告および市場開発の制限 .....	347
35,070, 免許に関するその他の事項 .....	348
第 36 条 パートナーシップ(提携関係) .....	351
36,010, 一般的な指針 .....	351
36,020, 戦略パートナー .....	355
36,030, リソース・パートナー .....	356
36,040, 奉仕パートナー .....	357
36,050, プロジェクト・パートナー .....	358
36,060, 団体の認証 .....	358
36,070, 組織全体のプロジェクト .....	359
36,080, コラボレーション団体 .....	359
36,090, 他団体への RI 代表 .....	360
36,100, 他団体の会合出席のための招待状 .....	360
36,110, パートナーシップ提携のためのプロセス .....	361
第 37 条 協賛活動と協力活動のための RI の指針 .....	363
37,010, 会合、行事、プロジェクト、プログラムの協賛に関する指針 .....	363
37,020, 国連との協力 .....	367
37,030, 他団体およびグループとの協力 .....	369
第 38 条 区域、地域、およびセクション単位グループ .....	374
38,010, 区域単位-RIBI .....	374
38,020, 管理上の単位の制限 .....	374
第 5 章 - プログラム .....	375
第 40 条 一般規定 .....	375
40,010, ロータリーのプログラム .....	375
40,020, 評価 .....	376
40,030, 提案されたプログラムの評価と実施 .....	378
40,040, RI の組織全体のプロジェクト .....	380
40,050, ロータリーの学友 .....	380
40,060, ロータリーの推奨プログラム .....	386
第 41 条 ロータリーのプログラム .....	388
41,010, インターアクト .....	388
41,020, 新世代交換 .....	396
41,030, ロータリー地域社会共同隊(RCC) .....	397
41,040, ロータリー友情交換 .....	401
41,050, ロータリー青少年交換 .....	403
41,060, ロータリー青少年指導者養成プログラム .....	418
第 42 条 世界ネットワーク活動グループ .....	421
42,010, ロータリー親睦活動 .....	421
42,020, ロータリー行動グループ ps .....	426
42,030, 世界ネットワーク活動グループの法人化の指針 .....	435
第 43 条 表彰 .....	438

43,010, クラブ優秀賞 .....	438
43,020, 意義ある奉仕賞.....	439
43,030, ロータリー会員増強賞.....	439
43,040, 超私の奉仕賞.....	440
43,050, 奉仕部門功労者賞.....	441
43,060, シルピア・ウィットロック・リーダーシップ賞.....	443
43,070, ロータリー学友世界奉仕賞.....	444
43,080, ロータリー最優秀学友会賞.....	446
43,090, ロータリー人道奉仕功労賞.....	448
43,100, 表彰品交換方針.....	449
43,110, 新しい賞または表彰の提案.....	449
第44条 ロータリークラブ、ロータリー地区、その他のロータリー組織、および他団体.....	451
44,010, 奉仕プロジェクトの開発.....	451
44,020, ロータリークラブ、ロータリー地区、その他のロータリー組織のための他団体との交流の指針.....	452
44,030, ロータリーの名称を使用したり、支援または参加を求めたりするロータリープログラム／組織の年次財務表.....	457
44,040, ロータリーのない国においてクラブがプロジェクトを実施するための指針.....	457
第6章 - コミュニケーション.....	459
第48条 公式言語および翻訳.....	459
48,010, RI 公式言語.....	459
48,020, ロータリー文献の翻訳.....	459
第49条 会員へのコミュニケーション.....	462
49,010, 公式通知.....	462
49,020, 理事会の議事録.....	462
49,030, 手続要覧.....	462
49,040, 組織規定文書.....	463
49,050, 方針の法典化.....	463
第50条 広報および情報.....	465
50,010, RI 広報の目的.....	465
50,020, 企業体と結ぶプロボノ(無償奉仕)関係における広報の指針.....	465
第51条 出版物.....	468
51,010, 機関雑誌.....	468
51,020, ロータリー地域雑誌.....	474
51,030, 新しい出版物のための指針.....	482
51,040, ロータリーリーダー.....	483
第52条 音声／視覚／電子コミュニケーション.....	485
52,010, 視聴覚.....	485
52,020, インターネットおよび電子コミュニケーション.....	485
第53条 その他のコミュニケーション.....	491
53,010, 国際ロータリー資料室.....	491
53,020, ローズ・ボール・パレードのフロート.....	491
第7章 - 会合.....	493
第57条 国際大会.....	493
57,010, 目的.....	493

57,020, ホスト組織委員会 .....	494
57,030, 指針 .....	495
57,040, 開催地の選定 .....	496
57,050, 出席 .....	498
57,060, 宿泊手配 .....	502
57,070, 国際大会での会場監督 .....	502
57,080, 国際大会委員会 .....	503
57,090, クラブの広報 .....	506
57,100, 財務 .....	506
57,110, プログラムの内容 .....	510
57,120, 公式参加者とそのパートナーの役割 .....	517
57,130, 国際大会に関する事務総長の役割 .....	518
57,140, 国際大会後の活動 .....	519
57,150, 国際大会に関するその他の事項 .....	519
第 58 条 国際協議会 .....	521
58,010, 指針および最低基準 .....	521
58,020, 日程の計画 .....	521
58,030, 出席と参加者の責務 .....	521
58,040, ラーニング、プログラム、セッション .....	526
58,050, 出版物 .....	528
58,060, 財務 .....	528
第 59 条 規定審議会および決議審議会 .....	533
59,010, 規定審議会の開催地の選定 .....	533
59,020, 提出された立法案および決議案 .....	535
59,030, 参加者 .....	538
59,040, 地区審議会の代表議員 .....	539
59,050, 会場監督 .....	540
59,060, 規定審議会の議事および機能 .....	540
59,070, 決議審議会の議事および機能 .....	542
59,080, 財務 .....	542
59,090, 支援担当職員 .....	545
59,100, 審議会後の活動 .....	545
第 60 条 研究会 .....	547
60,010, ロータリー研究会 .....	547
第 61 条 RI 会合の一般方針 .....	555
61,010, 会場監督の手引き .....	555
61,020, 会場監督委員会 .....	556
61,030, 会場監督リーダー候補者の資料冊子 .....	556
61,040, RI 会合において推奨される席次 .....	556
第 8 章 - 財務 .....	557
第 66 条 財務に関する一般規定 .....	557
66,010, 年次報告 .....	557
66,020, 監査済み財務報告書 .....	557
66,030, 銀行取引の手続 .....	559
66,040, 財務代行者 .....	559
66,050, 契約 .....	560

66,060, ワン・ロータリー・センターの不動産管理に関する指針 .....	560
66,070, RIとロータリー財団の管理運営業務協定 .....	560
第 67 条 監査 .....	562
67,010, 監査業務部の設置 .....	562
67,020, 独立監査人の任命と評価に関する指針 .....	567
第 68 条 予算 .....	571
68,010, 予算審査プロセス .....	571
68,020, RI 予算を超過する権限 .....	573
68,030, 資本支出 .....	573
第 69 条 経費とその支払い .....	576
69,010, 支出の承認 .....	576
69,020, 旅行 .....	576
69,030, ガバナーの経費 .....	580
69,040, 中央役員の経費 .....	583
69,050, 役員の経費 .....	595
69,060, その他の財務事項 .....	596
第 70 条 投資 .....	598
70,010, 投資方針に関する声明－国際ロータリーの一般資金 .....	598
70,020, RI 準備金方針 .....	618
70,030, 外貨管理に関する方針 .....	619
70,040, 制限通貨 .....	619
70,050, 投資収益予算と投資収益準備金 .....	620
第 71 条 収入 .....	621
71,010, 人頭分担金と比例人頭分担金 .....	621
71,020, 免許契約 .....	622
71,030, 出版物 .....	623
第 72 条 危機管理および保険 .....	624
72,010, 危機管理 .....	624
72,020, RI 理事と役員のための賠償責任保険 .....	625
72,030, 職員の補償 .....	625
72,040, RI 旅行・医療 .....	627
72,050, RI の会議とプログラム .....	627
72,060, クラブと地区の賠償責任保険 .....	628

## 2025-2026年度 諸報告の提出日・提出先一覧

報告事項	期日	報告先
クラブ会員数、会員異動	翌月10日	ガバナー事務所 ①
会員異動(入会、退会、物故会員)	30日以内(但し7月1日と1月1日の会員数は前日までに報告)	My ROTARY より報告
その他情報変更(会員の連絡先、会員種類等の変更など)	その都度	My ROTARY より報告
ロータリー財団寄付	その都度	RI日本事務局※送金前に寄付送金明細書を提出 メール:kifu@rotary.org fax: 03-5439-0405 ③
	寄付認証予定者について翌月10日	ガバナー事務所 ②
米山記念奨学会寄付	上期:7~8月末までに送金 下期:1~2月末までに送金	米山記念奨学会 ※上期は7月初め、下期は1月初めに米山記念奨学会本部より普通寄付送金のお願いがクラブ宛てにメールで届く。送金前に送金明細書を提出 ④
	特別寄付:都度	※送金明細書は、米山記念奨学会のHPよりダウンロードする
	寄付認証予定者について翌月10日	ガバナー事務所 ②
クラブの活動年次計画書	7月	1. ガバナー補佐 2. ガバナー事務所
クラブ定款(名称、住所)の変更	その都度	RI日本事務局へお問い合わせください クラブ・地区支援室 (メール: rijapan@rotary.org)
例会場、例会日時、事務所等の変更	その都度	1. My ROTARYより報告 2. 「ロータリーの友」事務所 3. 米山記念奨学会本部 4. ガバナー事務所
クラブ会長、幹事の変更	その都度	1. My ROTARY より報告 2. ガバナー事務所
次年度クラブ会長、幹事、会計報告	2月1日	My ROTARY より報告 ※現クラブ役員が報告
インターアクトクラブの顧問(アドバイザー)の名前と連絡先の登録	6月30日	My ROTARY より報告 ※2年間にわたり更新しないとインターアクトクラブは終結
クラブの目標設定と進捗報告	目標設定は随時。 進捗報告は6/30まで。	My ROTARYより報告 (MyROTARY→ロータリークラブ・セントラル)
信任状証明書(投票代議員カード付) (会長、幹事のサインが必要)	4月	投票が必要な場合に用紙がRIより送付される。クラブ会員50名毎に1名又はその過半数(26名以上)につき追加代議員1名を選ぶ。 (国際大会出席者が持参してよい)

・上記の書式(用紙①~④)は、第2520地区ホームページよりダウンロードできます。

## 関係事務所

名称・住所	電話	メールアドレス	FAX
国際ロータリー日本事務局 〒108-0073 東京都港区三田1-4-28 三田国際ビル24F			
クラブ・地区支援室	03-5439-5800	rijapan@rotary.org	03-5439-0405
財団室	03-5439-5805	rijpntrf@rotary.org	〃
経理室	03-5439-5803	rijpnfs@rotary.org	〃
業務推進室	03-5439-5802	rijpnpi@rotary.org	〃
ガバナー会事務局 〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-15 黒龍芝公園ビル4F	03-3433-6497	govkai@orange.ocn.ne.jp	03-3433-7395
RIJYEM(ライジエム)事務局 (一般社団法人 国際ローター-日本青少年交換多地区合同機構) 〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-15 黒龍芝公園ビル4F	03-6431-8106	rijyem@air.ocn.ne.jp	03-6431-8107
一般社団法人 ロータリーの友事務所 〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-15 黒龍芝公園ビル4F	03-3436-6651	編集部 hensyu@rotary-no-tomo.jp 管理部 keiri@rotary-no-tomo.jp	編集部 03-3436-5958 管理部 03-3436-5956
公益財団法人 ロータリー米山記念奨学会 〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-15 黒龍芝公園ビル3F	03-3434-8681	mail@rotary-yoneyama.or.jp	03-3578-8281
公益財団法人 米山梅吉記念館 〒411-0941 静岡県駿東郡長泉町上土狩346-1	055-986-2946	yumh@ai.tnc.ne.jp	055-989-5101
ロータリー文庫 〒105-0013 東京都港区浜松町2-7-16 第3小森谷ビル別館6F	03-3433-6456	rotary-bunko@msg.biglobe.ne.jp	03-3459-7506



## 国際ロータリー日本事務局 事務所のご案内

住所: 〒108-0073 東京都港区三田 1 丁目 4-28 三田国際ビル 24F

電話メール: クラブ・地区支援室 03-5439-5800 / [rjapan@rotary.org](mailto:rjapan@rotary.org)  
財団室 03-5439-5805 / [rjpntrf@rotary.org](mailto:rjpntrf@rotary.org)  
経理室 03-5439-5803 / [rjpnfs@rotary.org](mailto:rjpnfs@rotary.org)  
業務推進室 03-5439-5802 / [rjpnpi@rotary.org](mailto:rjpnpi@rotary.org)

FAX: 共通番号 03-5439-0405

業務時間: 平日 9 時 30 分 - 17 時 30 分 (12:30-13:30 昼休)  
(土日祝祭日はお休みとなります)

### 主な業務内容:

クラブ・地区支援室: 定款・細則、クラブ・地区運営、My ROTARY アカウント登録  
財団室: 財団への寄付、認証、補助金  
経理室: 人頭分担金・寄付の入金処理  
業務推進室: 認証品発送、電子資料案内

### アクセス:

都営地下鉄大江戸線 「赤羽橋」 赤羽橋口より徒歩3分  
都営地下鉄三田線「芝公園」 A2 出口より徒歩7分  
JR 京浜東北線/山手線「田町」三田口(西口)より徒歩 10 分



駐車場: 地下 1 階 30 分/300 円 (7:00-22:00)  
問合せ先 東京ガレージ TEL:03-3455-1483

108-0073 東京都港区三田 1 丁目 4-28 三田国際ビル 24F 国際ロータリー日本事務局

Tel 03-5439-5800 Fax 03-5439-0405 WWW.ROTARY.ORG

**UNITE  
FOR  
GOOD**



仙台 ガバナー事務所

980-0014

宮城県仙台市青葉区本町 1-1-8

TEL: +81 22 224-0151

(022) 224-0151

Fax: +81 (22) 224-0152

(022)224-0152

Email:ri2520-sendai@sage.ocn.ne.jp

